

会 議 録

会議の名称		令和5年度第1回つくば市特別職報酬等審議会		
開催日時		令和5年(2023年)6月2日 開会14:00 閉会16:00		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室		
事務局(担当課)		総務部人事課		
出席者	委員	前田 聡委員(会長)、祐川 直己委員、段林 優衣委員、土屋 秀委員、寺内 晴香委員、柳田 貢委員、山本 さゆり委員、吉岡 隆久委員(会長職務代理者)		
	その他			
	事務局	総務部部長 塚本 浩行、総務部次長 山田 正美、人事課長 松本 光由、人事課長補佐 鈴木 尚、人事課係長 高橋 啓、人事課主査 関根 朝美、人事課主任 椎名 太平、議会事務局議会総務課長 町井 浩美、議会総務課長補佐 大坪 哲也、議会総務課長補佐 浅野 公彦		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市議会議員の議員報酬等の見直しについて		
会議録署名人		確定年月日		年 月 日
会 議 次 第	1 委員任命 2 市長挨拶 3 委員紹介 4 会長選任 5 開会			

6	議事
(1)	つくば市の議員報酬等の見直しについて
7	その他
8	閉会

< 1 委員任命 > 略

< 2 市長挨拶 > 略

< 3 委員紹介 > 略

< 4 会長選任 >

事務局：ここで委員の皆様をお願い申し上げます。これ以降については議事録を AI で編集する関係上マイクを通しての、御発言をお願いいたします。なお、当審議会の事務局は、つくば市総務部人事課で対応させていただきます。よろしくお願いたします。それでは初めに、会長の選任を行いたいと思います。つくば市特別職報酬等審議会条例第 4 条に基づきまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。会長の選任について、いかがでございましょうか。

柳田委員：はい。流通経済大学の前田さんでいかがでしょうか。

事務局：今、前田委員というお話ございましたが前田委員その提案についていかがでしょうか。

前田会長：御異論なければ、お受けさせていただきたいと存じます。

事務局：はい。委員の皆様にお伺いたします。今、前田委員を会長に選任するというお話がございましたが、異議ございませんでしょうか。

委員：(なし。の声)

事務局：それでは前田委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは前田会長、会長席の方にお移りいただけますでしょうか。

事務局：それではここで前田会長から一言、御挨拶いただきたいと思えます。お願いいたします。

前田会長：大変恐縮でございますが、御指名をちょうだいしまして、また皆様の御推挙によりまして、会長職を引き受けさせていただきたく存じます。つたない進行になる可能性もあるかと思えますが、皆様のお力添えで何とか遂行して参りたいと思えます。よろしくお願いいたします。また、先ほど市長からもございましたが特に議員報酬に関して、あるいは議員の処遇、全体的な処遇の問題というところもあるでしょうけれども、その中でも議員報酬の問題というのは、非常に真正面からいろいろと意見が激突しやすいことでもございますし、またつくば市で恐らくそういうことはあまりないかと思うのですが、他の自治体では別の形で問題が生じていたりですとか、さらには国政レベルでもいろいろ議論があるというような論点でもございます。そういった中で市民、あるいは専門家の知見ということを反映させるということには非常に重要な意義があると私も考えております。皆様方のお力添えをいただいて、何とか進めて参りたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

事務局：はい。前田会長ありがとうございました。それでは以降の進行は会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

< 5 開会 >

前田会長：はい。では私の方で以降進行させていただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。まず、つくば市の特別職報酬等審議会

条例の第4条第3項に基づきまして、私、会長の方に事故または欠けた場合に、その職務を代理する委員を指定する必要があるがございます。これにつきましては、吉岡委員に恐れ入りますが代理をお願いしたいと思っておりますが、吉岡委員いかがでしょうか。

吉岡委員：はい。よろしければお受けいたします。

前田会長：はい。ではこちらにつきましては吉岡委員に、よろしくお願いたいと思っております。ありがとうございます。続きまして本審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき公開で行うこととなります。事務局に対しまして、傍聴の希望があるかどうかお尋ねしたいと思っております。

事務局：傍聴の希望は、本日はございません。

前田会長：ありがとうございます。では本日は傍聴の希望者がなかったということで傍聴者なしで、この後会議を進めさせていただきます。また、本日委員の皆様全員の御出席でございますので、つくば市特別職報酬等審議会条例の第五条第2項に基づきまして会議を開くことといたします。では続きまして、これから実質的にお話を進めて参りますけれども、諮問内容につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは、諮問内容の御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

〈諮問内容の説明〉

前田会長：ありがとうございました。では議事に入って参りたいと思っております。お配りいただいている資料に基づいてということになるかと思っておりますが、事務局から内容の御説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは資料の方、事務局より説明させていただきます。
まずは資料の確認をさせていただきます。

〈配布資料の確認および説明〉

前田会長：はい。ありがとうございました。今、資料を基に事務局から御説明をいただきました。大分、噛み砕いて御説明いただいた箇所も多かったかと思いますが、分量もございましたので、委員の皆様方から御質問、確認なされたい点ございましたら遠慮なく御発言いただければと思います。では、土屋委員お願いいたします。

土屋委員：はい。資料5ですが、こちらの財政力指数ですが、他の市町村と比べて、この指数が一般的に良いのか悪いのかというのが分からないのですけども、そういった資料はございますか。

事務局：今、手元にはないので次回御用意させていただきたいと思いますが、1を超えているかどうかは国の方の交付金の不交付、交付の基準になっています。1を超えていると財政力はそれなりにあるということで、国からの交付金の対象にならない団体になるのですが、茨城県の中ではつくば市と東海村が1を超えていると思います。参考までに今の段階でお伝えできることとなります。

前田会長：はい、ありがとうございます。つくば市と東海村が1を超えていると。それ以外の市町村はどうなっているのでしょうか。

事務局：そうですね、次回お渡ししたいと思います。美浦村もひょっとしたら該当するかもしれないですが、多くても3から4、少なければ先ほど言った2市町村、つくば市と東海村になります。

前田会長：おそらくは、それほど多くはないということですね。

事務局：そうですね。茨城県内ではそういう状況になっております。神栖

も1を超えている可能性がありますので、そこを示したいなと思います。

前田会長：いずれにいたしましても、そちらは参考にやはり有益な情報かと思っておりますのでよろしく願いいたします。いかがでしょう。他の委員の皆様方から。一般的にわからないこともいろいろあるかと思っております。祐川委員お願いいたします。

祐川委員：はい。資料5の裏面ですが、ここの中段あたりに、うち議会費という項目があるのですが、議会費というものに含まれるものは何ですか。その議員の議会費以外に、含まれるものがあるかないか教えていただきたいのと、その一段上にある人件費というものの中にこの議会費というのが含まれているかどうか、教えていただければと思います。

前田会長：議会費の中に人件費が含まれるかということと、人件費の中に議会関係のものが含まれるのかどうかということですね。

事務局：ちょっと調べた上で回答させていただきます。

前田会長：わかりました。では、それはお調べいただいて、その際に1点付け加えていただきたいのですが、議員報酬はどちらの方でカウントされるものなのか、これも合わせて。

事務局：申し訳ございませんでした。議会費の主な内訳ですが、ここに前田会長おっしゃったように市議会議員の報酬も期末手当等々含めて入っております。その他の共済費等、あとは議会の運営に使う傍聴者用の音声表示のシステムの賃借代とか、議会運営にかかるそういった事務的な経費もここに含まれております。

前田会長：人件費の方にも、その議会関係の人件費はこちらには含まれない。その報酬等についてはこちらには含まれない。

事務局：議会局の一般職の給与についても、議会費の中に含まれておりま

す。

前田会長：わかりました。

事務局：はい。その他もう少し細かく、不足かもしれませんが、議会運営に要する経費ということで、旅費であったり、議会事務局の中で使う物品関係の需用費であったり、そういった細かいことも議会費の中には入っております。

前田会長：祐川委員よろしいでしょうか。

事務局：はい。ありがとうございます。

段林委員：質問よろしいですか。

前田会長：どうぞ。

段林委員：おそらく人口が多いという話と、税収が多いかということが必ずしもイコールではないかなと思っておりまして、できれば税収に対する議員さんの定数であったりとか月額だったりとかが知れると、より詳しい議論ができるかなと思ったので、よろしければ御用意いただければ幸いです。

前田会長：ありがとうございます。税収との関係で、例えば一つの取り方としては税収が大体どの程度の自治体における議員さんの人数、議員さんの定数ですか。あるいはもう一つの尺度となるのは同じぐらいの定数の自治体の税収ですかね。どちらかというとな前者の方が参考になりそうな気がしますが、そういったものについても、確かに議論の参考にはなるかと思しますので、恐れ入りますがよろしく願いいたします。

事務局：はい。次回お示ししたいと思います。

段林委員：ありがとうございます。

前田会長：いかがでしょう。この他にも、この資料の中で不明点ですとか、あるいは率直に知りたいということも、いろいろあろうかと思

ますけれども。

寺内委員：はい。

前田会長：寺内委員どうぞ。

寺内委員：資料5にあった先ほど施行時特例市の方で住民規模が近い市というふうに説明があったと思うのですが、その条件がちょっとわからないです。先ほど言っていたように人口と税収を合わせたもので近い市なのか、それとも面積なのか、どういう意味で住民の規模が近い市という条件で出しているのかが、ちょっとわからなかったので詳しく説明をお願いしたいです。

前田会長：はい。では事務局からもう少し詳細に選定された基準について、もし御説明、補足いただけるようでしたらお願いいたします。

事務局：はい。まず、施行時特例市ということで、特例市というものは、人口が20万人以上という要件を満たして指定されるものです。基本的な人口規模でその他、総務省で色々やるのですけれども職員数の規模や、先ほど委員からお話あったように面積規模とか、様々な要件がそこには含まれています。総務省で、全国の自治体がある程度カテゴライズをしていて、そのカテゴライズされている中に含まれているところでの比較になります。先ほど言ったような人口規模、面積規模、職員数の規模という形ですね。そこに税収が細かく入ってくるのですが、その財政的な規模感がどこまで入っているかは、今、知識としてないので、そこも次回もし可能であればお示ししたいと思います。

前田会長：ということは、施行時特例市の要件に合致している自治体の中で、つくば市と人口規模等で類似する近いところを選んでいると。だから、最低限その施行時特例市の要件を満たすところでは、一応客観的な数値があるということですよ。わかりました。寺内

委員いかがでしょうか。大丈夫ですか。

寺内委員：そういった意味では結構似ている市を選抜しているとのことなので、先ほど言っていた税収とか、もしかしたら似ているかもしれないから総合的に見て同じような市が並んでいるということは、このランキングは結構総合的に見て使えるデータということで間違いはないですか。

前田会長：という理解で、おそらく市側としては御提供いただいている、ということですかね。

寺内委員：わかりました。ありがとうございます。

前田会長：おそらく、これだけですと確かに分からない部分もあろうかと思っています。今のようなお話、重要なことかと思っています。この選択ですと、税収の話というのは直接扱われてこないというお話ですので、先ほど段林委員の御指摘の税収規模等もちょっと加味したデータは重要になってくるという気がいたします。

事務局：はい、ありがとうございます。次回、もう少しこの施行時特例市とは何なのかというところと、類似団体とは何かという点は、もう少し詳しく御説明させていただきたいと思います。ありがとうございました。

前田会長：すいません。お願いいたします。

事務局：先ほど、お話のありました財政力指数について令和4年度の数値が手元に資料としてございましたので、確認させていただきます。財政力指数で1.0を超えているのは茨城県内では、つくば市、神栖市、東海村の3市町村のみという結果となっております。以上です。

前田会長：ありがとうございます。不勉強で申し訳ないのですがけれども、東海村がそうだろうというのは想像に難くない部分もあるのです

が、神栖は何か事情として考えられることが何かありますか。す
いません。御存知の範囲で結構ですので。

事 務 局 : 大企業が立地している臨海の工業地帯がありますので、その影響
だと考えられます。

前 田 会 長 : わかりました。ありがとうございます。1を超えている自治体が
本県ですと、つくば市と東海村と神栖市だけというのは、なか
か興味深いといいますか、参考になる資料ではないかなという
ふうに思います。ありがとうございます。ちなみに私の方から、お
恥ずかしながら本当は知っておかなければならなかったことな
のですが、荃崎町と合併したのは平成15年でしたっけ。おそらく、
さっき御説明があったかと思いますが。

事 務 局 : 荃崎町と合併したのが平成14年の11月ですね。

前 田 会 長 : 11月ですね。ということは基準で出している15年と
いうのは、まだ議員さんの改選とかが行われていない時期になる
のですかね。つまり合併した際にそのまま議員さんの在職に関し
ては確か特例がありましたよね。

事 務 局 : はい。おっしゃる通りです。当時の荃崎町の議員はそのままとい
う形です。

前 田 会 長 : そうなると、議会費がこの年だけ、ちょっと額として大きくなる
のは突発的な現象ということですよ。

事 務 局 : そうですね。単純に議員数も一時的に多くなっているという状況
もあろうかと思えます。

前 田 会 長 : その合併時の情報としては、そういう前提があるということす
ね。わかりました。ありがとうございます。どうでしょうか。も
うどんな細かな点でも結構かと思えます。初めて見るタイプの資
料も多いかと存じます。私も初めて見るタイプの資料が結構多い

ので。

段 林 委 員 : 私もこのラスパイレス指数を初めて拝見しまして、こちらも他の自治体の平均などが分かるとより参考値として扱いやすいなと思ひまして、よろしければ御用意いただければ嬉しいです。

前 田 会 長 : 先ほどのお話からすると、税収のレベルで大体同じぐらいの税収のところですかあるいは人口規模で同じぐらいのところ、あるいは議員定数で同じようなところで、いくつか情報提供していただくのが、もしかすると有益かもしれませんね。

事 務 局 : はい。承知しました。ラスパイレスの数値も併せて、その辺を整理させていただきたいと思ひます。

前 田 会 長 : よろしくお願ひします。

事 務 局 : 会長すいません。参考になるか、つくば市のラスパイレスの状況をお伝えさせていただきたいと思ひます。冒頭の資料説明で申した通り、国の職員を 100 として、それと比較して市の事務職の職員がどの程度の給料なのかを示したのがこのラスパイレス指数になるのですが、データは次回お示しするとして、つくば市は県内市で同規模ぐらいの市と比べると指数が低い状況にあります。これは職員の年齢構成とかが影響してくる部分があるのですが、平成 29 年度から職員の採用試験について、年齢制限を撤廃し、つくば市の場合は 59 歳まで受験することが可能な状況で採用試験の方を行っています。そうすると、年齢の高い方が合格して入ってくるのが他の自治体と比べて多く、当然初任給はある程度経歴を加算するのですけれども、最初の役職としては 1 番低い役職に置きますので年齢に比べて給料が低いと、年齢が高くて月額の高い職員が他の自治体と比べて多いというところがこの指数を下げている要因かと一応分析しています。参考情報としてお伝えさせ

ていただきます。

前田会長：ありがとうございます。

段林委員：ありがとうございます。

前田会長：本筋からずれるかもしれませんが2点ありまして、まず県内の他の自治体で年齢要件を事実上、撤廃にほぼ近い話だと思ふんですけども59歳までということになると、そういう自治体あるいは大幅に緩和している自治体が結構あるのかどうかということと、それから入職される方の年齢層の幅は広がっているものなののかについて、これは印象でも結構ですので教えていただければと思います。

事務局：まず、例えば県内の自治体の採用において年齢の上限を、どこまで設定しているかというところは、当然、各市町村の裁量事項になりますので、つくば市のように実質59歳までというようなところまで門戸を広げているところは県内で知るところはないです。これまで非常に多かったのが、一定の、いわゆる30歳とか35歳というラインを上限に設定している自治体は結構多く聞くことがあります。やはり、ある一定の職歴を重ねて30歳というところになると、勤めていた会社等で一通り大体業務がわかってくる中で、そこで転職を迎え入れる体制を整えたいという意識があるものだと思います。以前つくば市においても、年齢制限撤廃するまでは、35歳という上限を一つのラインに設定した経緯もございます。加えて入庁者の年齢は感覚的なところにはなってしまいましたが、入所の時期によってかなり色があります。つくば市の場合10月と4月に定期的に採用しまして、10月は中途採用という色合いになりますので、こちらに関してのボリュームゾーンは20代後半から30代前半になります。40歳以上になると全体の多くて1割程度に

なります。さらに4月採用に関しては大卒の新卒の方たちの採用に多く割くこととなりますので、基本は20代で、30代以上は全体の2割程度かなというところですが、年齢制限を撤廃しているので50代で入庁される方もいるのですが、全体の本当に数パーセントになりますので、毎年1人2人ぐらいです。加えて、昨今就職氷河期世代に対する支援ということで30代から50代の方の採用を積極的に進めている自治体もありますので、通常採用・定期採用ではなく別枠を設けて採用しているケースもあります。おそらく近隣でも、59歳まで受け入れている、別枠での違う採用の試験をして受け入れている自治体もあるかと思えます。以上です。

前田会長：ありがとうございます。もしかすると、本筋からずれるかもしれませんが、ただ当市におけるラスパイレス指数の解釈ということとの関係から少し確認をしておくべき事項かなと思ひました。ありがとうございます。いかがでしょうか。数値的な話ですと他にもいろいろあろうかと思ひますが。

段林委員：よろしいですか。

前田会長：お願いします。

段林委員：はい。資料2でつくば市議会の年齢構成についてですけれども、こちらをできれば、つくば市の人口の中での年齢の分布と、この議員さんの年齢の分布の人数比率というのが知れると良いかなと思ひておりました。と言いますのも、これは考え方によるかと思うのですが、可能であれば各年齢によって、その方々の思想を反映できるようにするためには、できればその人口の中、同率で選出された方がより反映されやすいのかなと考えています。それが例えば議員さんの今回の報酬ですね、報酬が少ないから若手がなりにくいとか、なりやすいとかっていうのに、もしかしたら関連

するのかなというのが1つ。また他市ですね、他の市で例えば報酬が高い方がなり手が多いのかですとか、低いと年齢が高い方が多いのかですとか、その関連性がもしかしたらあるのかなというのが少し気になりまして、この質問をさせていただきました。どの数値を出すのが一番今私が考えている疑問が反映されるのかは私も曖昧なので、御意見いただきたいのですけれども。

前田会長：はい。なるほど、ありがとうございます。今のお話を私なりに理解ができているかちょっと自信がないのですけれども。まずつくば市の年齢、だいたい世代構成と申しますか、そういったものがまず1点ということになりますね。それに応じて、これがどれぐらい議員さんの年齢と対応しているのかということがまず1つ見えてくるだろうと。これができるのかどうかは事務局に聞いてみないとわからないと思うのですが、例えば先ほどから何度か上がっています。税金がだいたい同程度あるいは人口規模がだいたい同程度といったような自治体における構成ということですかね。そうなってくると例えば似たような傾向であるならば、必ずしもその報酬の問題以外のことが出てくるのではないかと、あるいはやはりその偏りとか、何か特徴的なところが見出せるのであるならば、それは何か報酬、あるいはそれも含めた何らかの傾向が読み取れるのではないかと申すことですね。

段林委員：おっしゃる通りでございます。

前田会長：いかがでしょう。これは多分御用意いただけると申すのですが、つくば市の住民の方の年齢構成、世代構成ですね。これがまず1つ。この資料としてまとめている自治体全てについて必要かどうかはあると思うのですが、先ほどから上がっているような指標で整理をしていただいた自治体の中から、その年齢構成

とそれからその自治体の世代構成ですか、そういったことに関してわかるデータということですが。このあたりは私も大変今の御指摘は興味深いなと思いますので、もしよろしければ。大変重要な資料になるかと思っておりますので、できれば。

事務局：手を動かしてみないと分からない部分はあるのですが、他の自治体の議員年齢をどこまで探れるかが、ちょっと難しいかなと思っています。年齢別人口の割合は、当然、各種自治体統計データはホームページに載せていますので、そこから拾うことや他の自治体に聞くことは十分可能かと思っております。

前田会長：議会議員さんの年齢構成は出しているところ、出していないところが多分ありますよね。議員さんの情報としてしか多分出してないところが多いかと思うのですが。年齢情報に関しては。

事務局：当市も議員名簿は、当然ホームページには載せていますが、年齢についてはそこで公開している情報ではなく、内部情報としてまとめているデータになります。

前田会長：わかりました。こちらについては例えば県内自治体という絞り込みや、あるいはTXの沿線の自治体といったような絞り込みもできるのかなという気もいたします。可能な範囲でぜひお願いしたいと思っております。

祐川委員：すいません、関連でよろしいですか。

前田会長：お願いします。

祐川委員：今お話があった資料2の年齢構成ですが、これもちょっと軽い衝撃を受けながらこの数値を見て、20代1人、30代1人なのかと思ったのですが、なかなかこのつくば市を見たときに、近隣市町村に比べると若い方が多いのかなあという印象があったので、それにもかかわらず、かなり年齢層が上に固まっているな

という印象を受けました。このような議会の年齢構成というのが、この直近の選挙によってたまたまこうなっているのか、それともここ数回の選挙のトレンドとしてこういうものなのかというのを確認したいと思ひまして、例えば過去数回の議員の年齢構成比という資料を確認させていただけるとありがたいと思ひます。

前田会長：そうですね。これが令和5年ですから直近の選挙の結果なのだろうと思ひますが、その前ないしその前の前に関して。

事務局：はい。選挙ごとのその当選時の議員の年齢構成は、過去に遡って調べることができますので。例えばどれくらい遡って、お示ししたらよいでしょうか。3回から5回分くらいでしょうかね。

祐川委員：そうですね。一定のトレンドを見るならば3回から5回もあれば十分かと。

事務局：はい。ちょっと調べてみないとわかりませんが、追えるところで追ってみたいと思ひます。

前田会長：おそらく5回あれば、先ほど市長からもお話がありましたけれど30年近くにわたって議員報酬が据え置かれてきた状況を考えると、5回程度の情報があれば十分、判断に資する情報になり得るのかなという気がいたします。

事務局：関連部局とも調整させていただいて、なるべく御提示できるようにしたいと思ひます。ありがとうございます。

前田会長：よろしくお願ひします。祐川委員ありがとうございます。29歳の方が、現在最年少でいらっしゃるということは、もう次の方は、30代に入られるってということになるのですかね。いかがでしょう。細かな点でも、特に初回でございますので、不明点ですとか率直に知りたいといったようなことで結構かと思ひます。ささいなことでも結構です。

寺内委員：1つだけいいですか。

前田会長：お願いします。

寺内委員：先ほどの感想ですが、私は今学生で周りもほとんど20代なのですが、やっぱり選挙に行っていない人が多く、それが多分、若い議員がない1番の理由かなというふうに思っています。実際、私も選挙に行くために実家に帰らないといけないことも多いので、しみじみと感じます。質問ですが、議員報酬についてですが、議員の皆さん多分、議員の仕事だけじゃなくて自分の仕事もされている方がかなりいらっしゃると思うのですが、その給料と合わせてどれほど年間で給料をもらっているのかっていうのは、大事なかなというふうに思っていて、その表もいただければ嬉しいなと思っています。

前田会長：すみません。事務局の方からとりあえず、まず回答お願いいたします。

事務局：実は同じような御質問を前回の審議会の時もいただきまして、2回目の時に御提示しています。議員の任期は前回と同じですので、その資料はすぐに御用意できますので、次回、お出しさせていただきますと思います。内容は、両極になっているのがデータとしてありまして、議員報酬以外の収入で見たときに、0から25万円という方と、300万以上という方の両軸にほぼなっているかなと。あとは、その間に満遍なく散らばっているような形で少ない方と多い方が両極としてデータとしては出ています。細かいお話はまた次回させていただければなと思います。これは議員報酬以外の兼業収入の分布ということで、公開していただいている資産公開のデータから拾い上げたものになります。

前田会長：なるほど。資産公開はされているわけですね。公開されている

データを基礎にして、このデータを御提供いただいたということですね。

事務局：はい。

前田会長：ありがとうございます。寺内委員からもありましたが、特に地方議会の議員さんの場合ですと兼業されているケースもあるだろうと思います。そことの兼ね合いということで、その報酬の額の妥当性という議論があるかと思いますが、おそらく兼業している収入の多寡自体がダイレクトに反映するかどうかという問題はあるかと思うのですが、ただし、前回の審議会での御意見の中に他の自治体と比べてつくば市はその議員定数に対する候補者数が多くて倍率も高いということをお案すると、必ずしも議員報酬の額自体が何らかインセンティブないしはマイナスの方向の何か要因になっているとは限らないという評価もあると思います。また、それ自体はあり得る評価だと思います。しかし、その一方で転職をされる方が実態としておそらくかなり多いだろうということをお考えますと、それは参考資料としてはやはり重要なことだと思います。ではすいませんが、事務局には御面倒おかけしますがよろしく願います。

吉岡委員：すいません。もう1つ願います。今のデータを男女別で出すことはできますか。女性だと兼業が難しいとか、色々そういうことの影響も考えられる場合もあるかと思いますが、データがあると有難いなと思います。

前田会長：そうですね。今、性別でということですけども。

事務局：おそらく大丈夫だと思いますので、御用意させていただければと思います。

前田会長：どうぞよろしく願います。

祐川委員：すいません。そのデータは年齢分布と紐づけることはできますか。

前田会長：そうですね。資産公開の範囲内であるならば、おそらく。ご面倒
おかけしますが、やっていただけると大変ありがたいのです。

事務局：はい。そこも可能かと思imasので、用意させていただければと
思います。

前田会長：ありがとうございます。おそらく先ほど紹介をした、前回の審議
会の御意見の中と関係する話かと思imas。インセンティブの問題
ということ考える場合に、やはり議員報酬は一定程度その議
員さんのリクルーティングの上でインセンティブになる要素の1
つだと思imas。その時にやはり議論の材料としては重要かと思
imasので、よろしく願いいたします。ちなみに私の方からで
すが、印象論で全く結構でございますので、ここだけの話という
言い方をするとちょっと語弊がありますが、議員さんの間でどう
いうふうな意見があったりとかは、皆さんの方でお耳に挟んでい
たりとかはござimasか。この議員報酬に関する意見というのは、
もちろん言える範囲と言えない情報があるかと思imasのですけれど
も。議論の所在がわかれば結構です。

事務局：10年前ぐらいもいたのですが、その当時から報酬は全く変わって
いないですね。やはり、なかなか議員さんも非常に報酬の部は言
いづらい部分もあるかと思imas。ただ、議員さん方も言えない
けれども報酬はある程度上げていただければなという思いがある
方が多いのではないかと思imas。実際には聞いては
ないですが、報酬等審議会の中でそういう議論があるということで話
題にはなりますので、その際に平成6年から上がってないとい
うことで、やはり「ちょっと少し低いかな」なんていう御意見も実
際にはあります。

前田会長：ありがとうございます。私が知りたかったのは、あくまでも議員あるいは地方議会というのは自立的に運営されるべき組織でもありますので、そういった観点からすると御自身たちでどういうふうにお考えになられているのかというあたりは、どこか片隅に置いておいた方がいいのかなと。もちろん、これが議会だけの単独で実質的に決めていい話かどうかということはある程度でもありますし、だからこそ審議会が設けられているということですから、一方でやはり実際にその職務に従事をしていただいている議員さんたちがどういうふう感じて、どういう問題意識を持ってらっしゃるのかなということは、頭の片隅に置いておいた方がいいのかなと思ひましてお伺いした次第です。ありがとうございます。いろいろと確認したい点等もあるかとは思いますが、今回ここから実質的に参考資料も御提示をいただきながら議論を進めていくという形にはなります。いかがでしょう。委員の皆様方から今後の議論の焦点を絞り込んでいくということも含めまして、率直な感想ですとか、御意見、あるいはこういった点を問題点として論点とすべきではないかといったことについて、お伺いして参りたいと思います。これまで出て参りました委員の皆様方からの質問と重複していただいても結構でございますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思います。

段林委員：すいません。今日すごく面白くというか、興味深くお伺いできたと思うのですが、今日お話を聞いていて一番思いましたのが、「前回の意見で定数よりも倍率が高いから、なり手が不足しているわけではない」というふうには書いてあるものの、倍率が高いから質が高い議員が立候補しているか、というのは必ずしもイコールではないと私は思っています。より質が高い、質が高いって何を

基準にするかということはあると思うのですが、より良い議員の候補の方に立候補していただく上で、今兼業の方がほとんどだよねという話、もしくはゼロに近い方がというふうに、大きく分布が分かれているという話で、次回それは伺いできればと思うのですが。その上で、少しでもより質の高い議員の方に立候補をまずしていただくという上では、私は報酬を上げていく必要があるのではないかなと感じました。それは今の話もそうですし、他の同規模の市町村等を比較しても、そうなのかなというのは感じましたので、また次回、より詳しい資料を拝見して、本当にそういう意見が正しいのかも確認ができればなと思っております。以上でございます。

前田会長：ありがとうございます。あくまでも推測ですが、こういった前回の審議会の御意見が出てきたことの一つは、委員の皆様方も御承知の通り自治体によっては、そもそも定数に満たない、立候補者としてあげられない、無投票で当選が決まってしまうような自治体もあって、なり手不足が深刻化しているという実態があるということは報道で皆さんもご承知の通りかと思えます。つくば市はおそらく、そういったことで困っている現況にはないという認識が前提にあるお話かと思えます。無論、より信頼に足る議員の候補者の方が多く出ていただくことは望ましいに決まっているわけでありますので、そういった観点から言って議員報酬が現行のままで妥当かどうかということは、確かに論点となろうかと思えます。ありがとうございます。いかがでしょう。委員の皆様方から、自由にちょっと御意見を伺いたいのですけれども、柳田委員、何か率直な御感想等で結構でございますので、ぜひお願いしたいと思います。

柳田委員：議員報酬ということですが、他の市町村を見るとちょっと低いかなというのはあって、あとは議員さんの年齢構成を見てもちょっと高いのではないかなと思います。議員さんの活動は市民の方の意見を吸い上げて、それを市に持っていくというのが議員さんだと思います。その議員さんが、どういう活動をしているかが重要なのではないかなと思います。人口で定数というのは分かるのですが、その人たちがどういう活動をしているか、それに見合った報酬なのかということだと思います。議員さんは様々な活動をしているとは思いますが、それに見合った多分活動費も結構この報酬の中から自分で支払っているのではないかなというのが、その辺は見えてこないのです。ちょっと少ないかなとは思いますが。

前田会長：はい。ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思えます。今、私も漠然と思っていたことを柳田委員におっしゃっていただいたので、そうかなと思ったのですが、おそらく先ほど事務局の方から御案内があった兼業されている議員の方と、議員職に専念されていらっしゃる方が二極化しているだろうという推察がありましたけれども、やはり、地方議会の場合であってもという言い方が適切かどうかわかりませんが、地方議会においても兼業の方が多いただろうとは思われる一方で、議員活動に専念される方もいらっしゃるだろうと。それはそれで一つのあり方としてあるかと思えます。ではそういった場合に、その活動はどのように賄われているのか、あるいは、専業の方に限ったことではなく兼業の方々についても、この報酬というのが丸々単純に活動に対する対価となっているのかということ、必ずしもそうとは限らないだろうということもあるとは思われます。そういった観点ですとか、年齢構成との兼ね合いということで考えると、年齢構成の論点というの

はいろいろ議論の余地はあるかと思うのですが、確かに幅広い層の方に議員になっていただくという観点から考えた場合に妥当かどうかということは、議論すべき論点であるかと思います。そういったような兼ね合いですね。これは政務調査費ですとか政務活動費そちらの方との兼ね合いということもあるかと思います。今回の諮問事項ではございませんけれども、若干そういったことも、その報酬以外の制度に関することも多少意識した上で議論を進める必要もあろうかと。今の御指摘から言えることかとは思いますが、ありがとうございます。山本委員、恐れ入ります。感想でも御意見でも、ぜひよろしくお願ひいたします。

山本委員：はい。ありがとうございます。ここ30年以上変わってないことを伺いましたのと、あと前はコロナ禍でかなり苦しんでいらっしゃる方が多い状況で、このタイミングで上げるのはというような御意見も出ていたと思います。上げるタイミングとしてはコロナも落ち着いて物価も上がって、中小企業も物価が上がっているためかもしれませんけど給与を上げてきているというところもあるので、今のタイミングで上げるというのも検討してもよろしいのではないかと思います。この審議会のタイミングで、じゃあ幾らに上げるのかという、そこまでこう決めていくものなのでしょうか。それとも、妥当なのかどうかというところで今回は終わりでしょうか。

前田会長：すいません。これも確認をしておかなければならない事項ということになるのですが。仮にその報酬額ということについて、引き上げが妥当であると言った場合に、これは私が聞くべきことなのかどうかというのがあるのですが、具体的な金額に立ち入って議論をするということで良いのでしょうか。それとも、おおよその

方向性としてこういうものであるというふうなお話の仕方の方が良いのでしょうか。つまり、金額については、またしかるべき決定の手續きに乗せるからこちらの守備範囲外だという理解になるのかということを確認させていただきたいと思います。

事務局：この審議会における決定事項、即条例事項になるというものは必ずしもありませんので、あくまで最終判断は当然市長が行うこととなりますが、それを行う上での重要な参考意見となることは間違いありません。といった意味からも、その数字に責任を負うということまで科しません。例えば幾らから幾らぐらいまでの上げ幅が妥当じゃないでしょうかとか、逆に幾らぐらいまで下げた方が妥当じゃないでしょうか、みたいな数字も込みで議論いただくということが一つの審議会としての意見として御提示というか御協議いただいて、この会の意見としてまとめていただければ、よりそのあとの条例事項に付するものに近くなると考えます。そこまでしなければいけないということは我々も言えませんが会の意見として、数字も含めたもので御提示いただけるとよろしいのかなと思います。

前田会長：ありがとうございます。つまり、最終的にこれも条例事項ということでございます。つまり条例で決めることであり、最終的には市の方から御提案いただいて議会で御議論いただいてということで、その意味で、最終的に議会でどう判断するかということが加味されるので、そちらにお任せするということになるかと思うのですけれども、しかし、審議会として議論をして、ある程度の幅、例えばこれぐらいが妥当ではないか、それは引き上げにせよ引き下げにせよ、あるいは据え置きにする、据え置きであればこの金額という話になるのですけれども、ということである程度の幅を

お示しするという事で、少なくともそこまでははっきりと申し上げることができ、かつその方が望ましいということになるうかと思えます。山本委員いかがでしょうか。

山本委員：ありがとうございます。後もう一つよろしいでしょうか。

前田会長：お願いします。

山本委員：資料7で、長期欠席議員の報酬を減額にする規定をこちら一覧にいただいているのですが、例えば傷病の原因によってどれぐらい払うというような規定を設けた場合に、その個人から診断書といったものの提出を求めること自体は問題ないわけですよ。

前田会長：なるほど。議員の方がお休みになられる場合に診断書等を提出されるっていう。まず一旦、現状の運用として例えば過去に実際に例があるかと思うのですけれども、やむを得ず傷病等で欠席せざるをえないといった方の取り扱いがどうなっているのか御教示いただけますか。

事務局：まず一般職員の場合ですが当然、療養休暇という制度もありますし病気休職という制度もあって、医師の診断書ですとか、入院等の期間がわかる書類を職員の場合は提出を求めています。議員さんについては、欠席届は書いてもらい、そこに理由も書いてもらうんですが、例えば診断書みたいな添付書類の提出までは現状で求めていないということです。

前田会長：なるほど。わかりました。つくば市においてはそのような運用でずっとされてきたということで、これは特に今の運用と申しあげましたけれども、特に条例等ないし規則等、議会内部の規律等でも特にその定めはなかったということでよろしいですか。

事務局：会議規則の方で、欠席届は出すことになっていますが、資料までは求めていません。

前田会長：ということは、規定に基づいて欠席届の提出により、欠席の申告はしていただくと。

事務局：そうですね。はい。

前田会長：その理由も含めて、そちらの方で申告をしていただくという形になっていたということですね。わかりました。おそらく山本委員の今の御指摘との関係でいうと、制度改正を仮にされるとして、そういった制度改正というのは可能なかどうかと思いました。といいますのも、その欠席届の提出によって欠席を認めるという形にしているというのが、要は市民の代表者である議員の自主的な行動、倫理感に任せるというような趣旨があるのか、それとも別の事情でそのようになっているのかによっても話が変わってくる可能性があると思うので、そのあたり何か御承知のことはありますでしょうか。

事務局：はい。あくまで規則の内容で定めているものですので、改正という意味合いが不可能ではないのは当然のことではありますが、全体の制度設計においてどこまで、どういうものを求めていくかというところは慎重に審議しなくてはいけないと思います。また、そういった形でその資料を求めるかという根拠づけについても、可能であれば他の自治体の例などを参考にさせてもらいながら、いろいろ調べていく必要があるのかなと思います。

前田会長：ありがとうございます。いかがですか山本委員。

山本委員：ありがとうございます。

前田会長：ありがとうございます。まず1点目、報酬の点という観点で考えまして、前回の審議会でご議論いただいていた内容というのは、おそらくコロナ禍の状況の中で報酬を引き上げるというのはなかなか市民の納得を得られないだろうという御判断があったものだ

というふうに理解をいたします。それを突き詰めて考えるならば、こういったことというのは市民の納得を得られるかどうか、少なくとも納得していただくぐらいの何か根拠であるとか、そういった議論が必要になるわけです。ですから、繰り返しになりますけれども、こういった審議会を開催されて議論をした上で、それを議会における議論の材料にさせていただくということになるかと思えます。諮問事項でございますので、答申の拘束力という話はあると思いますが、それも尊重していただくというのはそういう趣旨なのだと思います。おそらく今の事と関連する話をして、今回この論点にどこまで立ち入れるかということはございますけれども、長期欠席等がある場合の取り扱いということに関しても今の診断書とかそういったお話というのは、つまりは、結局市民がきちんと納得できる材料として提供ができていっているのかどうかということですね。一方で、極端な言い方ですが、絶大な信頼があって彼らがやることには間違いがない、と市民が全てを思っていれば、それはもう欠席届を出されたのだから仕方がないじゃないというふうに言える一方で、説明責任といったようなことも含めて昨今いろいろ議論もあるところでもございますので、そういったようなことで果たして今の運用が妥当かどうかといったことについては、再考を求めるといようなことも一つ論点にはなり得るのかなという気がいたします。ありがとうございます。吉岡委員 お願いします。

吉岡委員：感想ということになってしまいますが、私もこの委員をやらせていただくにあたって思っていたのは、やはり誰でも議員になれるというようなものであって欲しい、報酬が見合ったものであって欲しいというふうには思っておりました。25歳の若者であって収

入などが無いような方でもなれる。あるいは男性女性にかかわらず議員になれるというようなものでなければならないと思っております。兼業の話が先ほど出ておりましたけれども、結構やはり議員さんも忙しいですね。日程とってやっつけていって、普通に兼業って難しいのではと思います。私、弁護士ですけども議員をやってくれて言われたら、かなり弁護士の仕事を削らないとできないと思います。となると、我々士業なので割と日程の都合が付きやすい職種ではありますが、普通の方だと、例えば会社ではこれだけ休めますかと言ったら休めないと思います。そうすると、会社を一旦辞めて議員活動に専念して、ということを考えなくてはいけなくなると。それができるような制度であって欲しいというふうには思っておりますので、報酬もそれに見合ったもの、議員活動に専念しつつ自分の生活もできて、十分に職務を全うできるというものであって欲しいなというふうに思っております。それがどういう数字なのかは、これから数字を出していただく予定になっておりますので、それを見て考えるということになると思いますが、ただ、今の数字では低すぎるのかなというふうには考えておりますので、調べていただいたものを基準にこれから考え、検討して参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

前田会長：ありがとうございます。確かに、兼業と言っても自営の方が多くなるのでしょうし、会社員とかそういう意味での勤め人はやはりなかなか難しかろうという気がいたします。また、そういったようなことを考えていくと、果たして、まさになりたい人間が誰でも手を挙げることができる状態というのは一つ重要なことだと思いますし、もちろん財政的な問題とかもありますからどこまでで

きるのかということはあるにせよ、できる限り理想に向けて、それは近づく近づける努力ということも必要なだろうと私も感じました。ありがとうございます。すいません寺内さん。もし、ここまでのお話も踏まえて何か感想ですとか御意見ありましたらぜひお願いいたします。

寺内委員：はい。先ほどから給与報酬について個人的には資料9の市民平均の給与が全然上がっていないことが結構気になっていて、この中で議員の報酬を上げることは市民感情に反感を生むのではないのかなというふうに思っています。一方で先ほど言ったように、都合がつくのが自営の方なので、なかなか会社員の方々が立候補できるような状態ではないと思いますので、その観点からだと報酬を上げた方がいいのかなと思うなど、ちょっと悩ましいなと思いました。

前田会長：ありがとうございます。繰り返しになってしまうかもしれませんが、納得感が得られるかどうかというのは非常に重要なことだと思います。もちろんそれは20何万人いて、全て一人残らず納得してもらうのは難しいにせよ、より多くの方に納得していただけるというようなことを考えたときに、有体に言ってしまうと「俺たちはこれぐらいしかもらってないのに」というようなことというのは当然、非常に重要なお話だと思います。そことの兼ね合いはやはり意識をしなければならぬだろうというふうに感じます。確かにデータを見ていくとなかなかこれはちょっと考えさせられるなというデータですよね。この資料9のデータというのは、非常にこれは切なさというか何というか、そういったことを感じさせるものであります。そことの兼ね合いということは当然重要なことだと思いますので、そういったことももちろん議論の中で反

映させることができればと思います。ありがとうございます。土屋委員いかがでしょう。ここまでのお話を踏まえた上でぜひお願いいたします。

土屋委員：おそらく前回の会議でも、つくば市の人口が増えているとか先進的な取り組みでやることが多いから増額を検討すべきだという話はあったと思うのですが、コロナで駄目だったということで。税金の方は、おそらく令和4年はコロナ禍から回復して増えるのが確定かと思うのですが、実際に令和4年のいろんな会社さんの業績とかというのは、一般的には増えてきている。コロナ禍よりは増えているのかなと思いますし、大企業の賃金増上げ、つくば近辺でもアルバイトの単価というのは上がっている傾向にあるのかなと思います。また、おそらく大手民間企業さんの影響かなと思うのですが、そういった賃金がずっと上がり続けている中であれば、今回30年ぶりに上げるというのも検討すべきことかなと思っています。私が感じたのは以上です。よろしく申し上げます。

前田会長：ありがとうございます。先ほどちょっと私の自己紹介で申し上げましたが、私も25年住んでいまして、25年の間で相当変化をしたなという印象が強くございます。しかも人口は増加もしており、税金もそれなりに堅いところでもございます。そういったところで私も最初にお話を伺ったときに不思議だったのが、ずっと据え置かれていたのかという、非常に驚きだったというところもございます。そういったところで、やはり現在のつくば市内の経済状況ですとか、そういったことも踏まえた上で果たしてこれで妥当かということですね。そのあたりはやはり議論すべき点かと思っています。ありがとうございます。段林委員よろしければ、ぜひ

お願いいたします。

段林委員：先ほど申し上げた通りでございます。

前田会長：ありがとうございます。他の自治体との比較のときに単純に他がこうだからという話ではなくて、つくば市で妥当なところというのは一体どういうところなのかということを検討する場合の一つの説得材料ということにもなるかと思います。また、こちらでの議論を最終的に条例の中に反映していただく、それはどういう形の反映ということになるのかわかりませんが、その時にこういうふうな材料に基づいて議論をするということは非常に重要なことかと思しますので、それも含めて引き続きぜひよろしくお願いいたします。祐川委員、ここまでのお話を踏まえた上でぜひお願いいたします。

祐川委員：ちょっと最初に質問させていただいて。

前田会長：お願いします。

祐川委員：この審議のですね、枠組みの話で先ほどあったように、仮に増額する、もしくは減額するといった場合に、その金額の範囲レンジが意見の対象に含まれるのが望ましいというふうなお話でした。そのように考えた時に資料4の(1)の報酬等というところを見ると報酬の月額と期末手当の掛け率がここにあるので、増額するにしても減額するにしても、月額報酬の増減を考えるのかあるいは期末手当の掛け率を増減するのか、ということになるのだと思います。期末手当の掛け率というところが検討の対象になるのか、仮にそれがなるとすると今度は資料6の下の方を見たときに、例えば議員の年間支給額というのを見ると、つくば市で700万円程度で一番多い水戸市だと、ほぼ1,000万円ということで300万円の差があるんですけども、左側から4番目の月額報酬いうとこ

ろを見ると大体 15 万円ぐらいの差であると。そうすると掛け率が
大分違うのかなというような気がして、他の自治体の期
末手当の掛け率がどういふふうになっているのかということも、
前提として把握した方がいいのかなと思いました。

前田会長：そうですね。はい。確かにおっしゃる通りだと思います。どうし
ても月額ないしは、そのグロスの金額でちょっと見てしまうところ
はあるかと思うのですけれども、確かにこれは私も気づかなか
ったところではあります。期末手当の掛け率のところですか、そういっ
たところは単純にそのグロスで見るとしても、このところをど
う考えるかは大きいお話になろうかと思っています。つまり、ここは
月額できちんとお支払いをするべきだというふうを考えるのか、
しかし、月額を変えてしまうとおそらく期末手当のところにして
も、そのグロスではやはり変わってくるのですが、その変わり方
は当然変わってくるわけですね。それが果たして妥当かどうか
ということですね。すいませんが、これは近隣自治体の期末手
当等のその取り扱いについての情報を。近隣自治体だけではない
ですね、どちらかというと先ほどちょっと挙げたような自治体の
ところで、情報を集約していただけるとすごくありがたいです。

事務局：ありがとうございます。参考までに申し上げますと、あくまで今
回の見直しの対象等を考えているのが報酬月額、一月の給料とい
うことがベースになってくると認識しております。一方で期末手
当の資料4に書いてあります、1.65 月分とか、こういうものは一
般的に夏頃毎年人事院勧告というものが出ていまして、我々のボ
ーナスの率など増減の幅がある程度決められる中で、それに基づ
いて国の方でも特別職に対する期末手当の率が大体一緒に変更と
なるのが一般的な流れになります。その率をつくば市の特別職、

議員さんも含みますが、そういう方々の期末手当の率をその率に合わせるということが一般的になりますので、ここでその掛け率を見直すこと自体を直接求めているものではないということが一つあります。それから、ボーナスの資料4の期末手当のところに期末手当の算出方法として加算率0.15という数字がありますが、この辺は実は自治体の裁量によるところがあるのかなというふうに思っております。つくば市の場合は0.15、給料月額の15%を加算するというやり方で、掛ける1.65という形で算出します。自治体によっては0.2とか0.3とか、あるいは0.1とか、それぞれの決まりに従って設定しており、そこは、一部裁量の範囲になるのかなと考えられます。ただ、あくまでもこの本審議会のベースとしては、やはり議員報酬月額の妥当性というところを基本に考えて、それに応じて期末手当の額も変動することは当然あるのですが、あくまでターゲットとしては報酬月額ということが第一かなと考えております。以上です。

前田会長：ありがとうございます。そうだとすると報酬月額に焦点を当てて議論をすることは、それはそれとして焦点として絞り込みができますが、ただ報酬月額の話は最終的な期末のところはどういうふうに影響するかという話もあるので。やはり、これは先ほど挙げたような自治体との比較が材料として必要なのかなという気がいたしますので、お調べいただくことは可能でしょうか。

事務局：そうですね。規程で定めているところがほとんどの自治体だと思っておりますので、何月分なのか、加算率も係数の問題なので、そこは当たることができると思います。比較市としては、先ほど祐川委員がおっしゃった県内で見たほうがいいのか、同じように施行時特例市なり人口規模が類似するところで幅広く見たほうがいいのか

か、この点も可能であれば御意見いただけると嬉しいです。

前田会長：そうですね。直感的には施行時特例市ですとか、そういったようなところなのかなという気がしますがいかがでしょう。あるいは負担をかけることは承知で両方欲しいって話は言えるのかもしれないですけども。

祐川委員：そうすると前提としては、ここの審議の対象となるのは報酬月額で、その年額として考えるときには12か月分プラス期末手当1.65足す1.65だから3.3。掛ける15.3をした時に年額になるような金額をベースに考えていくということによろしいですか。

事務局：計算の方法としてはおっしゃる通りですけども、加算率としての係数が自治体の裁量で違ってくるところで、先ほどの祐川委員御指摘の水戸市との違いは多分そこなのかなとは思っています。その係数の部分は資料として御提示できるのかなと思います。

前田会長：そうだとすると、やはり施行時特例市を中心としたものと、それから県内自治体は全てである必要はないかと思しますので、例えば水戸ですとか、あるいは他に幾つかこちらで挙がっているところというのと、例えば水戸、土浦、日立ですとか、ある程度上の方というのですかね、総額でいうと変わってくる場所がありますよね。なぜこういうふうに変わってくるのかということは少し見ておいたほうがいいのかという気がいたしますので。その辺りによろしいですかね。

祐川委員：情報を取捨選択してまとめる手間がどの程度かかるのかということになるかと思うのですが。最初にお話あったように、例えばその人口23から27万人で合わせた表を作っていた際に、文京区とか渋谷区とか出てきますが、地方の実情として見たとき

には法人税とか区民税の収入とかも全く違うので、そこと比較してというのがどこまで有意なのかなと思っています。そう考えると、資料6の下の県内10万人以上プラスTX沿線市というあたりに絞って整理していただくというのも一つの案なのかなというふうに思いました。

前田会長：そうですね。今の比較の話に関して言うならば県内自治体に限定した方があるいは実情としては、確かに区等のデータが果たしてどこまで妥当性があるのかはちょっとあやしい。

祐川委員：ここの掛け率自体も変更する余地があるということであれば、会長がおっしゃったように、広くどういう掛け率になっているのかというところの分布を見たりする必要があると思うのですが、ここは触れないけれども全体の年額を考える上での参考にするという意味であれば、あまり幅広く取る必要はないのかなと。

前田会長：そうですね。確かにおっしゃる通りですね。

事務局：ありがとうございます。データとして拾い上げることは例規の検索システムがあるので可能です。事務局側の希望としては、前田会長におっしゃっていただきましたが、人口規模で見たその裏面の自治体というのは、事務局側としても情報を収集していて実情がかけ離れている自治体もたくさんあるのかなと認識している部分もあります。県内自治体というのは当然同じ環境下にあるというところで、10万人規模以上で比較する上では私どもも常日頃やらせていただいているところであります。施行時特例市に関しては、いろいろな指標を比較する上での類似団体ということで、国がカテゴライズしているものですので、そこの2つをベースに今後資料を作らせていただき御提示できるようにさせていただけると事務局としても助かります。考察する上でも考察しやすいのか

なという認識がありますが、いかがでしょうか。

前田会長：そうですね。ではそのような方向でお取りまとめをお願いできればと思います。祐川委員の方から他に何かございますか。

祐川委員：はい。簡単に感想というか意見としましては、今回いろいろ提出していただいている資料を見ますと、つくば市の財政状況の現状ですとか今後の推移を見ると、議員報酬を増額する余地があるのか許容する余地はあるのかなというふうに思って拝見しました。ただ実際、議員報酬を上げることが相当かどうかということにつきましては市議会のあり方ですとか選挙のあり方とか、現状の市議会構成に至る何かそういうものと議員報酬というのがどのような関係にあるのかというのが、これから出てくる資料を見た上でいろいろ検討することになると思っております。なので、次回出てくる資料を期待して待ちたいと思います。

前田会長：ということで、事務局の皆様には御面倒おかけしますが是非ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。皆様にはばかりお話をしていただいたので、私の方も本当に素朴な感想というところですが、金額を見た時に率直に申し上げてこれぐらいなのかと。議会の議員さんってもっともらっているのかなと思っていたのですが、そうかこれぐらいなのかというのが率直な感想としてございました。ただ前回審議会ではコロナの状況等を踏まえられた上での御判断だったというふうに思いますし、それはそれで非常に納得できる話でもございました。皆様方の御意見等を今伺っている範囲で推察すると、これは増額方向も含めた見直しということ自体については十分に議論する必要があるだろうということで、ある程度コンセンサスが得られているのかなと思います。従いまして、まず方向性としては増額をして良いかどうかという

ことがまず一点と、増額をするとした場合に、どれぐらいがやはり妥当なのか。その場合に、近隣、あるいは類似条件の自治体においてどういうふうな状況になっているのかという情報は整理をしていただくことになろうかと思えます。無論、その場合の金額についてはおおよその幅という示し方にはなるんだろうとは思いますが、その幅ということについては委員の皆様方の御見識を踏まえた上で、ある程度の妥当なところを探っていくことになろうかと思えます。それから今回の論点としては、先ほど事務局の方からも御説明がありましたが、報酬月額に焦点を当てるということで検討することになりますけれども、その際最終的に期末手当への影響が出てくるかと思えますので、それに関する情報も整理して御提供いただくということをお願いしたい。それからもう一つ、これは山本委員からもございましたし、前回の審議会でもございましたが、長期欠席した場合の報酬の取り扱いということについては、今回の直接の諮問事項ではございませんので、これについてどれぐらい議論ができるのかということとはございますが、これについては昨今のことなども含めてありますし、また、お考えのある委員の方も少なくないのではないかと拝察をいたします。こういったことについても可能な限り、こういう意見があったことをぜひ、政策決定に関与される方々に知っていただくことには意味があるのかなと考えております。このあたりについても時間の許す限り、議論を進めていくことができると考えております。その他、委員の皆様方から御確認なされたいことですか、意見ですかそういったことはございますか。ここまでいろいろ活発に御意見、御質疑いただいたところですが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。皆さん本当にありがとうございます。

では今整理をいたしました内容につきまして事務局の皆さん、恐れ入りますがぜひよろしくお願いをいたします。

< 7 その他 >

前田会長：では議事を進めさせていただきます。次第に従いまして、その次「その他」でございますけれども、事務局から何か御案内あるいはお諮りすべき事項ございましたらお願いいたします。

事務局：次回、第2回の日程について、こちらの都合で大変恐縮ですが、8月4日金曜日の午後2時から2時間程度と考えております。委員の皆様のお都合いかがでしょうか。

前田会長：今、事務局から8月4日金曜日の午後2時からということで、御案内がございましたが、いかがでしょうか。

事務局：仮に御都合つかなかった場合は、資料は事前に今回と同じように時間的には直前になってしまうかもしれませんが、御提供させていただきます。もし御欠席だった場合でも、資料を見ていただいた後、御意見を頂戴するような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

前田会長：まずはやはり、皆様お揃いいただくことが望ましいことだと思いますが、皆さんも御多用だと思います。その場合は今、事務局からも御案内ございましたが、事前に資料をお目通しいただいた上でぜひ御意見をお寄せいただきたいと思います。それでは、次回は8月4日の金曜日、午後2時からということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。では皆様どうぞよろしくお願いをいたします。次回は実質的な、本日もかなり実質的なお話ができたかと思いますが、答申に向けまして議論を進めていくことになろうかと思っております。是非ともよろしくお願いをいたします。また本日いろいろと提供していただきました資料ですが、そちらの方

を改めて御高覧いただきまして、疑問点や御意見をまとめいただいて、次回充実した議論ができればと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

< 8 閉会 >

前田会長：およそ2時間ほどでしたが、以上をもちまして、つくば市特別職報酬等審議会を閉会いたしたいと思います。本日はお忙しい中誠にありがとうございました。

以上

令和5年度第1回つくば市特別職報酬等審議会 資料一覧

- 資料1 前回（令和3年度）の答申（写し）
- 資料2 議会概要
- 資料3 議会の1年間
- 資料4 つくば市議会議員報酬等
- 資料5 つくば市の概況（経年比較）
- 資料6 議員報酬の状況（他自治体比較）
- 資料7 長期欠席議員の報酬不支給（減額）規定（他自治体の状況）
- 資料8 市税収入実績・見込み
- 資料9 全国の民間平均給与・物価の推移及びつくば市民の平均給与
- 資料10 つくば市民の給与収入中央値



令和 4 年 2 月 22 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青 様

つくば市特別職報酬等審議会
会長 白 井 哲 哉

つくば市議会議員の報酬及び政務活動費の額について

令和 3 年 6 月 21 日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申
します。

【別紙】

本審議会は、つくば市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長より本審議会に対して、つくば市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について、市長から諮問がありました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【議員報酬について】

- ・議員の活動量を定量的な指標で評価することは難しいが、経年比較や他自治体との比較でみると、ここ数年は突出しているものではなく、落ち着いている印象である。
- ・議員の成り手がいないのであれば、その報酬を増額するなどして魅力的なものにすることも検討すべきであるが、他の自治体と比べつくば市は議員定数に対する候補者数が多く、倍率も高いため、成り手不足というわけではない。
- ・議員報酬は、他の特例市や近隣市町村と比べ、やや下位にある。
- ・つくば市の人口は増加傾向であり、他の特例市や近隣市町村と比べ、議員1人当たりの市民（人口）の割合も多く、今後も増加の見通しである。こういった指標も勘案して増額を検討すべきである。
- ・つくば市は先進的な取組み、新たな課題への取組みを積極的に進める自治体であり、議員にはそれ相応の活動を行ってほしい。この期待も込めて、将来的には、増額について検討すべきである。
- ・前回の開催が平成13年度であり、その当時の記録もさほど残っておらず、今回見直すに当たっての「議員報酬のあり方」や基準がない中、適正な額について審議を行うのは難しい。まずは、「議員報酬のあり方」や基準を議論すべきである。
- ・コロナ禍により経済・税収への影響が顕在化する中、本市の財政状況が厳しい状況である。中長期財政見通しでは、税収が回復する見通しであるが、現時点では経済の先行きが不透明な状況であり、将来推計はどうかかわからない。また、現在の社会経済・雇用情勢、市民感情等を総合的に

勘案し、現時点では据え置くことが適当と考える。

- ・今回、額については据置きが妥当と考えるが、額の見直しの機会を定期的に設ける必要がある。経済状況の変化を見込むと、次回開催は2年以内とすることが適当である。
- ・額の議論とはずれるが、議員が自己都合、疾病その他の事由により、長期欠席した場合でも報酬が支払われ続けることは、そういう事象が起こらないだろうという性善説にたっている。現に他の自治体でそういった議員がいる以上、つくば市においても起こり得ることである。議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合は、一定の基準により報酬を減じた額とする制度を整備することが望まれる。

【政務活動費について】

- ・政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めていただくとともに、政務活動の実態を審議会でよく把握する必要がある。
- ・政務活動費を返還する会派、満額支出する会派、どちらが政務活動をより行っているかの評価は難しく、経費計上することに慎重である、実際にはより多くの額を支出しているが交付額分しか経費計上してない、などのことが推測される。
- ・増額、あるいは減額を検討する際には、多く支出している会派と、返還をしている会派とで、政務活動に必要な支出とは何か、支出範囲はどうか、額は適正か等、政務活動の実情を議論、把握してから、その適正額を審議すべきであろう。

本審議会としましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の報酬（議長、副議長、議員）及び政務活動費の額は、『据置きとする』との結論に達しました。

また、付帯意見として、『(1) 本審議会を定期開催とすること。(2) 社会情勢の変化等を踏まえ、次回開催を2年以内に開催し、市議会議員報酬の額及び政務活動費の額について検証すること。(3) 政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めること。(4) 議員

が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること。』を申し添えます。

答 申

1 市議会議員報酬の額について

- (1) 議長 据置きとする。 (547,000円)
- (2) 副議長 据置きとする。 (480,000円)
- (3) 議員 据置きとする。 (447,000円)

2 政務活動費の額について

据置きとする。 (会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額)

3 付帯意見

- (1) 本審議会を定期開催とすること。
- (2) 社会情勢の変化等を踏まえ、次回の審議会を2年以内に開催し、市議会議員報酬の額及び政務活動費の額について検証すること。
- (3) 政務活動費の額については、市議会議員同士で、その在り方や支出範囲、額についての議論を深めること。
- (4) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること。

つくば市議会概要

1 議会構成

- (1) 議員数 条例定数 28 人（平成 22 年 6 月改正 改正前 33 人）
現員数 26 人
- (2) 任期 令和 2 年 11 月 30 日～令和 6 年 11 月 29 日
- (3) 会派数 10 会派
- (4) 年齢構成（令和 5 年 4 月 1 日現在）

年 齢	20～39	40～49	50～59	60～69	70～79
人 数	2	5	7	7	5

平均年齢 56.7 歳 最年長 78 歳 最年少 29 歳

2 本会議スケジュール

定例会 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）

- (1) 初日 開会、議案上程・説明
- (2) 2～5 日目 休会
（議員：執行部からの取材対応、意見交換）
（執行部：一般質問、議案質疑の答弁調整）
- (3) 6～8 日目 一般質問、議案質疑、委員会付託
- (4) 9～10 日目 各常任委員会開催
- (5) 11～12 日目 休会
- (6) 最終日 各常任委員長報告、採決、閉会

3 委員会

委員会は原則公開として運営し、傍聴することが可能。当初予算・決算の審査については、それぞれ予算決算委員会を設置し、各常任委員会単位の分科会で所

管分を審査している。

(1) 議会運営委員会（任期2年／委員8人）

- ・開催日 定例会は招集日の2日前、臨時会は当日

(2) 常任委員会（任期2年） ※議長は所属しない

- ・総務文教委員会 7人
- ・福祉保健委員会 6人
- ・市民経済委員会 6人
- ・都市建設委員会 6人

(3) 広報公聴委員会（任期2年／委員8人）

- ・議会だよりの編集など

(4) 特別委員会

- ・つくば中心市街地まちづくり調査特別委員会 25人（議長を除く全議員）
- ・ジオパーク推進特別委員会 8人
- ・最終処分場に関する調査特別委員会 8人
- ・スポーツ施設調査特別委員会 9人

4 その他

(1) 議会だより

- ・定例会4回分(5/1、8/1、11/1、2/1)と新春号（元日発行）の年5回
- ・各定例会終了後50日位で発行
- ・タブロイド版10～12ページを基本
- ・ポスティングにより配布

(2) 議会インターネット中継

- ・会議の生中継 議会本会議を中継（平成23年12月定例会から）
- ・録画配信 ビデオ・オン・デマンド方式により配信

（平成23年9月定例会から）

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
1	7	議会報編集委員会	—	8	87.5	-
	17	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会	12	83.3	107
	21 22	観光開発推進特別委員会	【行政視察】 ・東京都八王子市(高尾の里整備事業) ・埼玉県川越市(観光のまちづくり)	9	66.7	-
	23 24	道路・公共交通体系 及びTX沿線整備調査特別委員会	【行政視察】 ・埼玉県本庄市(本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の概要) ・群馬県甘楽町(甘楽スマートインターチェンジの概要)	9	88.9	-
	27	議会報告会	—	28	85.7	-
	29	議員勉強会	【公契約条例(野田市)】	28	71.4	-
	31	スポーツ対策特別委員会	【行政視察】 ・千葉県浦安市(浦安市陸上競技場) ・千葉県鎌ヶ谷市(福太郎スタジアム)	9	88.9	-
2	6	議会報編集委員会 全員協議会	・平成31年度各会計予算案 ・予算特別委員会	8 28	100.0 96.4	- 57
	7	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	14	議会運営委員会	・副議長の委員会出席 ・平成31年3月定例会の会期 ・議案の審議、委員会付託、会派代表質問	8	100.0	26
		議会運営委員会	・行政視察	8	100.0	3
	18	予算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置並びに理事及び正副会長の選任	27	96.3	4
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・委員長、副委員長の互選	27	96.3	30
	27	議会活性化推進特別委員会	・平成30年度議会報告会総括 ・平成31年度議会報告会 ・議会活性化に関する会派アンケート結果	12	75.0	106
3月 定例会	[2/18]		・会期の決定 ・報告、議案(上程、説明、討論、採決)	28	96.4	410
	[2/28]		・会派代表質問(5会派)	28	100.0	323
	[3/1]		・一般質問(6名)	28	100.0	333
	[3/4]		・一般質問(5名)	28	100.0	311
	[3/5]		・一般質問(3名) ・議案の総括質疑 ・追加議案上程、質疑	28	100.0	214
	[3/20]		・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、採決 ・意見書上程、質疑、討論、採決	28	100.0	194

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
3	4	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・委員会の今後のスケジュール	27	88.9	26
		議会運営委員会	・追加議案の委員会付託	8	100.0	3
	5	予算特別委員会	・平成31年度一般会計予算 ・分科会の設置	27	96.3	58
		総務委員会	・議案の審査	7	100.0	70
	6	予算特別委員会総務分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	390
		文教福祉委員会	・議案の審査	7	100.0	172
		予算特別委員会文教福祉分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	99
	7	市民経済委員会	・議案の審査 ・一般会計予算等の委員会付託の審査	6	100.0	33
		都市建設委員会	・議案の審査 ・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	490
	8	予算特別委員会理事会	・質疑通告 ・3/15委員会の進め方	10	100.0	-
		文教福祉委員会 会派代表者会議	・議案の審査	7	100.0	-
	15	予算特別委員会	・分科会委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決 ・委員会審査報告	9	100.0	66
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・中心市街地ビジョン策定のプロセス ・中心市街地に関する各種データ ・公務員宿舍跡地、中心市街地の動向	27	96.3	104
	20	議会運営委員会	・追加議案の委員会付託省略	8	100.0	20
	全員協議会	・高エネ研南側未利用地の土地利用検討状況	28	100.0	36	
22	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・筑波都市整備(株)、クレオの動向 ・筑波大アリーナ構想、周辺市街地振興の取組の動向	27	77.8	125	
	文教福祉委員会	・意見交換会	7	100.0	-	
28	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会の質問・回答次項 ・予算特別委員会の総括 ・平成31年度実施予定の決算審査	12	100.0	98	
4	4	議会報編集委員会	—	8	87.5	-
	16	総務委員会	・所管事務調査(緊急通報システムNET119、多言語コールサービス等)	7	100.0	-
	25	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・(株)日本エスコのクレオ再生に関する考え方 ・市長の中心市街地まちづくりの考え	27	92.6	93

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
5	9	議会活性化推進特別委員会	・令和元年度実施予定の決算審査 ・行政視察	12	100.0	27
		文教福祉委員会	・竹園東小学校の難聴学級	7	100.0	47
		全員協議会	・学校跡地の利活用(筑波西中跡地、陸上競技場整備に関する学校跡地調査結果)	28	92.9	34
	15 16 17	議会運営委員会	【行政視察】 ・福井県坂井市(議会改革の取組:高等学校との連携、政務活動費領収書のネット公開) ・石川県かほく市(議会による行政評価及び市長提言、委員会のネット中継) ・石川県加賀市(議会PDCAサイクル運用規定、タブレット導入、小学生への取組)	8	87.5	-
			総務委員会	・所管事務調査(藻類バイオマス・エネルギー大規模実証施設、生活支援ロボット安全検証センター)	7	100.0
	21	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・現地調査(地域冷暖房システム、立体駐車場、センタービル、図書館)	27	81.5	-
		議会活性化推進特別委員会	・令和元年度実施予定の決算審査 ・行政視察	12	100.0	27
30	全員協議会	・つくば市未来構想等改定に係る中間とりまとめ案 ・人口増加地域の児童生徒数の推計値	28	96.4	84	
6月 定例会	[6/11]	・会期の決定 ・報告、承認、議案(上程、説明)	28	96.4	12	
	[6/18]	・一般質問(7名)	28	100.0	370	
	[6/19]	・一般質問(6名)	28	96.4	336	
	[6/20]	・一般質問(7名)	28	100.0	382	
	[6/21]	・一般質問(1名) ・総括質疑(承認、議案) ・追加議案	28	96.4	53	
	[6/28]	・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、質疑、討論、採決	28	100.0	85	
6	1	議員勉強会	【中心市街地】 ・オガール紫波の概要と今後の官民連携 岩手県紫波町(岡崎代表の講演)	28	78.6	-
	3	会派代表者会議	-	9	88.9	-
	7	議会運営委員会	・令和元年6月定例会の会期 ・同定例会における議案等の委員会付託	8	100.0	30
	19	議会報編集委員会	-	8	100.0	-
		議会運営委員会	・令和元年6月定例会における追加議案の委員会付託	8	87.5	3
	21	全員協議会	・決算審査	28	96.4	22
		総務委員会	・議案の審査(補正予算、条例) ・請願の審査	7	100.0	37
	24	文教福祉委員会	・議案の審査(財産の取得、補正予算、条例)	7	100.0	101
		市民経済委員会	・議案の審査(補正予算、条例) ・請願の審査	6	100.0	66
	25	都市建設委員会	・議案の審査(補正予算、市道路線の変更・廃止・認定、工事委託契約の締結)	7	100.0	18
		都市建設委員会	【勉強会】	7	100.0	-
	28	議会運営委員会	・意見書等の委員会付託省略 ・議会活性化推進特別委員会からの依頼事項	8	100.0	5
		議会活性化推進特別委員会	・議会報告会の質問・回答次項 ・議会運営委員長からの報告	12	100.0	33
議会運営委員会		・本会議の議事	8	100.0	2	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
7	3	観光開発推進特別委員会	【行政視察】 ・龍ヶ崎市(牛久沼の利活用)	9	77.8	-
	8	議会報編集委員会	-	8	87.5	-
	10	文教福祉委員会	・国民健康保険保険者努力支援制度	7	100.0	75
	18	文教福祉委員会	・市内の小中学生の進学状況	7	85.7	65
	23 24 25	都市建設委員会	【行政視察】 ・埼玉県三郷市(三郷中央区のまちづくり) ・山口県萩市(持続可能な住民主体のまちづくり:地域振興計画) ・山口県山口市(地域住民主体のコミュニティタクシー)	7	85.7	-
	24 25 26	市民経済委員会	【行政視察】 ・宮崎県綾町(自然生態系農業の取組、新規就農) ・宮崎県都農町(環境保全型農業、都農ワインによる農業・産業振興) ・宮城県都城市(スマート農業の取組)	6	66.7	-
	29	議員勉強会	【中心市街地】 ・中心市街地における取組の説明 ・筑波大学藤井准教授による今後の中心市街地のまちづくりについての講義 ・ワークショップ	28	75.0	-
	30 31 1	文教福祉委員会	【行政視察】 ・千葉県千葉市(不登校児童への支援) ・大分県大分市(障害者共同受注の取組) ・佐賀県伊万里市(医療抑制の取組)	7	100.0	-
	31 1 2	総務常任委員会	【行政視察】 ・新潟県上越市(市民手帳、まち・ひと・しごと創生推進会議) ・長野県松本市(文書館) ・長野県上田市(指定管理者モニタリング評価、政策研究センター)	7	100.0	-
	2	市民経済委員会	・所管事務調査(市内ワイン用ブドウ生産農家の状況)	6	100.0	-
	8	議会活性化推進特別委員会	【行政視察】 ・多摩市(予算決算の審査方法、委員会ネット中継、タブレット導入)	12	83.3	-
	8	9	会派代表者会議	-	9	77.8
19		道路・公共交通体系 及びTX沿線整備調査特別委員会	・圏央道の4車線化、国道6号バイパスの整備状況 ・スマートIC ・TX沿線開発地区の令和元年度事業概要	9	88.9	143
		全員協議会	・児童・生徒の急増する学校の対応 ・高エネ研南側未利用地 ・学校跡地の利活用	28	89.3	95
26		会派代表者会議	-	9	100.0	-
30		議会運営委員会	・令和元年9月定例会の会期 ・議案等の委員会付託 ・決算認定議案に係る質疑通告 ・陳情に係る添付資料の取扱い	8	100.0	27
	議員勉強会	【中心市街地】 ・クレオ再生計画(日本エスコン社員による説明) ・つくばセンタービルの進捗状況 ・意見交換	28	85.7	-	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
9月		[9/3]	・会期の決定 ・報告、認定、議案(報告、説明) ・決算特別委員会の設置	28	89.3	30
		[9/10]	・一般質問(8名)	28	96.4	438
		[9/11]	・一般質問(11名)	28	96.4	370
		[9/12]	・一般質問(4名) ・総括質疑(認定、議案) ・追加議案	28	96.4	283
		[9/27]	・決算特別委員長、常任委員長報告、討論、採決 ・追加議案、意見書の採決等 ・高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会の設置	28	100.0	116
9	3	決算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置並びに理事及び正副会長の選任	26	88.5	5
		議会活性化推進特別委員会	・令和元年度議会報告会 ・議会改革に関する検討事項	12	100.0	74
	11	議会報編集委員会	—	8	87.5	-
	12	議会運営委員会	・市長提出追加議案の委員会付託省略 ・議案等審査付託表の訂正 ・決算認定案等に係る討論の通告期限	8	100.0	5
		決算特別委員会	・決算認定に係る質疑 ・分科会の設置	26	92.3	16
		会派代表者会議	—	9	88.9	-
	17	総務委員会 決算特別委員会総務分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	114
		文教福祉委員会 決算特別委員会文教福祉分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	396
	18	市民経済委員会 決算特別委員会市民経済分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	6	100.0	146
		都市建設委員会 決算特別委員会都市建設分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	242
	24	決算特別委員会	・分科会委員長報告、討論、採決 ・決算特別委員会審査報告	26	96.2	48
		会派代表者会議	—	9	100.0	-
		議会活性化推進特別委員会	・令和元年度議会報告会	12	83.3	54
	27	会派代表者会議 高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・正副委員長の互選	27	100.0	6
		議会運営委員会	・追加議案等の委員会付託省略 ・議案の議事	8	100.0	4
10	8	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
		会派代表者会議	—	9	88.9	-
	10	高工ネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・委員会の今後のスケジュール ・高工ネ研南側未利用地に係るこれまでの経緯、事業計画	27	92.6	145
	11	議員勉強会	【中心市街地】 ・中心市街地をテーマとしたグループ討論 ・提言に向けた要点整理	28	71.4	-
	29	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会	12	58.3	127

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
	7	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・提言のまとめ方	27	77.8	4
		高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・高エネ研南側未利用地	27	85.2	81
11	21	観光開発推進特別委員会	【勉強会】 ・りんりんロード	9	88.9	-
	22	高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	・高エネ研南側未利用地 ・委員会後に勉強会を開催(これまでの経緯等)	27	85.2	13
	25	会派代表者会議	—	9	88.9	-
	29	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・議会提言	27	85.2	104
		議会運営委員会	・令和元年12月定例会の会期 ・議案等の委員会付託	8	100.0	15
12月 定例会	[12/3]	・会期の決定 ・報告、議案(報告、説明)	28	96.4	10	
	[12/10]	・一般質問(7名)	28	100.0	277	
	[12/11]	・一般質問(7名)	28	96.4	378	
	[12/12]	・一般質問(7名) ・総括質疑(議案) ・追加議案	28	100.0	352	
	[12/20]	・常任委員長報告、討論、質疑 ・追加議案 ・中心市街地まちづくり調査特別委員会の中間報告	28	96.4	58	
12	3	全員協議会	・つくば市教育大綱(案) ・公有地の利活用 ・つくば市未来構想(改定案)及び第2期つくば市戦略プラン(案)	28	96.4	96
	10	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		議会報編集委員会	—	8	100.0	-
	11	スポーツ対策特別委員会	・行政視察	9	88.9	14
		道路・公共交通体系 及びTX沿線整備調査特別委員会	・行政視察	9	88.9	10
		観光開発推進特別委員会	・行政視察	9	88.9	4
	12	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		議会運営委員会	・追加議案の委員会付託	8	87.5	4
	13	中心市街地まちづくり調査特別委員会	【勉強会】 ・つくば駅周辺における事業の取組状況(まちづくり戦略、センタービルリニューアル等)	27	85.2	-
	16	総務委員会	・議案の審査	7	100.0	27
		文教福祉委員会	・議案の審査	7	100.0	80
		文教福祉委員会	【勉強会】	7	85.7	-
	17	市民経済委員会	・議案の審査	6	100.0	29
		都市建設委員会	・議案の審査	7	100.0	51
	19	中心市街地まちづくり調査特別委員会	・提言	27	85.2	58
	20	高エネ研南側未利用地に関する調査特別委員会	【勉強会】 ・高エネ研南側未利用地(公的利活用に向けた意見交換等)	27	88.9	-
		全員協議会 議会運営委員会	・グルノーブル市・グルノーブル都市共同体との三者連携協定の締結 ・追加議案の委員会付託省略	28 8	96.4 87.5	4 5

◆議会の1年間(令和2年1月1日~12月31日:2020年) 新型コロナウイルスの状況下におけるもの

資料3(令和2年)

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
1	18	議会報編集委員会	—	8	75.0	-
	15	議会活性化推進特別委員会	・議会報告会 ・議会改革に関する検討事項	12	91.7	56
	20 21	道路・公共交通体系及び TX沿線整備調査特別委員会	【行政視察】 ・埼玉県蓮田市(防災機能を持つSA) ・山梨県甲府市(公共交通)	9	88.9	-
	22 23	スポーツ対策特別委員会	【行政視察】 ・東京都墨田区(フクシ・エンタープライズ墨田フィールド) ・群馬県前橋市(コーエイ前橋フットボールセンター)	9	88.9	-
	24	中心市街地まちづくり調査特別委員会	【勉強会】 中心市街地のまちづくり戦略案(執行部から説明)	27	88.9	-
	27 28	観光開発推進特別委員会	【行政視察】 ・東京都青梅市(青梅ブルーの取組) ・栃木県足利市(観光振興対策)	9	66.7	-
	2	4	全員協議会	・令和2年度各会計予算案	28	89.3
5		会派代表者会議	—	9	88.9	-
9		議員勉強会	【高エネ研南側未利用地】 ・当該土地の利活用の早期解決に向けたワークショップ(多様な価値観の見える化)	28	75.0	-
12		議会運営委員会	・令和2年3月定例会の会期 ・同定例会における議案等の委員会付託	8	100.0	40
14		会派代表者会議	—	9	100.0	-
14		予算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置	27	92.6	5
19 27		議員勉強会 議会運営委員会	【つくば市未来構想】 ・予算特別委員会の運営に関する申合せの改正	28 8	82.1 100.0	- 3
3月 定例会	[2/14]	・会期の決定 ・報告、承認、議案(一括報告、一括上程説明)	28	92.9	44	
	[2/27]	・会派代表質問	28	96.4	259	
	[2/28]	・一般質問(5名)	28	100.0	356	
	[3/2]	・一般質問(7名)	28	96.4	385	
	[3/3]	・一般質問(3名) ・総括質疑(承認、議案))	28	100.0	100	
	[3/13]	・追加議案上程、質疑	28	96.4	49	
	[3/19]	・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、質疑、討論、採決	28	100.0	244	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
3		会派代表者会議	—	9	100.0	-
	3	予算特別委員会	・一般会計予算等の質疑 ・分科会の設置	27	96.3	14
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	・中心市街地のまちづくり戦略に対する最終報告	27	100.0	82
	5	総務委員会	・議案の審査	7	100.0	80
		予算特別委員会総務分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	280
	6	文教福祉委員会	・議案の審査	7	100.0	280
		予算特別委員会文教福祉分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	280
	6	市民経済委員会	・議案の審査	6	83.3	143
		予算特別委員会市民経済分科会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	6	83.3	143
	9	都市建設委員会	・議案の審査	7	100.0	123
		予算特別委員会都市建設委員会	・一般会計予算等の委員会付託の審査	7	100.0	123
	9	予算特別委員会理事会	・予算特別委員会の運営	10	100.0	36
	12	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	13	予算特別委員会文教福祉分科会	・発言の訂正	7	100.0	1
	13	総務委員会	・令和元年度補正予算関係部分	7	100.0	3
		文教福祉委員会	・令和元年度補正予算関係部分	7	100.0	46
		市民経済委員会	・令和元年度補正予算関係部分	6	100.0	35
		都市建設委員会	・令和元年度補正予算関係部分	7	100.0	2
		議会運営委員会	・議案の撤回、内容 ・本会議の議事	8	100.0	13
16		中心市街地まちづくり調査特別委員会 議員勉強会	・今後の中心市街地まちづくりについての提言 【高エネ研南側未利用地】	27 28	100.0 92.9	21 -
19	議会運営委員会	・追加議案の委員会付託省略 ・選挙管理委員会委員の選挙 ・本会議の議事	8	100.0	5	
	高エネ研南側未利用地調査特別委員会	・当委員会勉強会内容の公表	8	100.0	3	
4	8	議会運営委員会 全員協議会 議会報編集委員会	・要望書 ・新型コロナウイルス感染症対策等 —	8 28 8	100.0 92.9 100.0	4 94 -
	13	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	20	全員協議会	・緊急経済対策(令和2年度補正予算)	28	92.9	48
	22	議会活性化推進特別委員会	・広報公聴の在り方 ・令和元年度議会報告会のまとめ	12	91.7	28
	24	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	28	議会運営委員会	・議会運営 ・議会活性化推進特別委員会からの報告	8	100.0	26

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
5	1	臨時会	・会期の決定 ・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	28	100.0	41
		議会運営委員会	・臨時会の会期、運営	8	100.0	11
		議員勉強会	【中心市街地まちづくり】 ・まちづくり戦略	27	92.6	-
	11	議会運営委員会	・6月定例会の一般質問実施方法	8	100.0	74
		会派代表者会議	—	9	100.0	-
	19	議会活性化推進特別委員会	・令和元年度議会報告会まとめ ・議長からの依頼事項(予算決算委員会の在り方)	12	91.7	77
	21	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		全員協議会	・令和2年度補正予算(コロナ関連)	28	96.4	25
	26	会派代表者会議	—	9	100.0	-
		議会運営委員会	・第2回臨時会の運営	8	100.0	32
28	臨時会	・補正予算(コロナ関連) ・議案等の質疑、討論、採決	28	100.0	41	
	議員勉強会	・みどりの地区学校建設	28	92.9	-	
6月 定例会	【6/9】	・会期の決定 ・報告、議案(上程、採決)	28	100.0	13	
	【6/16】	・一般質問(4名)	28	100.0	178	
	【6/17】	・一般質問(3名)	28	100.0	163	
	【6/18】	・一般質問(2名) ・議案の総括質疑	28	96.4	107	
	【6/26】	・常任委員会委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、質疑、討論、採決	28	100.0	72	
6	5	議会運営委員会	・令和2年6月定例会の会期 ・同定例会における議案等の委員会付託 ・新型コロナウイルス感染者発生時の対応	8	100.0	22
	9	議会運営委員会	・議案の取扱い	8	100.0	3
		議会活性化推進特別委員会	・予算決算委員会の在り方	12	91.7	72
	18	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
	22	総務委員会	・議案の審査(補正予算、条例) ・委員会審査報告	7	100.0	9
		文教福祉委員会	・議案の審査(補正予算) ・委員会審査報告	7	100.0	45
	23	市民経済委員会	・議案の審査(補正予算) ・請願 ・委員会審査報告	6	100.0	90
		都市建設委員会	・議案の審査(補正予算) ・委員会審査報告	7	100.0	3
26	議会運営委員会	・追加議案等の委員会付託省略	8	100.0	4	
	議会活性化推進特別委員会	・予算決算委員会の在り方	12	100.0	6	

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
7	7	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
		会派代表者会議	—	9	77.8	-
	10	議会運営委員会	・タブレット等の導入	8	100.0	27
		全員協議会	・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算	28	89.3	27
	14	会派代表者会議	—	9	88.9	-
		文教福祉委員会	【勉強会】 ・手話言語条例	7	100.0	-
	17	議会運営委員会	・臨時会の会期 ・議会活性化推進特別委員会からの報告 ・広報広聴委員会及び予算決算委員会の設置例規整備	8	100.0	38
		中心市街地まちづくり調査特別委員会	【勉強会】 ・つくばセンタービルリニューアル ・つくば駅周辺のエリアマネジメント団体	28	85.7	-
		臨時会	・会期の決定 ・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	28	100.0	308
		総務委員会	・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	7	100.0	12
	21	文教福祉委員会	・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	7	100.0	37
		市民経済委員会	・専決処分の承認 ・補正予算(コロナ関連)	6	100.0	11
		都市建設委員会	・補正予算(コロナ関連) ・工事請負契約	7	100.0	45
	8	17	道路・公共交通体系及びTX沿線整備調査特別委員会	・圏央道4車線化及び国道6号バイパス国道125号バイパスの進捗状況 ・TX沿線開発地区の令和2年度事業概要 ・通学路の整備状況	9	77.8
19		会派代表者会議 文教福祉委員会	—	9 7	100.0 85.7	- -
25		議会運営委員会	・令和2年9月定例会の委員会運営について ・同定例会における議案等の委員会付託 ・決算認定案の質疑通告 ・会議規則	8	100.0	47
27		決算特別委員会	・委員長、副委員長の互選 ・理事会の設置	28	100.0	5
		高工ネ研南側未利用地調査特別委員会 中心市街地まちづくり調査特別委員会	・中間報告 ・中間報告	27 27	100.0 100.0	10 11

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
9月 定例会		【8/27】	・会期の決定 ・報告、承認、認定、議案(報告、説明) ・決算特別委員会の設置	28	100.0	31
		【9/3】	・一般質問(8名)	28	100.0	391
		【9/4】	・一般質問(7名)	28	96.4	355
		【9/7】	・一般質問(6名) ・総括質疑(認定、議案)	28	100.0	312
		【9/18】	・決算特別委員長、各常任委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、採決 ・特別委員会中間報告	28	100.0	94
9	7	決算特別委員会 議会運営委員会	・決算認定に係る質疑 ・議案等審査付託表資料の訂正	28 8	100.0 100.0	24 3
	9	総務委員会 決算特別委員会総務分科会	・議案の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	93
		文教福祉委員会 決算特別委員会文教福祉分科会	・議案、請願の審査 ・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査	7	100.0	271
	10	決算特別委員会市民経済分科会 都市建設委員会	・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査 ・議案の審査	5	100.0	95
		決算特別委員会都市建設委員会 文教福祉委員会	・一般会計歳入歳出決算等の委員会付託の審査 ・意見書	7	100.0	172 69
		15	決算特別委員会	・分科会委員長報告、討論、採決 ・決算特別委員会審査報告	28	100.0
	18	議会運営委員会	・追加議案等の委員会付託省略	8	100.0	6
10	7	議会報編集委員会	—	8	100.0	-
11	18	会派代表者会議	—	9	100.0	-
	20	議会運営委員会	・臨時会の会期 ・臨時会における議案等の委員会付託省略 ・通称名	8	100.0	13
	25	会派代表者会議 議会運営委員会	— ・議案の訂正	9 8	77.8 100.0	- 2
		臨時会	・会期の決定 ・報告(専決処分)、議案(条例)	28	85.7	7
	30	会派代表者会議 議員説明会	— ・改選に伴う説明会	12 -	100.0 -	- -

月	日	会議名	主な議題	議員 総数	出席率 (%)	要した 時間 (分)
12月 定例会		【12/3】改選後最初の議会	・議長、副議長の選挙 ・議席の指定 ・各常任委員の選定	28	100.0	262
		【12/4】	・議案(説明)	28	96.4	2
		【12/11】	・一般質問(8名)	28	100.0	394
		【12/14】	・一般質問(8名)	28	100.0	395
		【12/15】	・一般質問(6名) ・総括質疑(議案) ・追加議案(副市長の選任)	28	100.0	332
		【12/25】	・各常任委員長報告、討論、採決 ・追加議案上程、採決 ・特別委員会の設置及び付託	28	100.0	120
12	3	議会運営委員会	・委員長、副委員長の互選 ・12月定例会の運営	8	100.0	4
		総務委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	8	100.0	18
		文教福祉委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	6	100.0	9
		市民経済委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	7	100.0	7
		都市建設委員会	・委員長、副委員長の選任 ・広報広聴委員会委員の推薦	7	100.0	9
		予算決算委員会	・委員長、副委員長の選任	7	100.0	5
	4	全員協議会	・陸上競技場整備基本構想の検討状況 ・中心市街地の取組状況 ・R3年度～R5年度の財政推計	27	100.0	-
	14	議会運営委員会 広報広聴委員会	・一般質問における答弁の発言場所 -	28	96.4	136
	15	議会運営委員会 予算決算委員会理事会 予算決算委員会	・議案の常任委員会付託及び省略 ・提案理由の説明などの発言場所 ・補正予算 ・補正予算	8	87.5	1
	23	会派代表者会議 予算決算委員会	・補正予算 -	8	87.5	-
	25	全員協議会 議会運営委員会 広報広聴委員会 ジオパーク推進特別委員会 中心市街地まちづくり調査特別委員会 高工ネ研南側未利用地調査特別委員会	・陸上競技場基本構想 ・中心市街地の取組状況 ・追加議案等の委員会付託省略 ・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙 ・特別委員会の設置 ・委員長、副委員長の互選 ・委員長、副委員長の互選 ・委員長、副委員長の互選	10	100.0	-
	27	補正予算	27	100.0	-	
	27	補正予算	27	100.0	-	
	28	全員協議会	28	100.0	98	
	8	議会運営委員会	8	100.0	22	
	8	広報広聴委員会	8	87.5	-	
	9	ジオパーク推進特別委員会	9	100.0	2	
	27	中心市街地まちづくり調査特別委員会	27	100.0	7	
	27	高工ネ研南側未利用地調査特別委員会	27	100.0	5	

つくば市議会議員報酬等

1 報酬等

(1) 報酬（平成 6 年 4 月 1 日改正） ※他市との比較は別添資料を参照

・ 議長	547,000 円	【参考】	・ 市長	927,000 円
・ 副議長	480,000 円		・ 副市長	762,000 円
・ 議員	447,000 円		・ 教育長	680,000 円

(2) 期末手当

- ・ 6 月 1.65 月分
- ・ 12 月 1.65 月分

【算出方法】 期末手当 = (月額報酬 + 月額報酬 × 加算率 0.15) × 1.65

(3) 費用弁償

定例会や各種委員会に出席した際の交通費等として支給する。

任意の勉強会等の際は支給されない。

- ・ 2,000 円

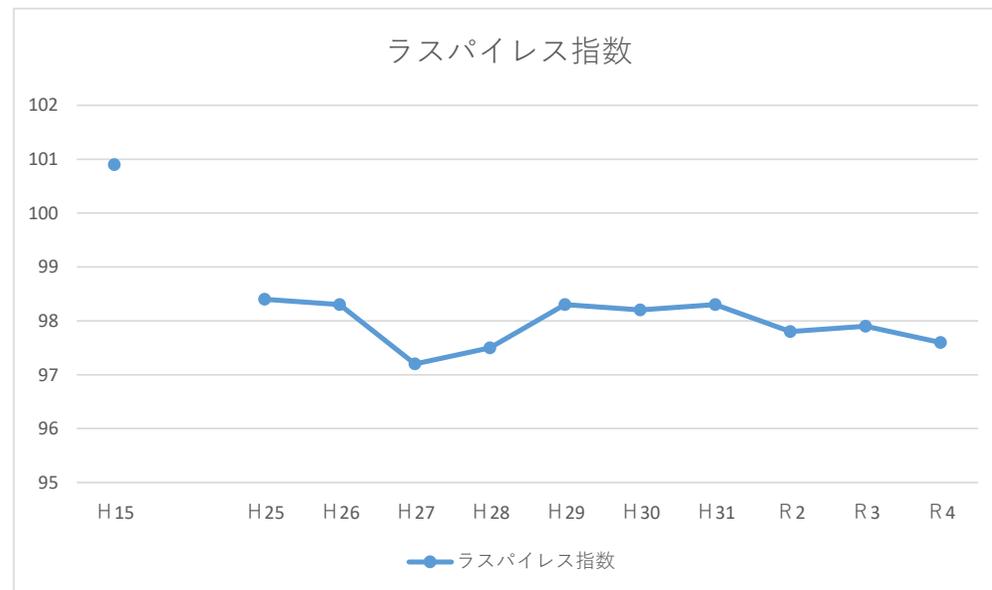
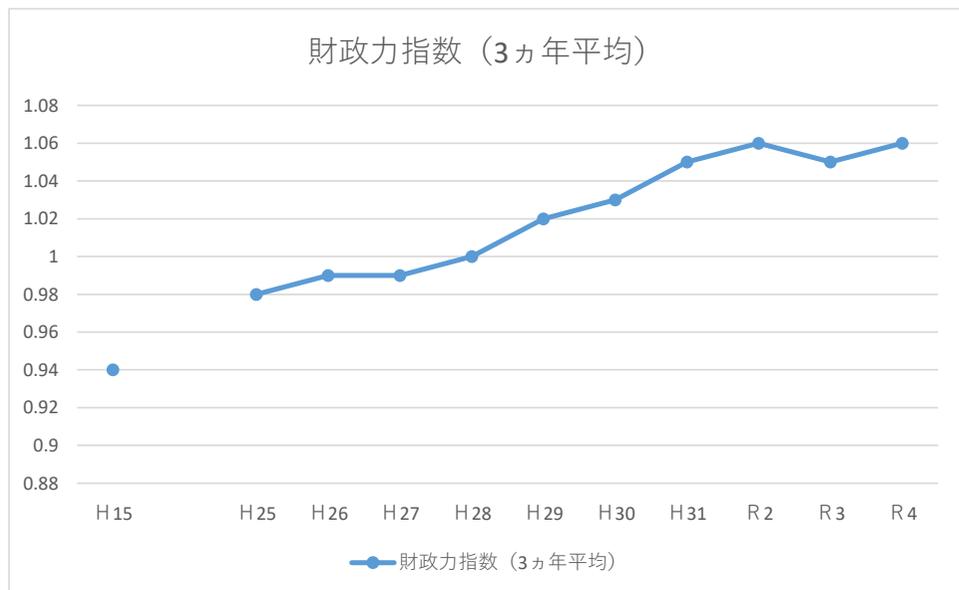
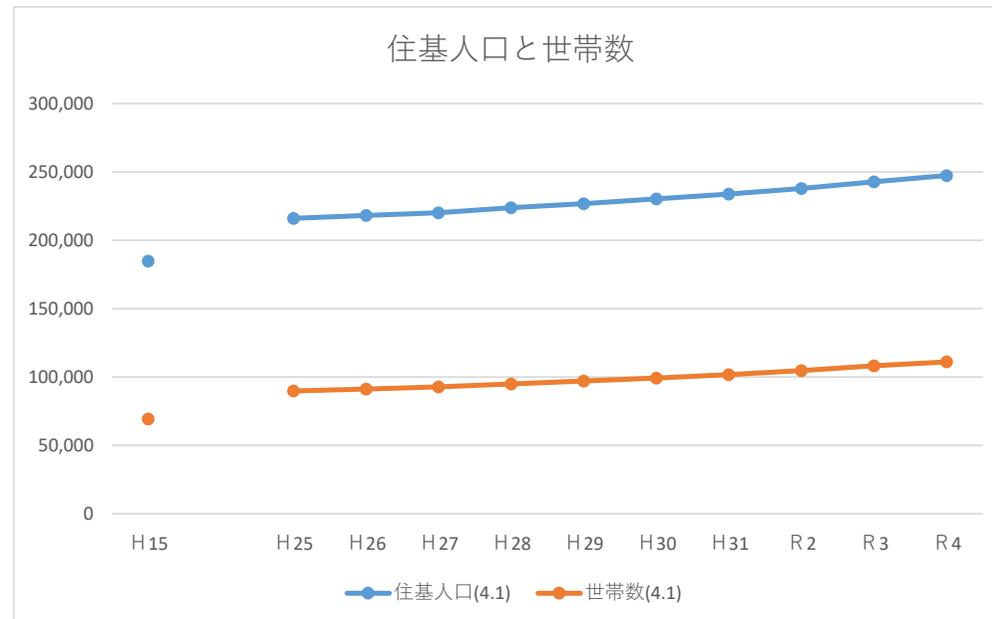
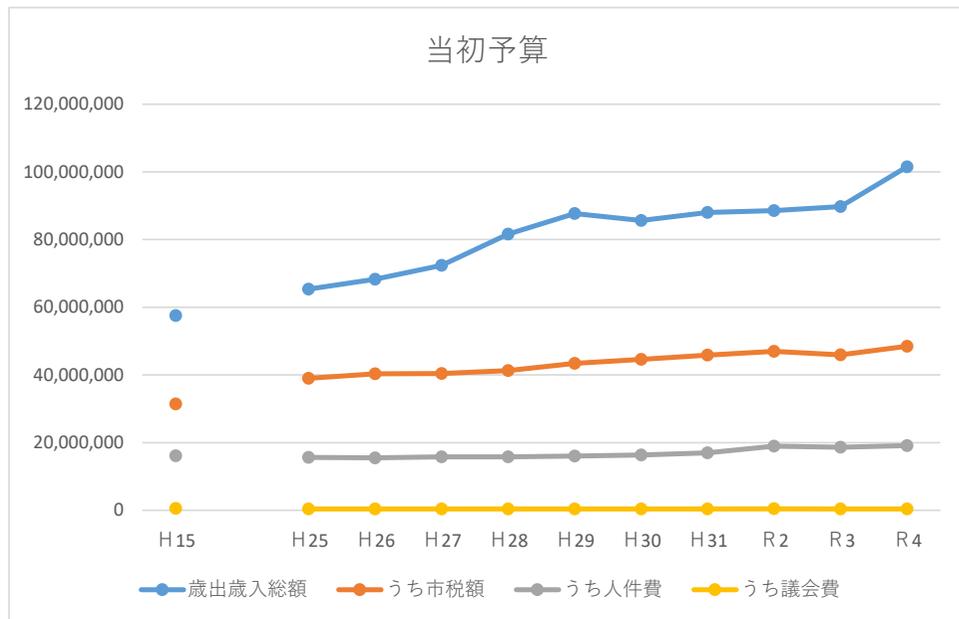
2 政務活動費

- ・ 1 人当たり月額 30,000 円（平成 13 年 4 月改正）
- ・ 支給条件 会派に支給

3 行政視察旅費等

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、広報公聴委員会が行政視察を行う際は、議員 1 人当たり、「つくば市職員旅費条例」に規定される特別職に準じて相当額を支給する。

つくば市の概況（経年比較）



	H15	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
歳出歳入総額（千円）	57,507,000	65,358,000	68,270,000	72,366,050	81,614,000	87,672,000	85,617,000	88,040,000	88,525,000	89,713,000	101,532,000
うち市税額（千円）	31,415,922	38,993,113	40,366,205	40,426,100	41,263,829	43,432,973	44,589,901	45,848,182	46,961,090	45,943,845	48,474,998
うち人件費（千円）	16,100,789	15,620,633	15,499,369	15,756,105	15,767,603	16,034,315	16,348,917	16,987,985	18,944,769	18,643,747	19,109,729
うち議会費（千円）	584,285	426,387	415,680	418,739	397,175	399,205	398,899	400,335	431,523	409,457	397,405
財政力指数（3ヵ年平均）	0.94	0.98	0.99	0.99	1.00	1.02	1.03	1.05	1.06	1.05	1.06
ラスパイレス指数	100.9	98.4	98.3	97.2	97.5	98.3	98.2	98.3	97.8	97.9	97.6
住基人口(4.1)	184,876	216,064	218,109	220,166	223,771	226,781	230,310	233,868	238,014	242,866	247,399
世帯数(4.1)	69,265	89,816	91,186	92,786	94,903	97,017	99,161	101,706	104,782	108,194	111,071
全職員数	1,980	1,743	1,738	1,734	1,731	1,755	1,861	1,926	1,936	1,937	1,987

財政力指数とは 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
 （総務省：「財政状況資料集の説明」より）

ラスパイレス指数とは 全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 （総務省：「令和2年地方公務員給与実態調査結果等の概要」より）

議員報酬の状況（他自治体比較）

施行時特例市

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位	自治体名	政務活動費 (年間)	順位	政務活動費の支給先
佐賀市	36	1	宝塚市	702,400	1	宝塚市	631,100	1	岸和田市	600,000	1	宝塚市	11,789,784	1	宝塚市	10,593,014	3	岸和田市	10,224,000	1	宝塚市	912,000	1	個人、会派、個人と会派に分けて、のうちいずれか
長岡市	34	2	四日市市	693,000	2	四日市市	631,000	2	四日市市	591,000	2	四日市市	11,682,248	2	岸和田市	10,735,200	1	四日市市	9,962,783	2	所沢市	840,000	2	個人
四日市市	34	2	佐賀市	692,000	3	岸和田市	630,000	3	宝塚市	579,400	3	加古川市	11,589,060	3	四日市市	10,637,083	2	宝塚市	9,725,229	3	四日市市	840,000	2	会派
所沢市	33	4	加古川市	673,000	4	加古川市	610,000	4	加古川市	563,000	4	所沢市	11,404,800	4	加古川市	10,504,200	4	加古川市	9,694,860	4	加古川市	840,000	2	会派及び会派に属さない議員
上越市	32	5	所沢市	660,000	5	佐賀市	607,000	5	所沢市	560,000	5	富士市	11,283,840	5	富士市	10,264,320	5	所沢市	9,676,800	5	厚木市	720,000	5	会派又は会派に属さない議員
富士市	32	5	岸和田市	660,000	5	富士市	594,000	6	佐賀市	553,000	6	岸和田市	11,246,400	6	所沢市	10,022,400	6	富士市	9,054,720	6	長岡市	720,000	5	会派
春日井市	32	5	富士市	653,000	7	春日井市	584,000	7	春日井市	536,000	7	佐賀市	10,930,140	7	春日井市	9,802,440	7	春日井市	8,996,760	7	春日部市	600,000	7	会派
加古川市	31	8	春日井市	646,000	8	所沢市	580,000	8	長岡市	526,000	8	春日井市	10,843,110	8	佐賀市	9,587,565	8	佐賀市	8,734,635	8	平塚市	600,000	7	個人
春日部市	30	9	長岡市	624,000	9	長岡市	563,000	9	富士市	524,000	9	平塚市	10,479,600	9	沼津市	9,279,360	9	平塚市	8,554,080	9	上越市	600,000	7	会派 @12,500円/月議員 @37,500円/月
伊勢崎市	30	9	平塚市	615,000	10	平塚市	540,000	10	平塚市	502,000	10	沼津市	10,368,000	10	平塚市	9,201,600	10	沼津市	8,519,040	10	岸和田市	600,000	7	会派
太田市	30	9	沼津市	600,000	11	沼津市	537,000	11	沼津市	493,000	11	長岡市	9,959,040	11	長岡市	8,985,480	11	長岡市	8,394,960	11	草加市	600,000	7	会派・個人
熊谷市	30	9	厚木市	566,000	12	太田市	515,000	12	伊勢崎市	485,000	12	太田市	9,676,800	12	太田市	8,899,200	12	太田市	8,380,800	12	太田市	600,000	7	会派及び会派に準ずるクラブ等
つくば市	28	13	太田市	560,000	13	伊勢崎市	505,000	13	太田市	485,000	12	茅ヶ崎市	9,676,800	12	草加市	8,726,400	13	伊勢崎市	8,351,700	13	茅ヶ崎市	480,000	13	会派
茅ヶ崎市	28	13	茅ヶ崎市	560,000	13	草加市	505,000	13	草加市	470,000	14	厚木市	9,644,640	14	伊勢崎市	8,696,100	14	草加市	8,121,600	14	沼津市	480,000	13	会派
厚木市	28	13	伊勢崎市	555,000	15	厚木市	490,000	15	茅ヶ崎市	453,000	15	伊勢崎市	9,557,100	15	茅ヶ崎市	8,363,520	15	茅ヶ崎市	7,827,840	15	太田市	430,000	15	会派・会
大和市	28	13	大和市	549,000	16	茅ヶ崎市	484,000	16	厚木市	452,000	16	大和市	9,420,840	16	厚木市	8,349,600	16	熊谷市	7,776,000	16	伊勢崎市	420,000	16	会派・個人
沼津市	28	13	つくば市	547,000	17	つくば市	480,000	17	熊谷市	450,000	17	熊谷市	9,365,760	17	春日部市	8,259,840	17	春日部市	7,776,000	16	大和市	420,000	16	会派又は会派に所属しない議員
草加市	28	13	熊谷市	542,000	18	春日部市	478,000	18	春日部市	450,000	17	草加市	9,331,200	18	熊谷市	8,121,600	18	厚木市	7,702,080	18	富士市	384,000	18	会派
平塚市	26	19	草加市	540,000	19	熊谷市	470,000	19	つくば市	447,000	19	春日部市	9,279,360	19	大和市	7,996,560	19	大和市	7,533,240	19	熊谷市	370,000	19	議員個人及び会派
宝塚市	26	19	春日部市	537,000	20	上越市	468,400	20	上越市	440,800	20	つくば市	8,639,865	20	つくば市	7,581,600	20	つくば市	7,060,365	20	つくば市	360,000	20	会派
岸和田市	24	21	上越市	529,400	21	大和市	466,000	21	大和市	439,000	21	上越市	8,449,224	21	上越市	7,475,664	21	上越市	7,035,168	21	春日井市	360,000	20	会派
小田原市	回答なし	####	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	回答なし
茨木市	回答なし	####	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	茨木市	回答なし	-	回答なし

※平塚市、厚木市、大和市、四日市市は前回（R3）調査時点のデータ

県内市（10万人以上）+ T X 沿線市

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位	自治体名	政務活動費 (年間)	順位	支給先
水戸市	30	1	水戸市	700,000	1	水戸市	630,000	1	水戸市	590,000	1	水戸市	11,749,500	1	水戸市	10,574,550	1	水戸市	9,903,150	1	水戸市	1,080,000	1	会派
つくば市	28	2	日立市	615,000	2	日立市	550,000	2	日立市	510,000	2	日立市	10,322,775	2	日立市	9,231,750	2	日立市	8,560,350	2	日立市	540,000	2	会派
日立市	28	2	土浦市	570,000	3	ひたちなか市	504,000	3	ひたちなか市	470,000	3	土浦市	8,970,375	3	ひたちなか市	7,989,660	3	ひたちなか市	7,450,675	3	日立市	540,000	2	会派
ひたちなか市	25	4	つくば市	547,000	4	土浦市	500,000	4	土浦市	467,000	4	つくば市	8,639,865	4	土浦市	7,868,750	4	土浦市	7,349,413	4	つくば市	360,000	4	会派
土浦市	24	5	ひたちなか市	541,000	5	つくば市	480,000	5	つくば市	447,000	5	ひたちなか市	8,576,203	5	つくば市	7,581,600	5	つくば市	7,060,365	5	土浦市	300,000	5	会派又は議員
古河市	24	5	古河市	500,000	6	古河市	450,000	6	取手市	411,000	6	古河市	7,897,500	6	古河市	7,107,750	6	筑西市	6,543,600	6	古河市	300,000	5	議員（個人）
取手市	24	5	取手市	494,000	7	取手市	444,000	7	筑西市	410,000	7	筑西市	7,804,440	7	取手市	7,012,980	7	取手市	6,491,745	7	筑西市	240,000	7	議員（個人）
筑西市	24	5	筑西市	489,000	8	筑西市	433,000	8	古河市	400,000	8	取手市	7,802,730	8	筑西市	6,910,680	8	古河市	6,318,000	8	守谷市	120,000	8	会派
守谷市	20	9	守谷市	430,000	9	守谷市	397,000	9	守谷市	367,000	9	守谷市	6,767,124	9	守谷市	6,247,786	9	守谷市	5,775,662	9	取手市	100,000	9	基準日に存する会派及び基準日に在職する無会派議員
つくばみらい市	18	10	つくばみらい市	426,000	10	つくばみらい市	384,000	10	つくばみらい市	362,000	10	つくばみらい市	6,728,670	10	つくばみらい市	6,065,280	10	つくばみらい市	5,717,790	10	つくばみらい市	0	10	議員 ※特例条例により、H19年度から休止

長期欠席議員の報酬不支給(減額)規定について (他自治体の状況)

施行時特例市

自治体名	規定の有無	不支給又は減額
つくば市	無	
伊勢崎市	無	
太田市	有	減額
熊谷市	無	
所沢市	有	不支給
春日部市	無	
草加市	無	
平塚市	無	
小田原市	有	減額
茅ヶ崎市	無	
厚木市	無	
大和市	無	
長岡市	無	
上越市	有	減額
沼津市	無	
富士市	無	
春日井市	無	
四日市市	無	
岸和田市	有	減額及び不支給
茨木市	有	減額及び不支給
加古川市	有	減額及び不支給
宝塚市	無	
佐賀市	有	減額

県内市(10万人以上)+TX沿線市

自治体名	規定の有無	不支給又は減額
水戸市	無	
日立市	無	
ひたちなか市	無	
土浦市	無	
古河市	無	
取手市	有	減額
筑西市	無	
守谷市	無	
つくばみらい市	無	

人口23~27万人の市区町村(+流山市)

自治体名	規定の有無	不支給又は減額
文京区	有	減額
調布市	有	減額
渋谷区	無	
徳島市	無	
港区	有	減額
府中市	無	
市原市	無	
福井市	無	
八尾市	無	
松本市	無	
佐世保市	無	
山形市	無	
函館市	無	
下関市	無	
流山市	無	

自治体名	規定の一部抜粋
太田市	太田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 欠席期間における当該議員の議員報酬の支給額は、その欠席期間が6箇月を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、当該議員の議員報酬の月額に次の表の左欄の区分に応じて同表右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 議員報酬の月額を支給する月の初日までの欠席期間 減額の割合 6箇月を超え12箇月以下 100分の30 12箇月を超え24箇月以下 100分の50 24箇月を超えるとき 100分の70 (期末手当の減額) 第4条 6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。))以前6箇月の期間内において、前条第1項の規定により議員報酬の月額が減額された月のあるときの期末手当の支給額は、当該議員の期末手当の額に、次の表の左欄の区分に応じて同表右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 基準日以前6箇月の期間内における欠席期間 減額の割合 3箇月未満 100分の20 3箇月以上5箇月未満 100分の40 5箇月以上 100分の70
所沢市	所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の不支給等) 第5条 3 任期中の連続する2回の定例会並びに当該2回の定例会の間に開かれた議会の会議及び委員会を前条に掲げるもの以外の理由によりすべて欠席した場合は、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 (期末手当の不支給) 第9条 6月に支給する期末手当にあつては6月1日前6箇月以内の期間において、12月に支給する期末手当にあつては12月1日前6箇月以内の期間において、第5条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、第7条の規定による期末手当の額のうち、当該支給しないこととされた月の議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に相当する部分については、支給しない。
小田原市	小田原市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員の議員活動休止期間が90日を超えた場合は、その者が受けるべき議員報酬の月額をその超えている月の現日数で除し、その得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその超えている月における議員活動休止期間の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその超えている月の翌月に支給する議員報酬から減額する。 (1) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超えない期間 100分の20 (2) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間 100分の50 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))にそれぞれ在職する者又はそれぞれの基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者(当該基準日において在職していた者を除く。)であつて、それぞれの基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。))において議員活動休止期間があつたものに支給される期末手当の額は、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の現日数で除し、その得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における議員活動休止期間の日数(議員活動休止期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。 (1) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超えない期間 100分の20 (2) 議員活動休止期間の開始日から起算して365日を超える期間 100分の50
上越市	上越市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員の議員活動休止期間における議員報酬は、議員報酬条例第2条に規定する職に応じた議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる議員活動休止期間の区分に応じ、同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給する。 議員活動休止期間 減額割合 180日を超え365日以内 100分の20 365日を超え730日以内 100分の30 730日を超える期間 100分の50 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例第5条に規定する期末手当の額に、基準日における前条第1項の表の左欄に掲げる議員活動休止期間の区分に応じ、同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給する。
岸和田市	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、当該議員報酬の額に次の表の左欄に掲げる議会の会議等を欠席した日から同日後の議会の会議等へ出席した日の前日までの期間の区分に応じて、同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 議会の会議等を欠席した日から同日後の議会の会議等へ出席した日の前日までの期間 減額割合 90日を超え、180日以下であるとき 100分の20 180日を超え、365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100 (期末手当の減額) 第4条 6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))の前6月以内において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に当該減額支給された議員報酬の減額割合(基準日の前6月以内において、前条第1項の表に掲げる2以上の欠席期間の区分に応じた減額割合の適用を受ける期間がある場合にあっては、その期間のうち最も高い減額割合とする。)を乗じて得た額を減じた額とする。
茨木市	茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例 (議員報酬の減額) 第5条の2 議員等が疾病その他の事由により、同一の任期中の連続する3回以上の市議会の定例会(以下「定例会」という。))及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等(臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに茨木市議会会議規則(平成15年茨木市議会規則第1号)第100条に規定する協議等の場をいう。以下同じ。))のすべてを欠席したときの議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、別表に定める議員報酬の額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数に区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 3回及び4回 100分の80 (2) 5回 100分の50 (3) 6回以上 100分の0
加古川市	加古川市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (疾病等による議員報酬の減額等) 第3条 疾病その他の理由により市議会の会議等を長期にわたり欠席した議員に対する議員報酬は、当該議員の職に応じた議員報酬から、当該議員報酬に当該議員の欠席期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (1) 90日を超え180日以下の期間については、100分の20 (2) 180日を超える期間については、100分の50 2 前項の規定にかかわらず、当該議員の欠席期間のうち365日を超える期間については、議員報酬は支給しない。 (疾病等による期末手当の減額等) 第4条 6月1日及び12月1日(第3項及び第7条においてこれらの日を「基準日」という。))以前6箇月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬を減額された月がある議員に対する期末手当は、当該議員の職に応じた期末手当から、当該期末手当にその減額された割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
佐賀市	佐賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 長期欠席を始めた日から90日を超え180日以下の範囲内であるとき100分の80 長期欠席を始めた日から180日を超え365日以下の範囲内であるとき100分の70 長期欠席を始めた日から365日を超えるとき100分の50 (長期欠席をした場合の期末手当の減額) 第5条 基準日前6か月以内に第3条第2項の規定により算定した議員報酬が支給された月がある場合における期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当の額に、当該支給された月における第3条第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。

取手市	<p>取手市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が疾病その他の事由により、連続して2回以上市議会定例会の招集に応じないときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、連続して市議会定例会の招集に応じない回数(以下「不応招回数」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 不応招回数 割合 連続して2回 100分の80 連続して3回 100分の60 連続して4回以上 100分の50 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、不応招回数に応じて、前条第1項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
文京区	<p>文京区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第三条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、当該議員の報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 議員活動ができない期間 減額の割合 百八十日を超え三百六十五日以下であるとき 百分の二十 三百六十五日を超えるとき 百分の五十 (期末手当の減額) 第四条 六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前六月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、議員活動ができない期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第一項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p>
調布市	<p>調布市議会議員の議員報酬等の減額に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 長期間欠席のある議員に係る議員報酬等条例に定める議員報酬(以下「報酬」という。)の当該長期間欠席した期間中の報酬の月額は、長期間欠席がなかったものとした場合における当該議員の報酬の月額(以下「本来報酬月額」という。)に、次の表の左欄に掲げる欠席期間の区分ごとに同表の右欄に定める減額割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を、当該欠席期間の区分に相当する本来報酬月額から減じて得た額とする+G36:Z57。 欠席期間 減額割合 90日を超え180日以下の期間 100分の20 180日を超え365日以下の期間 100分の30 365日を超える期間 100分の50 (期末手当の減額) 第4条 長期間欠席のある議員に係る2月末日及び5月31日(これらの日以前3月間に長期間欠席に係る報酬の減額がある場合に限る。)並びに11月30日(同日以前6月間に長期間欠席に係る報酬の減額がある場合に限る。)を基準日とする期末手当の額は、議員報酬等条例に定める当該議員の期末手当の額(以下「本来手当額」という。)に、当該議員に適用する減額割合を乗じて得た額を、当該本来手当額から減じて得た額とする。</p>
港区	<p>港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第三条 議員が自己都合その他の事由により、区議会の会議等を連続して欠席した場合における議員報酬は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 減額の割合 六十日を超え百八十日以下であるとき 百分の二十 百八十日を超え三百六十五日以下であるとき 百分の三十 三百六十五日を超えるとき 百分の五十 (期末手当の減額) 第四条 三月一日、六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)の前三月以内の期間(基準日が十二月一日であるときは、同日前六月以内の期間とする。次項において同じ。)において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月がある場合の期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に同条第一項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

市税収入実績、見込み(増減率、増減額)

資料8

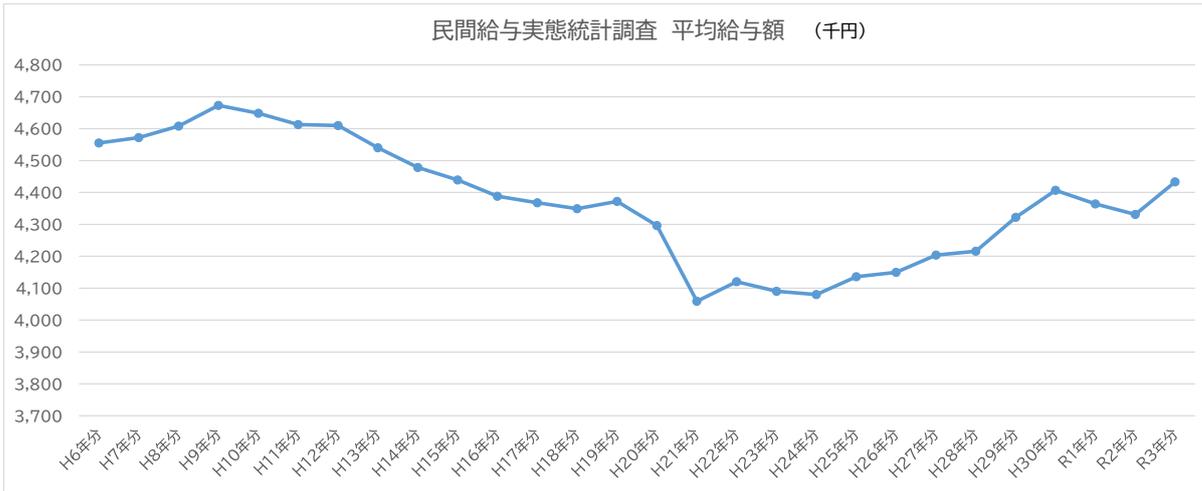
市税 決算額推移 (百万円)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
決算額	45,309	46,718	47,156	47,807
増減率		3.11%	0.94%	1.38%

市税 当初予算推移 (百万円)

	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (推計)	R7年度 (推計)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)
予算額	44,590	45,848	46,961	45,944	48,475	51,791	52,526	53,688	54,375	54,382
増減率		2.82%	2.43%	-2.17%	5.51%	6.84%	1.42%	2.21%	1.28%	0.01%

※R6年度以降は「つくば市中長期財政見通し」より



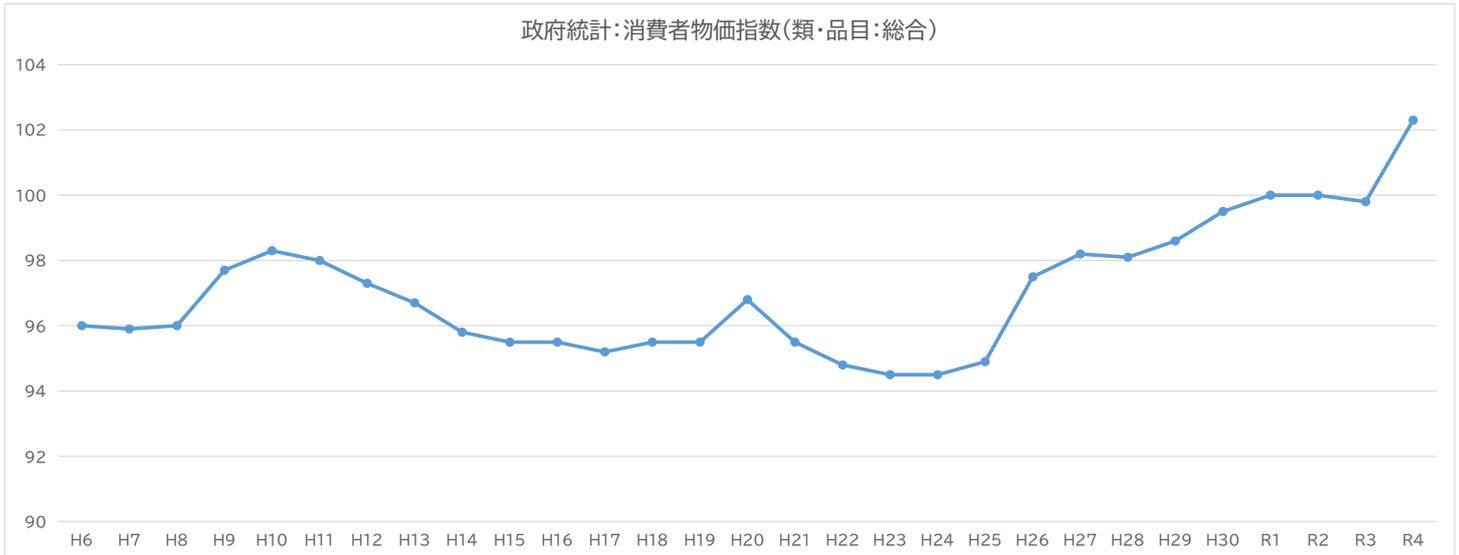
(千円)

H6年分	H7年分	H8年分	H9年分	H10年分	H11年分	H12年分	H13年分	H14年分	H15年分	H16年分	H17年分	H18年分	H19年分	H20年分
4,555	4,572	4,608	4,673	4,648	4,613	4,610	4,540	4,478	4,439	4,388	4,368	4,349	4,372	4,296
H21年分	H22年分	H23年分	H24年分	H25年分	H26年分	H27年分	H28年分	H29年分	H30年分	R1年分	R2年分	R3年分		
4,059	4,120	4,090	4,080	4,136	4,150	4,204	4,216	4,322	4,407	4,364	4,331	4,433		

国税庁 民間給与実態統計調査結果

★ 平均給与について参考(つくば市内の状況)

令和4年度市民税の課税データより、
対象者140,132人の給与収入の平均値は、4299.8千円(給与所得3174.5千円)。
市民税の課税データより給与収入の中央値は資料10のとおり



H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
96	95.9	96	97.7	98.3	98	97.3	96.7	95.8	95.5	95.5	95.2	95.5	95.5	96.8
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
95.5	94.8	94.5	94.5	94.9	97.5	98.2	98.1	98.6	99.5	100	100	99.8	102.3	

政府統計:消費者物価指数(2020年基準)

つくば市民の給与収入中央値

資料10

つくば市の市民税課税データより

2 給与収入の中央値

(1) 給与支払報告書や確定申告等から給与収入がある者で、給与収入額が高い順で抽出。

※給与収入が1,000円という人も含む。

年	給与収入 (円)	給与所得 (円)
令和2年	3,391,298	2,291,600
令和4年	3,479,877	2,353,200

※ 136,213 人中、68,106 人目の人
 ※ 140,132 人中、70,066 人目の人

(2) 給与支払報告書や確定申告等から給与収入がある者で、均等割額(6,000円)以上課税されている者の給与収入額が高い順で抽出。

年	給与収入 (円)	給与所得 (円)
令和2年	4,141,047	2,872,000
令和4年	4,192,583	2,913,600

※ 111,585 人中、55,792 人目の人
 ※ 116,198 人中、58,099 人目の人

(3) 給与支払報告書や確定申告等から給与収入がある者で、給与収入額1,900,000円 給与所得1,250,000円以上の者で、給与収入額が高い順で抽出。

年	給与収入 (円)	給与所得 (円)
令和2年	4,780,766	3,384,000
令和4年	4,823,000	3,416,000

※ 92,782 人中、46,391 人目の人
 ※ 96,829 人中、48,414 人目の人

会 議 録

会議の名称		令和5年度第2回つくば市特別職報酬等審議会		
開催日時		令和5年(2023年)8月4日 開会14:00 閉会16:00		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室		
事務局(担当課)		総務部人事課		
出席者	委員	前田 聡委員(会長)、祐川 直己委員、段林 優衣委員、土屋 秀委員、寺内 晴香委員、柳田 貢委員、吉岡 隆久委員(会長職務代理者)		
	その他			
	事務局	総務部部長 塚本 浩行、総務部次長 山田 正美、人事課長 松本 光由、人事課長補佐 鈴木 尚、人事課係長 高橋 啓、人事課主査 関根 朝美、人事課主任 椎名 太平、議会事務局議会総務課長 町井 浩美、議会総務課長補佐 大坪 哲也、議会総務課長補佐 浅野 公彦		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市議会議員の議員報酬等の見直しについて		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会			
	2 議事			
	(1) つくば市の議員報酬等の見直しについて			
	3 その他			
	4 閉会			

〈 1 開会〉

前田会長：本日はお忙しい中、そして何よりもこの猛暑の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。早速ではございますが、始めさせていただきたいと思います。まず、本審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき公開で行うこととなっております。事務局に対して傍聴の希望はありましたか。

事務局：ありませんでした。

前田会長：承知いたしました。では、傍聴者なしということで以降の会議を進めさせていただきたいと思います。また、委員の皆様のご半数の出席がございますので、つくば市特別職報酬等審議会条例の第5条第2項に基づき、会議は成立しているということで、開催したいと思います。よろしく願いいたします。

〈 2 議事〉

前田会長：では、議事に入りたいと思います。すでに委員の皆様方のお手元にあると存じますが、前回、事務局に対して追加資料をお願いしました。そちらの追加資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい、事務局より説明させていただきます。まずは資料の確認をさせていただきます。

〈配布資料の確認および説明〉

前田会長：ありがとうございます。まずは、資料の内容につきまして委員の皆様から御質問等を承ることができればと思います。数値的なお話ですとか、あるいはこの点がよくわからないといった、お気づ

きの点等ありましたら遠慮なく御発言いただければと思います。
いかがでしょうか。

では私から、資料7について、確認というか感想になってしまう
気がしますが、0円から25万円未満の方は、実質的に見ると、議
員報酬以外の収入はないということですよね。下の表と突き合わ
せてみると、これは20何万円もらっている人たちがこれだけいる
というよりも議員報酬が主たる収入ということですよね。

事務局：はい、そうです。下の表を見ていただくと分かる通り、0円と
いう方も5名いらっしゃいますし、この7名の方についてはほぼ
議員報酬以外の収入はないと言えると思います。

前田会長：なるほど、ありがとうございます。いかがでしょうか。今、御説
明いただきました資料に関して、御確認なされたい点はございま
すか。もし、御確認なされたい点がありましたらここからの議論
の中でも、随時御発言いただければと思います。では、前回の審
議会の議論で出てきた課題について、追加資料で御説明をいただ
き補えたところですので、これから本格的に議論をさせていただ
く前に、審議会の目標としての答申の構成について、皆様とイメ
ージを共有させていただきたいと思います。これにつきましては、
2年前の答申が参考になるかと思えます。今、お持ちでない方も
いらっしゃるかもしれませんが、前回の審議会の資料をお持ちで
いらっしゃいましたらそちらを御確認いただければと思います。
そちらがこういう形になるかなという答申のイメージになるかと
思います。これによりますと、基本的にはこれまでの議論等を
踏まえ、我々の意見を併記しまして、最終的にどういう結論に至
ったかということでまとめる形になるかと思えますが、このよう
な形で基本的にはまとめていくこととして検討を進めていくとい

うことでよろしいでしょうか。

各 委 員 : はい。

前田会長 : ありがとうございます。基本的にはそのように進めていくということにさせていただきたいと思います。前回の審議会でもいろいろと御意見を出していただき、今回、議員報酬の額の見直しについてさらに議論を深めていくこととなります。まずは、前回の振り返りになりますが、議員の報酬額については少し見直しが必要であろうということでおおよそのコンセンサスが得られていたのかと思います。また、今日の議論も踏まえた上である程度具体性のある答申につなげられればと思っております。では、早速ではございますが、前回それから今回の説明を踏まえた上で、皆様から率直な御意見をいただきたいと思います。もちろんこの資料に関する御意見ですとか、あるいは感想でも結構ですので、率直な意見を述べていただければと思います。何かございますか。

段林委員 : 水戸市との比較が一番県内でもわかりやすいかなと思って資料3を中心に私は拝見していたのですが、概ね水戸市に準ずるような額にしていくのが、一番わかりやすいのかなと率直に思いました。

前田会長 : 水戸と並んでというところになるのかなということですね。

段林委員 : はい。財政力指数や税収の面では水戸市より上ですし、今後人口も水戸市より増えていく試算もあるという話もお伺いしているので、少なくとも水戸市ぐらいには報酬額を上げてもいいのかなと思います。

前田会長 : なるほど。確かに人口や税収を見ていくと、水戸市と並んでという感じになるのかなということですね。ありがとうございます。いかがでしょう。率直な御感想でも結構ですので、佐川委員何かございますか。

祐川委員：はい。私も今回提出された資料も含めて拝見しまして、やはり県内で見ると、水戸市に比肩するというか、一部それを超えている部分もある中でここまで議員報酬の差があることに何か合理性が見出せるのかなと考えていました。特に人口規模も先ほどお話があったようにそろそろ超えていくことが予想されているので、そうするとそれだけ住民が多い中で議員としてやるべきことも増えていく中で、現状のままの議員報酬のレベルでつくば市を任せると言いますか、意思決定していただくことがよろしいのかなと思うと、なかなか難しいのかなと思っています。また、財政力指数等を見ても、つくば市は議員報酬の増額に耐えるだけの財政力を持っていると思っておりますので、やはり増額する方向性がよろしいのかなと考えております。

前田会長：ありがとうございます。やはりどうしても、県内自治体ということと言うと水戸市とのある種の均衡論と言うんですかね、そういったものは意識せざるを得ないところはあるのかなという気がいたします。寺内委員、よろしければ何かお気づきの点とか、率直な意見を教えていただければと思います。

寺内委員：はい。資料7を見て、正直もう少し副収入が多い方が議員をやっているのかなという印象だったので、この状態だとそれこそ議員の報酬だけだと、子育てとかもかなり厳しい状態になってきて、なかなか手を挙げる方が少ないのかなと思いました。それも踏まえて先ほど水戸と並んでいるという話もあったので、私も水戸と同じぐらいには上げた方がいいのかなと思います。

前田会長：ありがとうございます。私も先ほど冒頭に少し申し上げましたが、やはりどこかで勝手なイメージがありました。正直に申し上げますと、ある程度副収入があるのかなというイメージがあったので

すが、必ずしもそうとは言えないということです。だからこそ議員報酬があるんだというのは、よく私がやっている憲法の授業で説明をするんですが、要は、お金持ちではない人間もきちんと政治参加ができるようにするために議員報酬というのはあると。これは、やはりデータとして見せていただいて、単なる感覚とはちょっと違うんだと分かったところが大きいですね。この辺りも少し押さえた上でということになるろうかと思います。柳田委員、何か率直な御感想でも結構ですので、どうでしょうか。

柳田委員：はい。私も資料3がメインかなと思っていたんですが、やはり水戸と同じぐらいの報酬があっても全然おかしくはないと思います。このままだと新たに議員になる人が出てこないんじゃないかと思います。議員の年齢構成は特にそんなには関係ないと思うので、県内の状況を見て、それに近いところの議員報酬が一番ベターではないかと思います。

前田会長：ありがとうございます。今、年齢構成というお話をさせていただいたところではございますが、例えば資料4で直近5回の選挙において選出された議員の年齢構成をお示しいただいて、それから資料5で他自治体との比較をお示しいただいていますが、ある程度このあたりが層としては多いんだろうということが読み取れる一方で、つくば市に固有の、顕著な特性があるかどうかというところは、いろいろ解釈の余地があるというか、なかなかそこは読み取れないのかなという感じもあります。議員報酬を議論する上で年齢構成をどこまで意識するかは確かに考える余地はあるのかなと思います。もしかすると、そこはあまり考慮する必要はないのかなということも含めて考える余地はあるのかなと思います。

柳田委員：関係ないのかなと思います。年齢によって報酬が段階的にあるわ

けではなくて、皆さん一緒ですから。議員になるには、選挙で選ばれてなるので、この辺はあまり関係ないのかなと思います。

前田会長：そうですね。ありがとうございます。土屋委員、何か御感想等でも構いませんので、いかがでしょう。

土屋委員：はい。資料1の議員報酬の比較を見ると、つくば市だけ少ない金額というのは明らかかなと思います。どのくらい上げていくのかと考えたときには、やはり皆さんと同じ様に水戸市に準じて上げていくのが妥当ではないかと思っております。またビジネスとは少し違うと思いますが、ビジネスで人件費を上げるタイミングは大きく分けて二つ考えられていて、一つ目が労働への対価、頑張った分だけ業績を上げたからというインセンティブに対する報酬。もう一つは、将来に向けての投資です。これだけ報酬を用意するからいい人を確保するという二つの考えがある中で、前回の選挙の時には、立候補者数は定員数より多かったかもしれませんが、これから先を見据えた時により優秀な方が立候補していただくためには、他の市と同等レベルの見合った報酬を用意するのが妥当ではないかと思っております。

前田会長：ありがとうございます。前日も議論として出てきたかと思いますが、リクルーティングの観点ということですね。より優秀な方に立候補していただくそのインセンティブをどう付与していくのかという観点は極めて重要かと思えます。吉岡委員いかがでしょう。

吉岡委員：はい。私は資料1から3を見ていて一番気になったのは、予算の歳出総額に比べて議会費とか議員報酬の割合が他の市と比べて非常に低い点です。予算は議会の中で最も大事な仕事のひとつだろうと思いますが、この規模が大きいということはその責任の重大さというか、仕事の重大さを表していると思います。それなのに他

の市に比べて報酬はそれほどでもないということになると、ちょっと不均衡というか、そういう部分があるのではないかと思います。先ほどの土屋委員のお話とも符合しますが、仕事の重大性に比べて報酬が少ないということになってきてしまっているのではないかと思います。特に水戸市はつくば市より予算の歳出が大きくて、それに対して議員報酬を多くして応えていくということだろうと思いますが、つくば市はそうなっていません。割合を簡単に計算すると、水戸市の議会費が0.46%となっていますが、つくば市は0.37%で0.4%にいていない自治体はあまりないので、そこは将来に向けてのインセンティブといった意味から言っても、不均衡ではないかと思います。少なくとも水戸市レベルぐらいまで上げるということは符合してくる話だなと思います。

前田会長：ありがとうございます。私も気づかなかったのですが、今、吉岡委員からの指摘にあったように、歳出に占める議会費の割合が茨城県内で見ても同規模自治体と比較しても結構抑えられている印象があります。これはやはり顕著に低い方だと見ていいのでしょうか。事務局としては、この数字は体感的にどうかというものは何かありますか。

事務局：具体的にその内容について数字のチェックや内訳を調べたものはありませんので、正確なものではないという前提ですが、やはり議員報酬の合計も議会費に含まれているため、その報酬が現状一定程度低いとされる部分がこの総計の中に含まれた時に、このような形で予算規模に対して割合的に少なく反映されているものが大きいのかなと思っております。

前田会長：ありがとうございます。もちろん、それだけということではないでしょうが、当然、相対的に議員報酬にかかる費用というのが割

合としては一番大きくなる可能性が高いでしょうから、そこはダイレクトに反映していると考えて良いということですね。わかりました。ありがとうございます。今、皆様からお話をお伺いした中で、端的に水戸市との比較ということが一つキーワードと言いますか、一つのテーマになってくるのかなと思います。当審議会では最終的にある程度具体的なところまで踏み込んでお話をする形になろうかと思いますが、例えば、前回の答申は、据え置きで答申をしていますが、もし増額をするならば、ある程度具体的な形として、どれくらい増額するかの一つの目安について意見を申し述べる形になろうかと思いますが、今、水戸との比較ということでしたが、おそらく資料3がここからの議論の具体的な意見の集約に際しての一つの参考資料になろうかと思いますが、水戸あるいは県内の他の自治体あるいはTX沿線市と比較をした場合の表が資料3ですが、今回、答申としてはおそらく報酬月額のところを焦点を当ててということにはなろうかと思いますが、その時に、こちらの表では議長、副議長、議員の皆さんの報酬月額と、それから年間支給額が表で示されていますが、その辺りも含めてここからの議論を進めさせていただければと思います。ここで事務局に確認ですが、前回も確認をしましたがけれども報酬月額に焦点を当てて議論をするということによろしいですか。

事務局：はい。当然そのような形になるかと思いますが。一方で、審議会への諮問自体が議員の報酬ということで、月額にこだわっていないということも、前回の審議会以降、こちらでも確認をしたところですので、年間収入というところも見据えて検討しても全体の報酬としては然るべきかと考えております。ですので、両方を踏まえながら、この辺が到達点として妥当なのかというところも含め

て御検討いただければと思います。

前田会長：わかりました。前回のお話、それから今の御説明のとおり報酬月額のところはもちろんということになりますが、年間の支給総額のところの影響を及ぼす事項についてもこの場で意見を交わしたいと考えております。先ほど水戸との対比でというお話がございましたが、そうすると例えば水戸との比較を進めていった場合におそらく二つ焦点として出てきて、報酬月額のところはどう見ていくのかということが1点と、それから期末手当の算出方法について1点出てくると思います。期末手当については、具体的に数値が違えば加算率のところになってくると思いますので、そのあたりのところで妥当性があるかどうかというところですね。そのあたりについては、やはり具体的な数字との突合せで見ていった方がよろしいのかもしれませんが、いかがでしょうか。端的にこれはもう水戸と水準を合わせるべきだと見ていくのか、あるいは、もろもろ踏まえて水戸ほどではなくともという考えになるのかということですね。そのあたりについて、皆さんからの御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。おそらく月額報酬そのものは合わせるけれども、加算率については、現状のままという考え方がまず1つ。報酬月額も加算率も変更するべきであるという考え方が1つ。方向性としては多分これぐらいになると思いますが。

段林委員：質問になってしまうかもしれませんが、仮に加算率も含めて月額報酬を水戸市と同じ水準にしたとしたら、議会費はどれくらいになっていくのかがわかると少し議論が進むかなと思います。

前田会長：そうですね。実際に変更してみた場合に、どれくらいこの支出が出てくるのかというのは、すぐに概算でも出せるものではないでしょうか。

事務局：概算ですが、年間支給額を見て水戸と 300 万近い差があるわけなので、単純に 300 万を 28 人の議員で掛け合わせた分は、議会費として当然増えてくるので、9,000 万弱。その 1 億円ぐらいは増えてくるというのが参考値として御提示ができる金額になります。

前田会長：年間支給総額で計算をした場合、大体 1 億ぐらいの増額ということですね。もちろん少し時間をいただいて厳密に計算すれば正確な数字が出ると思いますが、かといってそれほど極端なずれが出てくる数字ではないと思います。ありがとうございます。今のお話は重要で、そのことも踏まえた上で極論をしてしまえば、1 億増額していただく方向の提案が妥当であると考えているかどうかということだと思います。

土屋委員：この資料 3 にある議会費というのは、千円単位ですか。

事務局：はい。

土屋委員：そうすると、つくば市は約 4 億 300 万ということで正しいですか。

事務局：そのとおりです。

土屋委員：ここが 1 億増えると 5 億 300 万になりますが、それでもまだ水戸市よりは下回っているという状況になるということですか。

事務局：はい。

寺内委員：社会人経験がないので分からないのですが、この期末手当は、いわゆるボーナスのことだと思います。この加算率が 15% と 45% とすごく違うのですが、一般的には 45% がすごく高いと皆さん思われるのか 15% がすごく低いと思われるのかどうなのか、皆様に伺いたいです。

前田会長：すごく大事なことですね。どうでしょう。

事務局：資料 2 の裏面に、類似団体の施行時特例市の期末手当の算出方法を同じように載せていて、類団では 20% が多いというところで、

同じぐらいの規模感の市では、一般的にという言い方が良いかわからないですが、20%というところが一般的であるという状況です。また、参考につくば市の職員については、15%を上限に条例で定めておきまして、市長についても15%を上限としています。議員については市長の例によるという形なので、基本的に15%となっております。

前田会長：ということは、条例事項ということですか。

事務局：はい。

前田会長：なるほど。寺内委員の御質問とそれに対する説明を踏まえてですが、20%にしている自治体はかなり多いということは何か考えられる事情があるのでしょうか。

事務局：おそらくですが、国家公務員が20%上限で決められていて、それを踏襲しているのかなと考えられます。

前田会長：国家公務員に準ずるという考え方ですね。資料2の裏の表を見る限り45%は高い方になるんですが、この45%の数字の算出根拠は何か推測できるものはありますか。

事務局：水戸市の算出の条例を確認させていただくと、加算率が二つに分かれていて、一つはつくば市が15%のもので20%が一般的なもの、それは20%で設定してあって、もう一つは、報酬月額25%を単純に足しますよという条例の作りになっています。つまり、報酬月額20%と報酬月額25%を報酬月額に足して、それに対して支給率を掛けるという形でボーナスが算出されています。ということで25%分が他の自治体よりも多いのかなという感覚を持っております。

前田会長：この25%というのはどこから出てくるのでしょうかね。他の20%というところは先ほど説明があったとおり、国家公務員の数字

をそのまま持ってきていると推察できるということですが。結局この表を見てみると、おそらくこの並び方には何らかの理由があるはずだと考えられるわけで、20 がこれだけ揃っているのは先ほど御説明があったとおり国家公務員に準ずるという考え方だったらすごく納得できる話だと思います。大学も国立だけではなくて私立大学も国家公務員の給与体系に準ずるという形にしているところが多いので、国家公務員の給与体系に準ずるという考え方は非常によくある話なんだろうと思うのですが、問題は45%のグループが何をもちて25%加算しているのかというところがやはりよくわからないということが正直言ってありますね。ただ、先ほどのお話でいうと水戸市は少なくともその考え方にのっとっているんだろうということ。それから財政規模等の観点から考えて水戸市に比肩する、あるいは水戸を凌駕する部分というのものもあるのかもしれないということ踏まえて考えた場合に、その加算率についてどう考えるかということは、一つ論点となり得るということです。今のお話を踏まえた上でいかがでしょうか。

段林委員：そうすると、水戸市の職員も45%加算されているということですか。それとも、議員だけですか。

事務局：議員などの特別職の算出方法だと思います。

段林委員：そうすると、例えば、つくば市もこれを20%に上げたいとなつたとすると、今の条例を変えて、市役所の職員の方々も一緒に20%になるという考え方で合っていますか。

事務局：はい。これまでの加算率の設定の状況を見る限りでは、議員だけこの数字を20%に上げるということは逆に合理性としては弱いのかなということはあると思います。もし加算率も検討するのであれば、市長、それから一般職の対応も含めて考えなければいけな

いことかなとは思いますが、あくまで印象論ですが、事務局としては加算率を変更するということは、現実的にはなかなか難しいかなという印象があります。

段林委員：ちなみに、職員の方々の年収は他市より低くなっているのですか。というのも、私はこの表を見たら、20%に上げた方がいいなと思ってしまうんですけども。

事務局：給与には市町村ごとに設定されているものがありまして、特に地域手当というものは、つくば市では給料の16%と設定されているところで、この地域手当が全く存在しない市町村もありますので、そういった意味で、別の形での手当の支給があって、トータルとしてつくば市だけが極端に低いかということは多分ないと思います。

段林委員：ありがとうございます。

前田会長：なるほど。つまり、加算率に関して言うと、単純に特別職の報酬だけ加算率を上げましょうという話ができるかということそこは少し難しいお話があるので、例えばですが、加算率に関しては、本体の答申のところではなくて、加算率の見直しということも一つ今後の検討材料ではないかということをお付帯意見として付けるということはある得るところですよ。もちろん大前提として審議会の答申に拘束力があるかということ、いわゆる法的拘束力があってこれに違反した場合に何かということではないんですが、かなり重みをもって尊重されるということにはなると思います。ただ、当然できることとできないことというのは、様々な事情からあり得ることなので、現実的に可能性が大きいところについて正規の答申としてはそこに論点を絞るという考え方はあり得るということですね。

吉岡委員：45%の話ですが、国会議員はどうやら上限が100分の45です。今、手元で条文を見ていますが、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律を見ると100分の45が上限になっています。そうすると、これを参考にしている可能性は結構高いと思います。

前田会長：具体的に法律で国会議員の数字がはっきり決まっているということであればそれを参考にしている可能性は高いですね。ありがとうございます。それはかなり有益な情報ですね。そうでなければこのようにある意味で横並びの45%、20%、15%というのが出てくるということはやはり考えにくいと思いますので、先ほどのまさに国家公務員に準ずるという話ですよね。

土屋委員：この期末手当のところの支給率の算定方法については、例えば議会の出席率だったり、その他の出席率に応じて率が変わるということでもよろしいでしょうか。

事務局：現状ではそこまで対応しておりません。ここはあくまで固定値になります。毎年ここは人事院勧告に伴って職員の給料が変化すると同時に国家公務員の特別職の期末手当に関する支給率が変更になる場合がありますので、その際は特別職の支給率の変更を同様に行うというのがこれまでの流れでございます。

土屋委員：わかりました。ありがとうございます。

前田会長：そうすると、この支給率に関しては特に個別に何かを検討することではなくて、皆さん一律にこのパーセンテージでということですね。

事務局：はい。おっしゃるとおりです。それから、先ほど発言した内容に誤解があつてはいけませんのでここで補足させていただきたいのですが、職員には各種手当があつて地域手当というものもあるというお話させてもらいましたが、議員も含めて特別職には地域手

当の支給がありませんので、その報酬月額に対する16%の地域手当は、議員それから特別職に関しては、支給はされていないということをお知らせさせていただきます。

前田会長：ありがとうございます。では、いろいろと補足的な御説明もいただいたところで、改めて加算率等の話も少し意識をしながらということになります。報酬月額に少し焦点を当てた形で議論することになるかと思えます。そのことを踏まえた上で、また資料3に戻りますが、資料3の中段の方でお示しいただいている、左から2番目3番目4番目の議長、副議長それから議員の各報酬月額のところに少し目配りをしながら議論という形になるかと思えます。

柳田委員：具体的な金額まで決めた方がいいんですか。

前田会長：具体的な金額まで決めた方がいいかどうかということですが、事務局からどうでしょうか。

事務局：はい。この審議会の中で金額の内容まで言及いただけるのであればそれを最大限に尊重した形になるのは当然ですが、例えば水戸市に準じるという表現をした場合に、今、水戸市の議員報酬は59万円ですが、これを幾らに設定するかというときに事務局判断の要素が含まれるのは、審議会構成進行の上で、ちょっといかがかなというところがあります。ですので、こういった形が良いのか難しいとは思いますが、より具体性のある表現、あるいは額の提示まではいかなくてもそれに近い表現等で答申していただけるのであれば、非常に審議会の結果としても有効であるのかなと思えます。

前田会長：ありがとうございます。率直に言うと、据え置きならともかく、具体的な金額でこの額にせよというのは、難しい部分もあると思

います。例えば、金額に関して言うのであれば、県内の他の自治体の中で上位の自治体と同程度であるとかですかね。上位のところと言うと、具体的にどういう書き方をするのかという問題があるかと思いますが、例えば、報酬月額において、上位2自治体、あるいは3自治体の平均を下回らない程度であるとか、そういった形の書き方というのは一つあり得るのかなと思います。例えば、1位から2位、あるいは1位から3位のところまでの平均を下回らない程度の金額が少なくとも望ましいと。そういったようなことで、ある程度その平仄が取れるというところではできるのかなという気もいたします。金額まで突っ込んで議論して、コンセンサスが得られるかどうかというところもあるかと思いますが、一つの考え方としてそういう考え方もあるということですね。

柳田委員：水戸に準ずるということで水戸と同じにしたとしても、期末手当の方で差が出るので、どうなのかなと思います。

前田会長：そうですね。加算率については、先ほど事務局から説明があった事情をあまり無視するのも難しいと思うので、そこを視野に入れた上で報酬月額に関する意見を作るのか、あるいは附帯意見のところで書いておくべきなのか、あるいは答申のところで加算率の見直しを求めるのかということになるかと思いますが、この加算率の話の話を抜きにしてというのはなかなか難しい部分もあろうかとは思いますが、一旦その加算率に関しては横に置いていただいて、報酬月額に関して先ほどまでのお話の感じで言いますと水戸を一つの水準として見るということになるのかと思いますが、そのあたりについて皆さん何か御意見あるでしょうか。

報酬月額に関しては、水戸を一つの基準として考えていくということで、まずはよろしいでしょうか。

佑川委員：先ほどからお話あるように、月額報酬と期末手当が合算されて最終的に各議員に支給される総額になるとすると、今、会長からお話があったようにどちらかだけ切り離してということは難しいと思います。そういった中で、やはり全体的に見たときにその議員に対する年額の支給額として水戸に準ずるような金額になるのが望ましいのかなと個人的には考えていまして、先ほどからお話があるように、例えば、期末手当の加算率を変えるのがなかなか難しい事情があるということであれば、月額報酬の増額というのは、最終的に増額した結果、現在の期末手当の算出方法をもって算出される期末手当と合算した時に、年額として水戸と並ぶ程度の増額という考え方があっていいのかなと考えております。そうすると、単純に月額で見たときには、水戸市の金額よりも上になると思いますが、結果としては、私はそちらの方がよろしいのかなと考えています。

前田会長：確かに考え方としてはあり得る考え方ですね。つまり、加算率のところを操作するというのは様々な事情から難しいとするならば、報酬月額を操作して年額報酬を考えるとということはある得るということです。いかがでしょう。今の佑川委員の御意見について何か御意見や御感想等ございましたらお願いします。

段林委員：私も今のお話を伺って佑川委員の意見に概ね同意です。プラスで、例えば、今後の税収や人口の伸び率に合わせて、おそらく今後水戸市よりも上になっていくところを考えると水戸市の年額の報酬よりも上であってもおかしくないのかなと感じています。そうすると、月額報酬をさらに上げなければいけないと思いました。加算率に関しての条例を変えるのが本当に厳しいのであれば月額で合わせた方がいいですし、こちらが変えられる可能性があ

るのであれば次の審議会で議論して欲しいなどの意見を残して月額を決めた方がいいと思いますし、それによって意見が変わってしまうなと思います。

前田会長：ありがとうございます。今のお話を私なりに受けとめると、まず月額報酬のところで、具体的にどうした方が良くということを提言として取りまとめるということが一つ。それから、この審議会が特別職の報酬に関する審議会であって、今回は基本的に議員報酬についての諮問を受けているわけですから、議員報酬の月額報酬のところに焦点を当てて答申をするということが一つ。その上で、具体の数字として示すことができるかどうかという点はあるかと思いますが、内容的には水戸市、場合によっては水戸市を上回る金額という方向性で答申を出すということが一つ。その場合に、もう一つのお話として、前回のこの審議会の附帯意見で実際に出てきているところではございますが、社会情勢の変化等を踏まえて次回の審議회를2年以内に開催するという定期開催でございます。つまり、その時々情勢に応じてきちんと見直しを図っていきなさいよということが前回の審議会での御意見だったと理解することができますので、例えば、附帯意見の形になろうかと思いますが、審議会に関してはコンスタントに見直しができるように開催をするということを求めるというのは可能かなと思います。その時々情勢に応じて、報酬額の見直しを定期的を実施していただくということは一つ考え方としてはあると思います。いかがでしょう。今の佐川委員、段林委員のお話を踏まえてでも結構ですし、その他お気づきの点、何かありますでしょうか。例えば、年間の支給総額がある水準を下回らないように報酬月額を見直すことを答申として出すということは一つ考え方としてあ

り得るのかなと思いました。つまり、県内他自治体との比較において、この年間総額は下回らないようにするという書き方で報酬月額の見直しを求めるといふ答申の書き方もあり得るのかなと思ひます。

吉岡委員：逆に上限を決めるといふことも多いと思ひます。市民の方に理解を得るといふ意味でも上を決めてしまふ。あるいは下を決めてしまふ。その間で、あとは議会で決めてくださいといふのも一つあるのではないかなと思ひます。

前田会長：つまり、議長についてはこの年間報酬総額を上限とするといふた書き方ですかね。

吉岡委員：いや、予算の大枠として、議員報酬全体で上限下限を決めるといふ方法もありそんな気はしましたが、どうでしょう。

前田会長：ただ、確か条例上はそれぞれの職について、報酬月額が定められている形になっていますよね。

事務局：そうです。

前田会長：そうなると、おそらく職種ごとに報酬総額の上限を決めるといふ形になるのかなと思ひます。つまり、条例の書き方としてはどうしても議長について報酬月額いくら、副議長について、議員についてといふ書き方になるかと思ひます。おそらく取締役の報酬の決定の仕方のように、総枠の中で取締役会でといふようなスキームにはちょっと乗りにくいのかなと思ひます。ただ、考え方としては、議長報酬の年額について、これを上限とする形で報酬月額を定めるあるいは下限とする形で報酬月額を決めるといふ考え方はあり得ると思ひます。でも、確かに特別職に関しては取締役のような決め方をしてもいいような気はしますね。いかがでしょう。いくつか答申の報酬の示し方といふところについて、具体的な案

まで話が進んでいるところではありますが、このあたりについて皆さん御意見があればお願いします。

段林委員：おそらく議員の性質上、上限という言葉を使うと自分たちから上げるということをやりにくいのかなと思います。その上では、下限を示した方が決めていただきやすいのかなと思いました。

前田会長：確かにそうですね。下限を示すとおそらくその下限に合わせていただく方向の議論はしやすいのかなと思います。前日も事務局の方から御説明ありましたが、なかなか議員たち御自身であげて欲しいという発言はしづらいであろうということを踏まえて考えると、ある程度この審議会では具体性のあるお話の仕方が必要になるのかなと思います。土屋委員、今までのところで何かお気づきの点があればお願いします。

土屋委員：具体的な金額を提示するというのはすごく難しいのかなと思います。その数字をどういう根拠で出したんですかって言われると非常に難しいところがあるので、もう単純に水戸市と同額。加算率をいじることが難しければ水戸市と同額まで上げて水戸市の年額は下回るはずなので、市民感情的にも納得を得られる妥当な数字なのではないか感じました。

前田会長：ありがとうございます。寺内委員いかがでしょうか。今までのお話で何かお気づきになった点があればお願いします。

寺内委員：まだ議長の計算しか終わってないのですが、例えば、今の期末手当の加算率15%を変えずに水戸市の年額と同等にした場合、月額で98万円ぐらいになりました。私は、水戸と同等にするということは佐川委員と同意見ですが、月額28万円の増額となると結構市民感情は煽られるものがあるのではないのかなという印象を受けました。

前田会長：そうですね。確かに28万は印象がすごく強いですね。

佐川委員：そういうことがあるので他市ではやはり加算率とかそういうところで調整がされていたりするのかなと思います。

前田会長：つまり、どこかに調整弁があるということですよ。

佐川委員：はい。本質的にそれがいいのかなというところがあって、まさに今、お話があったように28万円増額と聞いたら「えっ」ってなるのがナチュラルなリアクションだと思います。でも、やはりそこまでして初めて、例えば水戸と同レベルなんだということであれば、何かあまりそういう見えづらい調整弁での調整に託すのではなくて、正面を切って、「これだけ額面でのインパクトはあるけれども、こういう理由があるからこれだけの増額がなされるべきだ」ということをきちんと市民に説明できるようにするのが、おそらく本来のあり方だと思います。

前田会長：そうですね。おっしゃるとおりだと思います。確かに今、28万と聞いて私も驚きましたが、おそらくいろんな意味で議員報酬に関してはクリアな状態にしておくという事も含めて、例えば問題提起的な意味も含めて、あえてそういう形で答申を出すということは考え方としてはもちろんあり得ることかと思いますが。

寺内委員：訂正ですが、水戸より28万多くなる計算になるので、上げ幅としてはもっと大きくなると思います。

前田会長：かなりインパクトが大きいですね。

段林委員：ある意味不当な扱いを受けているということも言えますよね。

前田会長：おっしゃるとおりで、まさに報酬月額で是正を図ろうとすると、そもそもこれまでの報酬月額自体に問題があったのではないかという見方ですよ。そうなってくると、先ほどもお話をしたところではありますが、まず、最終的にこちらの答申を100%受け入

れられた上で条例の改正案に繋がるかということ、まだ少し判断が入る余地はあると思いますが、逆の言い方をすると、ある程度、条例案を策定いただく段階で、その辺は少し検討していただく余地を残す形で答申を作成するという書き方もあり得るのかなと思います。例えば、報酬月額を書き方としては、とりあえず焦点を絞って「県内他自治体を下回らない金額とする」あるいは、「年間支給額において他自治体を下回らない形で報酬月額を見直す」ということが考えられると思います。また、期末手当の加算率の問題は、様々な事情を勘案しなければならないこともありますので、それを答申または附帯意見で書くかは別として、例えば、報酬月額にだけ焦点を当てて報酬月額で県内の他の自治体を下回らない金額とするとした場合には、加算率の見直しを合わせて検討されたいという書き方をすることも一つ考えられるのかなと思います。かなり技術的な話になってきているところもありますが、改めて認識の確認をさせていただくと、やはりつくば市の議員報酬自体がちょっと低きにすぎたということは、何らかの形で答申の文書の中で示す必要があるかと思います。ここの部分を強く示して、市民感情として高額な報酬が良いかどうかというのはあるにせよ、やはり低きにすぎることについては、きちんと書いた上で答申する必要があるかと思います。ですから、なぜこの長期間にわたってこの金額で据え置かれたのかということ自体が反省を要するところだろうということですかね。いかがでしょう。ここまでのお話を踏まえた上で、率直なところ、こう変えた方がいいんじゃないかとかちょっと今の話はこうした方がいいんじゃないかといったようなところがございましたら、ぜひ御意見をいただきたいと思います。

佑川委員：方向性として、年間支給額において水戸市に準ずるレベルにすべきなのか、それとも期末手当を除いて月額報酬において水戸市に準ずるべきだとするのかというのは大きく異なってくるころだと思います。あとはそこでコンセンサスが得られたら後、どう表現するのかという技術的なお話になっていくと思うので、そこについて意見を集約する形がよろしいかと思いました。

前田会長：ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。年間支給額のところにフォーカスした上で月額の話をするのか、それとも月額支給額のところにフォーカスをした上で書くのかによっても構成等がちょっと変わってくるかと思いますので、そのあたりについて皆さんの御意見を伺うことができればと思います。では、佑川委員から今のところについて御意見いただければと思います。

佑川委員：事務局で分かれば教えていただきたいのですが、月額報酬だけを現在のものから水戸市のものにして、期末手当はつくば市の算出基準で計算すると、年間の支給額はどの程度になりますか。

事務局：水戸の議員報酬月額 59 万円として、つくば市の期末手当の算出方法で年間支給額を計算すると約 9,319,000 円になります。

佑川委員：水戸には並ばないということですね。

前田会長：議長についても水戸を超えることはないですよ。

事務局：はい。議長についても同様に計算しても、期末手当の加算率が違いますので水戸を超えることはないです。

前田会長：日立市は越すことになりますね。月額報酬ベースで考えていくと、やはり水戸に肉薄するという今のお話を前提とした上で、佑川委員から先ほどありましたが年間支給額にフォーカスした上で話をするのか、それとも月額報酬にフォーカスをして、水戸市を一つ

基準にさせていただくような書き方にするのかどうかということだと思いますが、佐川委員どうですか。

佐川委員：私は、見え方という問題はあるにせよ実質的には年間いくらその議員に対して支払われるのかというところが、本質的な問題だと思っています。その面で見たとときに、やはり水戸市に準ずるレベルの議員報酬が支給されて然るべきかなと考えていますので、月額報酬単体を水戸市に準ずるというのではなくて、年間支給額において水戸市に準ずるように、もちろん書き方はいろいろあって、県内他市の最高位を下回らないようにするとかあると思いますが、私は年間支給額において水戸市に準ずる増額があって良いのかなと考えています。

前田会長：ありがとうございます。段林委員いかがでしょう。

段林委員：一つ質問ですが、民間のボーナスは利益が大幅に減ってしまった場合にカットされるということがあると思うのですが、市ではないのでしょうか。

事務局：基本的には全国の民間の給料と比較して公務員の給料はどうかという観点で見られますので、そういった意味合いで給料であったり期末手当等の支給率は毎年見直されております。

段林委員：ありがとうございます。そうですね、私も佐川委員と同じ意見で年間の支給額を同等にした方がいいのかと思います。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。土屋委員いかがでしょう。

土屋委員：私も同じく年間支給額にフォーカスを当てて議論を進めた方がよろしいのかなと思います。加算率がなかなかいじれないのであれば、年間支給額が水戸と同等になるぐらい月額報酬を上げるべきかと思っています。

前田会長：ありがとうございます。寺内委員いかがでしょう。

寺内委員：はい。私も将来的には水戸と同等の年間支給額に設定するべきかと思いますが、今回、いきなり上げてしまうのは正直どうかと思います。年間支給額は、日立を超えるぐらいにはなるということなので、今回は一旦、月額の水戸に合わせる程度にして、また2年後や定期開催の時に再度検討するというだけでも良いんじゃないかと思います。

前田会長：なるほど、わかりました。ありがとうございます。柳田委員、いかがでしょうか。

柳田委員：水戸と同程度の金額くらいにはしたいと思いますが、やはり市民への説明というのがなかなか金額的にどうなのかなとも思いますので、加算率は今後の検討事項として、どのくらい先になるかその辺がわかりませんが。加算率を特別職だけ変更する条例というのは新たに作ることになるのですか。

事務局：新たに作るというよりは、現行の議員報酬について、算出方法が条例で決まっているので、その期末手当の加算率の設定を変えるのであれば条例改正が必要になります。また、今は特別職と一般職の加算率が連動していますが、そこが断ち切られる可能性もあるというところをどう考えるかという課題は残ると思います。

前田会長：条例としては新たに条例を制定するのではなく、現行の条例改正になるが、いろんなバランス論みたいなどころの問題はちょっとありそうということですね。

柳田委員：金額までになると、荷が重いなというのがあります。

前田会長：ありがとうございます。吉岡委員、いかがでしょう。

吉岡委員：私は、年間の報酬額を同等にして、そこから割り戻していくのがふさわしいかと思います。月額報酬の方を明らかにしてそこから掛けてとなると、ある種、甘すぎるという感じもします。年間報

酬から決めていく方が、市の負担も考えて進めていますということ
をアピールできそうにも思いますので、そちらの方がよろしい
のかなと思いました。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。綺麗に分かれている感じ
もあって、なかなか難しいところではありますが、どちらの意見
もそれなりに説得力のあるお話かと思います。非常に悩ましいと
ころではありますが、一つポイントとして考えなければならない
ことは、他の自治体とのバランスということを考えなければならない
ということですね。もう一つは、その加算率のところでは水戸
市と単純比較ができるのかという問題がどうしても残ります。水
戸と同等ぐらいにするのが望ましいとは考えられるけれども加算
率のところをどう考えるか。年間の総支給額で見るという考え方
自体は妥当な気もいたします。一方で、柳田委員から率直な御意
見がありましたが、なかなか荷が重いということも確かにあろう
かと思います。答申として、そこまではっきり書いてしまってい
いのかどうかというあたりだと思いますが、書き方の技術的な話
についてはどうでしょうか。

段林委員：例えば、この県内自治体で人口 20 万人を超える他の自治体に準ず
るみたいに書いたら駄目でしょうか。それだと、具体的な市の名
前は出さずに、妥当性があるというか、こういう条件だからこう
いう金額なんですよということが示せるのかなと思いました。

前田会長：なるほど。一つ上位自治体との平均値ということは出せるかなと
思います。今の話でありました県内市で人口 20 万人以上は、水戸
とつくばだけですよね。

段林委員：はい。

前田会長：そうなると、割とそれは特定してしまっている形になるのかなと

思います。ストレートに言ってしまっているのかわからないですが、例えば、上位2市ないし3市の平均値を下回らない額という表現もあるのかなと思います。先ほどの柳田委員や寺内委員の御指摘も踏まえた上で少しマイルドに表現をしている部分はありますが、やはり答申として、金額をどう示すかという問題があると思います。激変的に上げる形になる可能性があると考えた場合に、答申には少しそこはマイルドに書いてしまうという考え方もあると思います。答申の柱としては、やはり報酬月額のところ、総額については少なくとも県内の自治体の中で上位3自治体の平均値等を下回らないようにするといった形にして、答申のもう一つのところで、支給総額について期末手当の加算率で差がついてしまう部分があるので、この見直しであるとか、あるいはその加算率の見直しではなく月額報酬としてきちんと年間支給額として他の自治体に遜色のないような形として見直すことを強く言う形で、それはもう附帯意見ではなくて答申として書いてしまうこともあり得るのかなと思います。私も年間支給額にフォーカスをするという考え方自体には賛成でございまして、ただ、その場合に先ほど寺内委員がおっしゃられたように、かなり月額報酬が大きくなってしまいうというインパクトはやはりどうなのかなということもありますので、年間支給額にフォーカスをして年間支給額において水戸にいきなりフォーカスをするのではなくて、県内の他自治体の上位を下回らないようにするという形と、加算率等で非常にバランスが悪いことになっているので、その報酬についてはきちんと同格の市と同等の支給がなされるように見直しを図ってもらうような形の答申にするという考え方があり得ると思います。ちょっと間をとりながらという感じがありますが、今の私の

お話について御指摘いただければと思います。

土屋委員：県内の上位2市、具体的に言えば水戸と日立より下回らない金額とすると、資料1と2の県外の他の市と比較しても、突拍子もなく高い金額にはならないと思います。例えば、議員報酬を59万近くにしたとしても、資料1では真ん中ぐらいになりますし、上の表でもつくばは相対的には真ん中ぐらいになっています。資料2についても議員報酬を59万にしたなら4位になるとと思いますが市税収入の順位と大体同じぐらいです。県内上位2市にすると県外の同規模自治体と比較しても同じぐらいで、多すぎないというような書き方をすると、納得性もあるのかなと思いました。

前田会長：ありがとうございます。確かに、この2市の間をとったとしても、全国的に見て突出するかというとなんかそうではないと言えますね。今の土屋委員の御意見に対してでも結構ですし、いかがでしょう。県内1位2位の平均ですかね。

土屋委員：県内上位2位という定義が難しいですよ。人口なのか、税収なのか。

前田会長：そうですね。これは一つもしかすると逃げ道なのかもしれませんが、この審議会を今後も定期開催していただくということを前提にして考えるならば、現時点において、人口規模で県内上位の自治体と特定してしまってよろしいのかなと思います。そもそもの話になるかもしれませんが、やはりこの審議会自体は定期的に開催をしていただいて、適時見直しをしていただくということが本来の大前提だと思いますので、その観点からするならばこの時点においてはもろもろ勘案してこれが妥当だという考え方で答申は出してしまってよろしいかと思います。現時点において、端的に人口規模で見えてしまって構わないと思いますので、人口規模にお

いて県内の自治体の上位3自治体を参考にしてということで、この上位3自治体にはつくばも入ってしまいますが、上位3自治体の均衡を考えるとという形で話をしてしまうのはあり得ることかと思えます。もちろんここでの決定が未来永劫拘束されるということとは当然ないわけですから、この時点の判断というのはこの時点の判断で、今、上位である水戸、日立との一種の均衡みたいなことは考慮しないわけにいかないということは、はっきり打ち出しても私はよろしいのかなと思えます。いかがでしょう。今のお話について何か御意見等ありますでしょうか。

(各委員うなずき)

前田会長：では、こういう形で1回原案を取りまとめていただくという方向性の確認だけさせていただければと思います。まず報酬のところですが、ここまでの議論を踏まえた上で、県内の人口において上位3自治体の均衡を踏まえ、年間支給額において、これはちょっと事務局に丸投げしてしまう形になるかもしれませんが、遜色のない金額ということで、どういう形で起案ができるのかということをお検討いただくということでよろしいでしょうか。やはり年間報酬総額において、上位の自治体と有り体には引けを取らない金額の報酬月額が妥当であるということになるかと思えますが、この点については委員の皆様方、何か御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

(各委員うなずき)

前田会長：ありがとうございます。それから、報酬との関係で申し上げますと、これを答申の中で書いていただくか附帯意見として書いていただくかというのは、実際に書き上がった原案を見ながら検討する必要があるかと思いますが、加算率の問題はやはり提起する必要があるのかなと思います。つまり、加算率も含めた見直しは定期的に行うべきであるということです。加算率について端的に見直しを行って年間の報酬総額が同程度の人口規模、あるいは歳出規模、予算規模の自治体と比較して、下回らないレベルになるように加算率も含めてその年間報酬総額の見直しを行うべきであるということを答申の中、あるいは附帯意見の中で記載をすると。やはり年間報酬総額自体に問題はあるかと思いますが、そのところ皆さんにお諮りというか御相談になりますが、先ほど佐川委員や吉岡委員がおっしゃっていたように、加算率のところで作るとするのは、いい話ではない気がしますので、そのところは何かの形で市民にとってこれがきちんと納得できる報酬の体系となるように意見を付記すると。加算率のところでは調整をするという考え方はちょっと望ましくないという趣旨のことは、先ほどの佐川委員や段林委員、土屋委員のお話を伺っていると、そのところはきちんと書いておくべきなのかなと思います。それは附帯意見なのかなという気がいたしますが、私は書いていただいた方がよろしいのかなと思いますが、この点はいかがでしょう。特に御異議はないですかね。

(各委員うなずき)

前田会長：ありがとうございます。では、今、申し上げたような3点で、最

初の2点に関しては、答申の本体の形で事務局の方に起案をしていただき、それから最後の1点に関しては答申になるのか附帯意見になるのかというのは、次の審議会の時に決めるという形にさせていただくということによろしいでしょうか。

(各委員うなずき)

前田会長：ありがとうございます。それから、その附帯意見の関係で確認させていただきたいことがございます。前回の審議会の附帯意見となっていた、「議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額について、なんらかの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること」という意見について、継続して付記するべきかどうか、御意見があれば伺いたいところでございます。

段林委員：実際に、長期間お休みをされる方はいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃるって、それが問題になっているのか、それとも想定の話なののでしょうか。

事務局：そういった問題になるようなことは、現在はありませんが、あくまで枠組みとして持っていないことが問題視されていて、該当者がいなくても枠としては持つておくべきじゃないかということが前提だと思います。

前田会長：これ自体の問題関心としては、仮定の話としてこういったことはやはり準備をしていくべきではないかという前提があって、前回の答申の附帯意見ということになると思います。この点について、継続的にやはり述べておくべきであるとするのか、それとも今回は先ほどの話だけでも結構ボリュームがある話なので、今回は言

及をする必要がないのかというあたりを確認させていただきたい
と思います。前回の審議会での御意見があったということは、
軽視をするべきではないだろうということで、今、皆さんに御相
談をしているところですが、いかがでしょう。

吉岡委員：市民からこれは考慮しないのかみたいな話が出かねないという
気はするので、残しておいたほうがいいんじゃないかなとは思
います。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。

寺内委員：国会議員はこの場合、どういうふうに規定されているのかなと思
いました。さっきの加算率もそうですけど、大体準ずるとい
う話だったので、国会議員や国家公務員の場合は、何も規定されて
いないのかどうなのか存じ上げないので、教えていただきたいです。

前田会長：市の職員の場合は、病気休職や療養休暇はありますよね。

事務局：はい。市の職員の場合は、病気休職や療養休暇はありまして、い
ろいろ給与面での対応や身分的な対応というのは当然ありま
すが、先ほど委員がおっしゃられた国会議員における長期休暇の点
については、正確な情報ではないかもしれませんが、ないと思
います。

段林委員：議員辞職を求めるといようなことを議長から勧告するみたいな
ことがたまにあると思うんですが、そういうのは、市によって違
うんですか。

前田会長：地方自治法だったと思うのですが、除名というのがあり得ます。
それは議会内の懲戒処分に当たるものになります。

段林委員：それではカバーできない範囲の話ということですか。

前田会長：基本的に議会の内部の事項については、議員たちに自立的に決め
ていただくという大前提があって、問題行為があったかどうか

についても、議会内で判断をしてもらおうという考え方があります。それをどうチェックするかという問題はちょっと別にあるんですけども。ここから先は推測になりますが、国会議員や地方議員にこの種の規定が設けられていなかった理由はいろいろあり得ると思います。話の前提として性善説になっているというのは多分地方議会に関しては大きいかなという印象はあります。国会議員については、その議員としての活動を保護する観点から特権を認めるという考え方がありますが、地方議員に関してはその特権が明示的にはありません。やはり議員として選ばれたからにはそんな人はいないよねというのがある種の前提になっていたところが、その前提が必ずしも通じないケースがあり得るらしいということが近年認識されるようになってきているということはあると思います。

段 林 委 員 : その上で言うと、私のこれに対しての意見としては、決めにくい内容だと思いますので、これまでどおり議会で何か問題があった場合には、議会で決めていただく方がいいのかなと思いました。

前 田 会 長 : そうしましたら、2年前の答申では「報酬の額について何かの基準により減じた額の支給とする制度について検討すること」と書いていますが、例えば、「その支給方法の妥当性について、議会で制度の設計も含めた検討をってもらうことを求める」ということは、書き方としてあり得るかと思います。その制度の導入の可否も含めて議会で検討してもらうということで、それはちゃんと考えた方が良くもしいないということはお伝えさせていただくのが良くもしいません。それでは、一旦、附帯意見の原案としてそれを付けていただいて、次回、それで良いかどうか議論させていただきたいと思います。やはり文章化してみないと良いか

どうか分からない部分もあると思いますので、そのような形で進めてよろしいでしょうか。

(各委員うなずき)

前田会長：時間が限られていますが、もう一つありまして、先ほどの答申案で議員報酬の額について変更を求めるという場合に、その時期的なお話ということになります。これについてですが、可及的速やかにという話なのか、あるいは年度を改めてなのかというところでは、事務局にお尋ねしますが、答申が出たとして、何らかの条例の変更が必要になるといった場合にその変更スケジュール等を勘案すると、実際に提案できるタイミングは大体どのぐらいの時期になるものなのですか。

事務局：答申を受けて条例の改正という流れになると思いますが、次のこの審議会を10月に開催できればと考えておりますので、11月または12月に答申ということになれば、おそらく条例改正のタイミングは早くも3月になります。そうしますと、早くも年度が変わる4月からの適用というのが、今の対応上、最短であると思います。

前田会長：考え方としては、遡及的に適用するという考え方もあり得ると思いますが、これはあまり現実的ではないと思います。そうしますと今後ということになりますが、このスケジュール感でいうとおそらく新年度に向けてという形になろうかと思いますが、この点については、新年度に向けてという理解でよろしいでしょうか。新年度に向けて今の報酬月額の見直しを進めていっていただくように提言するという形でまとめていく方向でよろしいでしょうか。

(各委員うなずき)

前田会長：ありがとうございます。

柳田委員：3月で来年度の予算は大丈夫なのでしょうか。

事務局：条例変更の手続きは3月になると思いますが、もちろん予算取りは必要ですので、事前に財政とも調整の上で予算上は当初予算に早めに計上させていただく形になるかと思います。

前田会長：そうですね。事務局にも御苦勞をおかけするかと思いますが、答申をした段階で予算編成に反映させていただくということで、可能な限り早く進めていただくということになるかと思います。その上で並行して条例の改正の御準備をしていただくという形になるんだと思います。

事務局：もちろん12月の議会に提出が間に合えば、予算も条例改正も12月の議会に提案することは可能です。

前田会長：そうなるかと答申としては、時期については特に新年度ということ、はっきりと明言はせず可能な限り速やかにということ、原案をまとめていただくということでお願いできればと思います。本日お諮りをすべき事項については、完了したところではございます。委員の皆様から何か御確認なされたいことや意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

< 3 その他 >

前田会長：では、続きまして「その他」になりますが、事務局の方から何かございますか。

事務局：次回、第3回の日程及び第3回へ向けての御相談ですが、まず日

程については、こちらの都合で大変恐縮ですが、10月20日金曜日の午後2時から、2時間程度と考えております。委員の皆様の過半数が出席できる場合は、その日に開催させていただければと思います。また、第3回開催に当たって、会長からもお話ありましたが、本日ある程度、答申に向けて御審議いただきましたので、事務局の方で答申の素案を作成させていただき、それをメールで一旦委員の皆様に御案内して、加えるべきところあるいは削除すべきところを見ていただいた上で、3回目を迎えるのが良いかと思いますが、いかがでしょうか。

前田会長：そのように進められればと思います。よろしくをお願いします。

事務局：ありがとうございます。事務局からは、以上になります。

< 4 閉会 >

前田会長：本日も長時間にわたりまして御審議いただき誠にありがとうございます。以上をもちまして、本日のつくば市特別職報酬等審議会を閉会とさせていただきたいと思っております。本日も誠にありがとうございました。

以上

令和5年度第2回つくば市特別職報酬等審議会 資料一覧

資料1 市の概況及び議員報酬の状況（他自治体比較：税収が近い自治体）

資料2 市の概況及び議員報酬の状況（他自治体比較：施行時特例市）

資料3 市の概況及び議員報酬の状況（他自治体比較：県内市10万人以上+TX沿線市）

資料4 議員の年齢構成（過去5回分）

資料5 議員の年齢構成（他自治体比較）

資料6 人口及び議員の年齢構成

資料7 議員の兼業収入分布

市の概況及び議員報酬の状況（他自治体比較：税収が近い自治体）

税収が近い自治体との比較（歳入における市税総額：450～550億）

自治体名	R5.4.1人口 (住民基本台帳)	順位	自治体名	R5.4.1世帯数 (世帯)	順位	自治体名	R5当初予算 歳出総額	順位	自治体名	歳入のうち 市税総額	順位	自治体名	歳出のうち 人件費	順位	自治体名	歳出のうち 議会費	順位	自治体名	R4 財力指数 (3か年平均)	順位	自治体名	ラスバイ レス指数 R4	順位
所沢市	343,867	1	所沢市	167,820	1	福井市	129,775,000	1	所沢市	54,428,999	1	福井市	20,328,444	1	福井市	685,454	1	府中市	1.19	1	富士市	101.9	1
春日井市	308,038	2	春日井市	140,647	2	府中市	119,400,000	2	春日井市	52,953,000	2	所沢市	19,795,081	2	所沢市	600,330	2	調布市	1.19	1	所沢市	101.3	2
茨木市	285,224	3	茨木市	132,300	3	春日井市	116,450,000	3	市原市	52,262,000	3	つくば市	19,681,388	3	市原市	564,000	3	つくば市	1.06	3	春日井市	100.8	3
市原市	269,643	4	市原市	130,313	4	所沢市	114,830,000	4	府中市	51,856,289	4	市原市	19,060,566	4	府中市	525,952	4	市原市	1.05	4	市原市	100.5	4
府中市	259,572	5	府中市	128,763	5	茨木市	111,200,000	5	つくば市	51,790,877	5	春日井市	18,487,222	5	茨木市	523,264	5	富士市	1.00	5	茨木市	100	5
福井市	256,435	6	調布市	120,581	6	つくば市	108,510,000	6	茨木市	51,200,000	6	茨木市	18,210,899	6	調布市	515,292	6	茨木市	0.97	6	福井市	99.6	6
つくば市	252,286	7	つくば市	114,736	7	市原市	108,250,000	7	調布市	47,722,566	7	富士市	17,790,138	7	富士市	489,257	7	所沢市	0.95	7	府中市	99.3	7
富士市	248,368	8	富士市	109,921	8	調布市	99,770,000	8	富士市	47,449,800	8	調布市	13,676,495	8	春日井市	458,150	8	春日井市	0.94	8	調布市	99.0	8
調布市	234,097	9	福井市	106,722	9	富士市	92,300,000	9	福井市	45,137,000	9	府中市	13,501,351	9	つくば市	403,336	9	福井市	0.80	9	つくば市	97.6	9

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位
所沢市	33	1	茨木市	758,000	1	茨木市	708,000	1	茨木市	664,000	1	茨木市	13,052,760	1	茨木市	12,191,760	1	茨木市	11,434,080	1
春日井市	32	2	福井市	740,000	2	福井市	670,000	2	福井市	630,000	2	福井市	12,298,800	2	福井市	11,135,400	2	福井市	10,470,600	2
富士市	32	2	所沢市	660,000	3	富士市	594,000	3	市原市	562,000	3	所沢市	11,404,800	3	富士市	10,264,320	3	市原市	9,711,360	3
市原市	32	2	富士市	653,000	4	春日井市	584,000	4	所沢市	560,000	4	府中市	11,349,000	4	市原市	10,039,680	4	所沢市	9,676,800	4
福井市	32	2	府中市	650,000	5	市原市	581,000	5	府中市	550,000	5	富士市	11,283,840	5	所沢市	10,022,400	5	府中市	9,603,000	5
府中市	30	6	市原市	648,000	6	所沢市	580,000	6	調布市	550,000	5	市原市	11,197,440	6	調布市	9,952,800	6	調布市	9,438,000	6
茨木市	28	7	春日井市	646,000	7	調布市	580,000	6	春日井市	536,000	7	春日井市	10,982,400	7	府中市	9,952,200	7	富士市	9,054,720	7
調布市	28	7	調布市	640,000	8	府中市	570,000	8	富士市	524,000	8	春日井市	10,843,110	8	春日井市	9,802,440	8	春日井市	8,996,760	8
つくば市	28	7	つくば市	547,000	9	つくば市	480,000	9	つくば市	447,000	9	つくば市	8,639,865	9	つくば市	7,581,600	9	つくば市	7,060,365	9

議員の期末手当算出方法

自治体名	6月	12月	計	加算(%)	基礎額算出式
春日井市	1.650	1.650	3.300	45	$\{報酬 + (報酬 \times 加算(\%))\} \times 支給率$
福井市	1.650	1.650	3.300	40	
府中市	2.275	2.275	4.550	20	
所沢市	2.200	2.200	4.400	20	
富士市	2.200	2.200	4.400	20	
市原市	2.200	2.200	4.400	20	
茨木市	2.175	2.175	4.350	20	
調布市	2.150	2.150	4.300	20	
つくば市	1.650	1.650	3.300	15	

市の概況及び議員報酬の状況（他自治体比較：施行時特例市）

施行時特例市

自治体名	R5.4.1人口 (住民基本台帳)	順位	自治体名	R5.4.1世帯数 (世帯)	順位	自治体名	R5当初予算 歳出総額	順位	自治体名	歳入のうち 市税総額	順位	自治体名	歳出のうち 人件費	順位	自治体名	歳出のうち 議会費	順位	自治体名	R4 財政力指数 (3か年平均)	順位	自治体名	ラスバイ レス指数 R4	順位
所沢市	343,867	1	所沢市	167,820	1	四日市市	129,900,000	1	四日市市	72,587,301	1	四日市市	22,548,234	1	四日市市	639,015	1	四日市市	1.215	1	沼津市	102.4	1
四日市市	308,752	2	四日市市	144,557	2	長岡市	129,897,000	2	所沢市	54,428,999	2	長岡市	20,908,135	2	所沢市	600,330	2	つくば市	1.06	2	四日市市	102.1	2
春日井市	308,038	3	春日井市	140,647	3	春日井市	116,450,000	3	春日井市	52,953,000	3	所沢市	19,795,081	3	佐賀市	588,000	3	富士市	1.00	3	富士市	101.9	3
茨木市	285,224	4	茨木市	132,300	4	所沢市	114,830,000	4	つくば市	51,790,877	4	つくば市	19,681,388	4	加古川市	540,139	4	茨木市	0.97	4	所沢市	101.3	4
長岡市	259,852	5	草加市	123,743	5	茨木市	111,200,000	5	茨木市	51,200,000	5	春日井市	18,487,222	5	長岡市	535,079	5	平塚市	0.96	5	熊谷市	101.2	5
加古川市	259,294	6	加古川市	118,103	6	つくば市	108,510,000	6	富士市	47,449,800	6	茨木市	18,210,899	6	宝塚市	534,891	6	太田市	0.95	6	春日井市	100.8	6
平塚市	257,694	7	平塚市	115,555	7	佐賀市	104,600,000	7	平塚市	43,713,436	7	富士市	17,790,138	7	茨木市	523,264	7	所沢市	0.95	7	草加市	100.7	7
つくば市	252,286	8	つくば市	114,736	8	上越市	94,793,141	8	加古川市	40,251,700	8	平塚市	17,183,866	8	富士市	489,257	8	春日井市	0.94	8	加古川市	100.5	8
草加市	250,977	9	春日部市	111,010	9	加古川市	93,510,000	9	太田市	38,796,871	9	宝塚市	17,075,945	9	沼津市	475,299	9	沼津市	0.94	9	茨木市	100	9
富士市	248,368	10	富士市	109,921	10	富士市	92,300,000	10	草加市	37,989,469	10	加古川市	16,925,976	10	春日井市	458,150	10	茅ヶ崎市	0.92	10	宝塚市	99.9	10
茅ヶ崎市	246,655	11	長岡市	109,787	11	春日部市	89,700,000	11	長岡市	37,805,000	11	上越市	16,160,874	11	伊勢崎市	456,593	11	伊勢崎市	0.91	11	太田市	99.6	11
春日部市	231,293	12	茅ヶ崎市	106,424	12	太田市	89,400,000	12	茅ヶ崎市	37,667,734	12	茅ヶ崎市	15,513,850	12	太田市	450,840	12	宝塚市	0.86	12	岸和田市	99.4	12
佐賀市	228,553	13	佐賀市	103,284	13	草加市	88,426,000	13	宝塚市	36,458,023	13	佐賀市	14,927,000	13	熊谷市	450,771	13	熊谷市	0.85	13	茅ヶ崎市	99.2	13
宝塚市	222,933	14	太田市	100,269	14	宝塚市	88,400,000	14	沼津市	33,800,000	14	太田市	14,366,930	14	平塚市	441,732	14	伊勢崎市	0.84	14	伊勢崎市	98.7	14
太田市	222,196	15	宝塚市	96,514	15	平塚市	87,610,000	15	上越市	32,267,146	15	草加市	13,996,595	15	上越市	426,890	15	春日部市	0.74	15	伊勢崎市	98.6	15
伊勢崎市	211,963	16	伊勢崎市	94,437	16	岸和田市	84,146,027	16	佐賀市	31,862,000	16	岸和田市	12,766,377	16	茅ヶ崎市	416,666	16	伊賀市	0.64	16	春日部市	98.4	16
熊谷市	192,882	17	沼津市	93,387	17	伊勢崎市	80,317,000	17	伊勢崎市	31,489,491	17	熊谷市	12,760,505	17	岸和田市	415,659	17	岸和田市	0.62	17	上越市	98.4	16
岸和田市	188,834	18	岸和田市	89,439	18	沼津市	80,090,000	18	熊谷市	30,494,210	18	伊勢崎市	12,665,465	18	春日部市	415,463	18	長岡市	0.60	18	つくば市	97.6	18
沼津市	188,613	19	熊谷市	89,128	19	茅ヶ崎市	79,580,000	19	春日部市	29,303,958	19	春日部市	12,526,091	19	草加市	412,290	19	上越市	0.59	19	平塚市	96.8	19
上越市	184,082	20	上越市	77,355	20	熊谷市	69,900,000	20	岸和田市	25,350,319	20	沼津市	10,841,724	20	つくば市	403,336	20	加古川市	回答なし	-	長岡市	96.5	20
大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-	大和市	回答なし	-
厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-	厚木市	回答なし	-
小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-

※財政力指数：四日市市はR2の数値

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位
佐賀市	36	1	茨木市	758,000	1	茨木市	708,000	1	茨木市	664,000	1	茨木市	13,052,760	1	茨木市	12,191,760	1	茨木市	11,434,080	1
四日市市	34	2	宝塚市	702,400	2	宝塚市	631,100	2	岸和田市	600,000	2	宝塚市	11,789,784	2	岸和田市	10,735,200	2	岸和田市	10,224,000	2
長岡市	34	2	四日市市	693,000	3	四日市市	631,000	3	四日市市	591,000	3	四日市市	11,632,005	3	宝塚市	10,593,014	3	四日市市	9,919,935	3
所沢市	33	4	佐賀市	692,000	4	岸和田市	630,000	4	宝塚市	579,400	4	加古川市	11,589,060	4	四日市市	10,591,335	4	宝塚市	9,725,229	4
春日井市	32	5	加古川市	673,000	5	加古川市	610,000	5	加古川市	563,000	5	所沢市	11,404,800	5	加古川市	10,504,200	5	加古川市	9,694,860	5
富士市	32	5	所沢市	660,000	6	佐賀市	607,000	6	所沢市	560,000	6	富士市	11,283,840	6	富士市	10,264,320	6	所沢市	9,676,800	6
上越市	32	5	岸和田市	660,000	6	富士市	594,000	7	佐賀市	553,000	7	岸和田市	11,246,400	7	所沢市	10,022,400	7	富士市	9,054,720	7
加古川市	31	8	富士市	653,000	8	春日井市	584,000	8	春日井市	536,000	8	佐賀市	10,930,140	8	春日井市	9,802,440	8	春日井市	8,996,760	8
春日部市	30	9	春日井市	646,000	9	所沢市	580,000	9	長岡市	526,000	9	春日井市	10,843,110	9	佐賀市	9,587,565	9	佐賀市	8,734,635	9
太田市	30	9	長岡市	624,000	10	長岡市	563,000	10	富士市	524,000	10	平塚市	10,442,700	10	沼津市	9,279,360	10	平塚市	8,523,960	10
伊勢崎市	30	9	平塚市	615,000	11	平塚市	540,000	11	平塚市	502,000	11	沼津市	10,368,000	11	平塚市	9,169,200	11	沼津市	8,519,040	11
熊谷市	30	9	沼津市	600,000	12	沼津市	537,000	12	沼津市	493,000	12	長岡市	9,959,040	12	長岡市	8,985,480	12	長岡市	8,394,960	12
茨木市	28	13	厚木市	566,000	13	太田市	515,000	13	太田市	485,000	13	茅ヶ崎市	9,676,800	13	太田市	8,899,200	13	太田市	8,380,800	13
つくば市	28	13	茅ヶ崎市	560,000	14	草加市	505,000	14	伊勢崎市	485,000	13	太田市	9,676,800	13	草加市	8,726,400	14	伊勢崎市	8,351,700	14
草加市	28	13	太田市	560,000	14	伊勢崎市	505,000	14	草加市	470,000	15	厚木市	9,644,640	15	伊勢崎市	8,696,100	15	草加市	8,121,600	15
茅ヶ崎市	28	13	伊勢崎市	555,000	16	厚木市	490,000	16	茅ヶ崎市	453,000	16	伊勢崎市	9,557,100	16	茅ヶ崎市	8,363,520	16	茅ヶ崎市	7,827,840	16
沼津市	28	13	大和市	549,000	17	茅ヶ崎市	484,000	17	厚木市	452,000	17	大和市	9,420,840	17	厚木市	8,349,600	17	春日部市	7,776,000	17
大和市	28	13	つくば市	547,000	18	つくば市	480,000	18	春日部市	450,000	18	熊谷市	9,365,760	18	春日部市	8,259,840	18	熊谷市	7,776,000	17
厚木市	28	13	熊谷市	542,000	19	春日部市	478,000	19	熊谷市	450,000	18	草加市	9,331,200	19	熊谷市	8,121,600	19	厚木市	7,702,080	19
平塚市	26	20	草加市	540,000	20	熊谷市	470,000	20	つくば市	447,000	20	春日部市	9,279,360	20	大和市	7,996,560	20	大和市	7,533,240	20
宝塚市	26	20	春日部市	537,000	21	上越市	468,400	21	上越市	440,800	21	つくば市	8,639,865	21	つくば市	7,581,600	21	つくば市	7,060,365	21
岸和田市	24	22	上越市	529,400	22	大和市	466,000	22	大和市	439,000	22	上越市	8,449,224	22	上越市	7,475,664	22	上越市	7,035,168	22
小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-	小田原市	回答なし	-

※厚木市、大和市は前回（R3）調査時点のデータ

議員の期末手当算出方法

自治体名	6月	12月	計	加算 (%)	基礎額算出式
四日市市	1.650	1.650	3.300	45	{報酬 + (報酬 × 加算(%))} × 支給率
春日井市	1.650	1.650	3.300	45	
宝塚市	1.650	1.650	3.300	45	
所沢市	2.200	2.200	4.400	20	
富士市	2.200	2.200	4.400	20	
春日部市	2.200	2.200	4.400	20	
太田市	2.200	2.200	4.400	20	
熊谷市	2.200	2.200	4.400	20	
草加市	2.200	2.200	4.400	20	
茅ヶ崎市	2.100	2.300	4.400	20	
沼津市	2.200	2.200	4.400	20	
加古川市	2.175	2.175	4.350	20	
伊勢崎市	2.175	2.175	4.350	20	
茨木市	2.175	2.175	4.350	20	
大和市	2.150	2.150	4.300	20	
厚木市	2.100	2.100	4.200	20	
岸和田市	2.025	2.175	4.200	20	
平塚市	2.075	2.075	4.150	20	
長岡市	1.650	1.650	3.300	20	
上越市	1.650	1.650	3.300	20	
佐賀市	1.650	1.650	3.300	15	
つくば市	1.650	1.650	3.300	15	
小田原市	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	

※厚木市、大和市は前回（R3）調査時点のデータ

市の概況及び議員報酬の状況（他自治体比較：県内市人口10万人以上 + T X 沿線市）

県内市（10万人以上）+ T X 沿線市

自治体名	R5.4.1人口 (住民基本台帳)	順位	自治体名	R5.4.1世帯数 (世帯)	順位	自治体名	R5当初予算 歳出総額	順位	自治体名	歳入のうち 市税総額	順位	自治体名	歳出のうち 人件費	順位	自治体名	歳出のうち 議会費	順位	自治体名	R4 財政力指数 (3か年平均)	順位	自治体名	ラスバイ レス指数 R4	順位
水戸市	269,196	1	水戸市	130,234	1	水戸市	117,470,000	1	つくば市	51,790,877	1	つくば市	19,681,388	1	水戸市	541,507	1	つくば市	1.06	1	流山市	102.3	1
つくば市	252,286	2	つくば市	114,736	2	つくば市	108,510,000	2	水戸市	42,676,000	2	水戸市	18,583,209	2	流山市	403,916	2	守谷市	0.98	2	水戸市	99.3	2
流山市	209,237	3	流山市	93,035	3	流山市	85,613,000	3	流山市	34,273,968	3	日立市	14,142,433	3	つくば市	403,336	3	ひたちなか市	0.97	3	日立市	98.8	3
日立市	168,877	4	日立市	81,882	4	日立市	72,420,000	4	日立市	26,723,050	4	流山市	11,417,217	4	日立市	401,567	4	流山市	0.94	4	筑西市	98.4	4
ひたちなか市	156,144	5	ひたちなか市	71,284	5	ひたちなか市	58,880,000	5	ひたちなか市	25,176,178	5	土浦市	8,885,626	5	ひたちなか市	356,322	5	土浦市	0.84	5	ひたちなか市	98.2	5
土浦市	141,233	6	土浦市	70,093	6	土浦市	55,280,000	6	土浦市	22,889,780	6	ひたちなか市	8,742,229	6	土浦市	331,697	6	水戸市	0.81	6	つくば市	97.6	6
古河市	140,726	7	古河市	64,150	7	古河市	51,900,000	7	古河市	21,150,000	7	取手市	7,872,824	7	古河市	301,000	7	日立市	0.79	7	取手市	97.5	7
取手市	105,913	8	取手市	50,692	8	筑西市	44,800,000	8	筑西市	14,980,916	8	古河市	7,381,000	8	筑西市	294,573	8	つくばみらい市	0.76	8	つくばみらい市	97.2	8
筑西市	101,224	9	筑西市	43,078	9	取手市	40,910,000	9	取手市	13,611,701	9	筑西市	6,221,957	9	取手市	269,334	9	古河市	0.75	9	古河市	96.4	9
守谷市	70,404	10	守谷市	29,895	10	守谷市	34,124,000	10	守谷市	12,083,820	10	つくばみらい市	3,803,866	10	守谷市	200,460	10	筑西市	0.67	10	守谷市	96.1	10
つくばみらい市	53,177	11	つくばみらい市	22,211	11	つくばみらい市	24,996,600	11	つくばみらい市	9,240,618	11	守谷市	回答なし	-	つくばみらい市	196,324	11	取手市	0.62	11	土浦市	94.7	11

自治体名	定数	順位	自治体名	月額 議長	順位	自治体名	月額 副議長	順位	自治体名	月額 議員	順位	自治体名	年間支給 議長	順位	自治体名	年間支給 副議長	順位	自治体名	年間支給 議員	順位
水戸市	28	1	水戸市	700,000	1	水戸市	630,000	1	水戸市	590,000	1	水戸市	11,749,500	1	水戸市	10,574,550	1	水戸市	9,903,150	1
つくば市	28	1	日立市	615,000	2	日立市	550,000	2	日立市	510,000	2	日立市	10,322,775	2	日立市	9,231,750	2	日立市	8,560,350	2
流山市	28	1	土浦市	570,000	3	ひたちなか市	504,000	3	ひたちなか市	470,000	3	流山市	9,336,216	3	流山市	8,317,224	3	流山市	7,808,580	3
日立市	28	1	流山市	547,900	4	土浦市	500,000	4	土浦市	467,000	4	土浦市	8,970,375	4	ひたちなか市	7,989,660	4	ひたちなか市	7,450,675	4
ひたちなか市	25	5	つくば市	547,000	5	流山市	488,100	5	流山市	458,250	5	つくば市	8,639,865	5	土浦市	7,868,750	5	土浦市	7,349,413	5
土浦市	24	6	ひたちなか市	541,000	6	つくば市	480,000	6	つくば市	447,000	6	ひたちなか市	8,576,203	6	つくば市	7,581,600	6	つくば市	7,060,365	6
古河市	24	6	古河市	500,000	7	古河市	450,000	7	取手市	411,000	7	古河市	7,897,500	7	古河市	7,107,750	7	筑西市	6,543,600	7
取手市	24	6	取手市	494,000	8	取手市	444,000	8	筑西市	410,000	8	筑西市	7,804,440	8	取手市	7,012,980	8	取手市	6,491,745	8
筑西市	24	6	筑西市	489,000	9	筑西市	433,000	9	古河市	400,000	9	取手市	7,802,730	9	筑西市	6,910,680	9	古河市	6,318,000	9
守谷市	20	10	守谷市	430,000	10	守谷市	397,000	10	守谷市	367,000	10	守谷市	6,767,124	10	守谷市	6,247,786	10	守谷市	5,775,662	10
つくばみらい市	18	11	つくばみらい市	426,000	11	つくばみらい市	384,000	11	つくばみらい市	362,000	11	つくばみらい市	6,728,670	11	つくばみらい市	6,065,280	11	つくばみらい市	5,717,790	11

議員の期末手当算出方法

自治体名	6月	12月	計	加算 (%)	基礎額算出式
水戸市	1.650	1.650	3.300	45	{報酬 + (報酬 × 加算(%))} × 支給率
日立市	1.650	1.650	3.300	45	
流山市	2.100	2.100	4.200	20	
筑西市	1.650	1.650	3.300	20	
ひたちなか市	1.675	1.675	3.350	15	
つくば市	1.650	1.650	3.300	15	
古河市	1.650	1.650	3.300	15	
取手市	1.650	1.650	3.300	15	
つくばみらい市	1.650	1.650	3.300	15	
土浦市	1.625	1.625	3.250	15	
守谷市	1.625	1.625	3.250	15	

議員の年齢構成（過去5回分）

1 選挙執行日：令和2年10月25日

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	20								56.2
(割合)	71.4%	1	1	4	7	4	3	0	
女	8								49.3
(割合)	28.6%	0	1	4	2	1	0	0	
合計	28								54.2
(割合)	100.0%	3.6%	7.1%	28.6%	32.1%	17.9%	10.7%	0.0%	

2 選挙執行日：平成28年11月13日

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	22								58.1
(割合)	78.6%	0	1	5	5	7	4	0	
女	6								49.7
(割合)	21.4%	0	1	2	2	1	0	0	
合計	28								56.3
(割合)	100.0%	0.0%	7.1%	25.0%	25.0%	28.6%	14.3%	0.0%	

3 選挙執行日：平成24年10月28日

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	22								55.9
(割合)	78.6%	0	3	4	4	9	2	0	
女	6								51.5
(割合)	21.4%	0	0	3	2	1	0	0	
合計	28								54.9
(割合)	100.0%	0.0%	10.7%	25.0%	21.4%	35.7%	7.1%	0.0%	

4 選挙執行日：平成20年10月26日

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	27								56.4
(割合)	81.8%	0	3	4	6	13	0	1	
女	6								55.0
(割合)	18.2%	0	1	0	3	2	0	0	
合計	33								56.1
(割合)	100.0%	0.0%	12.1%	12.1%	27.3%	45.5%	0.0%	3.0%	

5 選挙執行日：平成16年11月14日

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	27								54.7
(割合)	81.8%	1	2	2	13	8	0	1	
女	6								55.7
(割合)	18.2%	0	0	0	4	2	0	0	
合計	33								54.9
(割合)	100.0%	3.0%	6.1%	6.1%	51.5%	30.3%	0.0%	3.0%	

議員の年齢構成（他自治体比較）

1 つば市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	19	1	0	3	5	5	5	0	58.6
(割合)	73.1%								
女	7	0	1	2	2	2	0	0	51.7
(割合)	26.9%								
合計	26	1	1	5	7	7	5	0	56.7
(割合)	100%	3.8%	3.8%	19.2%	26.9%	26.9%	19.2%	0.0%	

2 水戸市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	22	0	0	2	6	3	7	4	66.5
(割合)	84.6%								
女	4	0	1	0	2	1	0	0	52.3
(割合)	15.4%								
合計	26	0	1	2	8	4	7	4	64.3
(割合)	100%	0.0%	3.8%	7.7%	30.8%	15.4%	26.9%	15.4%	

3 日立市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	18	0	1	2	8	3	3	1	58.7
(割合)	75.0%								
女	6	0	1	0	3	2	0	0	56.3
(割合)	25.0%								
合計	24	0	2	2	11	5	3	1	58.1
(割合)	100%	0.0%	8.3%	8.3%	45.8%	20.8%	12.5%	4.2%	

4 土浦市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	19	0	1	2	7	5	4	0	60.1
(割合)	79.2%								
女	5	0	1	0	1	1	2	0	60.0
(割合)	20.8%								
合計	24	0	2	2	8	6	6	0	60.1
(割合)	100%	0.0%	8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	25.0%	0.0%	

5 ひたちなか市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	21	0	0	4	5	7	5	0	59.6
(割合)	84.0%								
女	4	0	0	1	2	1	0	0	55.3
(割合)	16.0%								
合計	25	0	0	5	7	8	5	0	58.9
(割合)	100%	0.0%	0.0%	20.0%	28.0%	32.0%	20.0%	0.0%	

6 古河市議の年齢構成（令和5年5月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	19	0	2	3	2	3	9	0	61.8
(割合)	79.2%								
女	5	0	0	1	2	2	0	0	56.8
(割合)	20.8%								
合計	24	0	2	4	4	5	9	0	60.8
(割合)	100%	0.0%	8.3%	16.7%	16.7%	20.8%	37.5%	0.0%	

7 取手市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	16	0	1	4	3	4	4	0	58.4
(割合)	72.7%								
女	6	0	0	1	1	3	1	0	60.3
(割合)	27.3%								
合計	22	0	1	5	4	7	5	0	58.9
(割合)	100%	0.0%	4.5%	22.7%	18.2%	31.8%	22.7%	0.0%	

8 筑西市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	21	1	0	2	4	3	9	2	65.0
(割合)	87.5%								
女	3	0	0	0	2	1	0	0	58.7
(割合)	12.5%								
合計	24	1	0	2	6	4	9	2	64.2
(割合)	100%	4.2%	0.0%	8.3%	25.0%	16.7%	37.5%	8.3%	

9 守谷市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	16	0	2	3	4	4	3	0	55.9
(割合)	88.9%								
女	2	0	0	0	0	1	1	0	69.0
(割合)	11.1%								
合計	18	0	2	3	4	5	4	0	57.3
(割合)	100%	0.0%	11.1%	16.7%	22.2%	27.8%	22.2%	0.0%	

10 つばみらい市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	12	0	0	0	2	4	6	0	67.7
(割合)	70.6%								
女	5	0	0	1	1	0	3	0	63.6
(割合)	29.4%								
合計	17	0	0	1	3	4	9	0	66.5
(割合)	100%	0.0%	0.0%	5.9%	17.6%	23.5%	52.9%	0.0%	

11 流山市議の年齢構成（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上	
男	19	0	1	5	4	6	2	1	58.5
(割合)	67.9%								
女	9	0	1	3	3	1	1	0	52.7
(割合)	32.1%								
合計	28	0	2	8	7	7	3	1	54.6
(割合)	100%	0.0%	7.1%	28.6%	25.0%	25.0%	10.7%	3.6%	

人口及び議員の年齢構成

1 つくば市（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成								
		平均年齢		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	19	58.6		1	0	3	5	5	5	0
(割合)	73.1%									
女	7	51.7		0	1	2	2	2	0	0
(割合)	26.9%									
合計	26	56.7		1	1	5	7	7	5	0
(割合)	100%			3.8%	3.8%	19.2%	26.9%	26.9%	19.2%	0.0%

性別	人口	年齢構成								
		10歳未満	10~20歳未満	20~30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	128,345	13,437	13,289	17,147	18,720	20,491	17,061	11,777	10,927	5,496
(割合)	50.9%									
女	123,941	12,660	12,190	14,885	17,107	19,189	15,640	11,662	11,994	8,614
(割合)	49.1%									
合計	252,286	26,097	25,479	32,032	35,827	39,680	32,701	23,439	22,921	14,110
(割合)	100%	10.3%	10.1%	12.7%	14.2%	15.7%	13.0%	9.3%	9.1%	5.6%

2 水戸市（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成								
		平均年齢		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	22	66.5		0	0	2	6	3	7	4
(割合)	84.6%									
女	4	52.3		0	1	0	2	1	0	0
(割合)	15.4%									
合計	26	64.3		0	1	2	8	4	7	4
(割合)	100%			0.0%	3.8%	7.7%	30.8%	15.4%	26.9%	15.4%

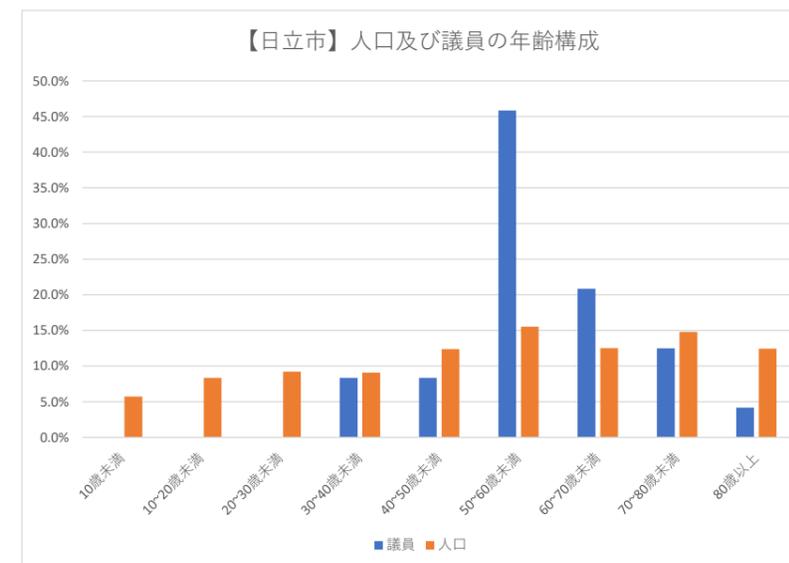
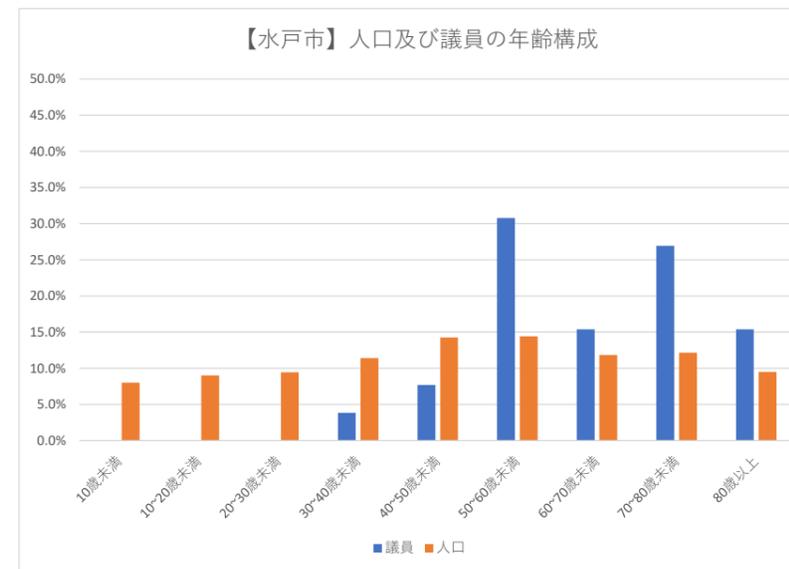
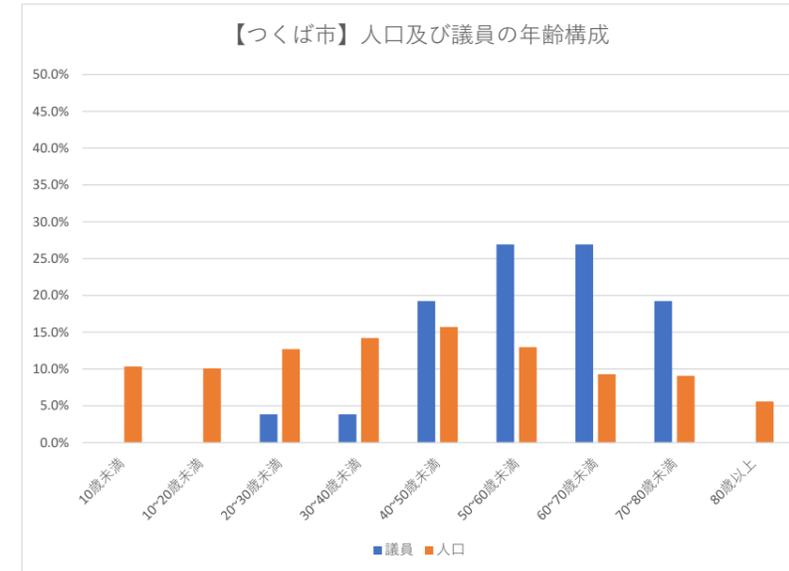
性別	人口	年齢構成								
		10歳未満	10~20歳未満	20~30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	127,057	10,758	12,118	12,670	15,074	18,716	18,956	15,057	14,509	9,199
(割合)	48.7%									
女	133,726	10,125	11,371	11,968	14,658	18,431	18,632	15,774	17,208	15,559
(割合)	51.3%									
合計	260,783	20,883	23,489	24,638	29,732	37,147	37,588	30,831	31,717	24,758
(割合)	100%	8.0%	9.0%	9.4%	11.4%	14.2%	14.4%	11.8%	12.2%	9.5%

※年齢不詳者：7,606人

3 日立市（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成								
		平均年齢		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	18	58.7		0	1	2	8	3	3	1
(割合)	75.0%									
女	6	56.3		0	1	0	3	2	0	0
(割合)	25.0%									
合計	24	58.1		0	2	2	11	5	3	1
(割合)	100%			0.0%	8.3%	8.3%	45.8%	20.8%	12.5%	4.2%

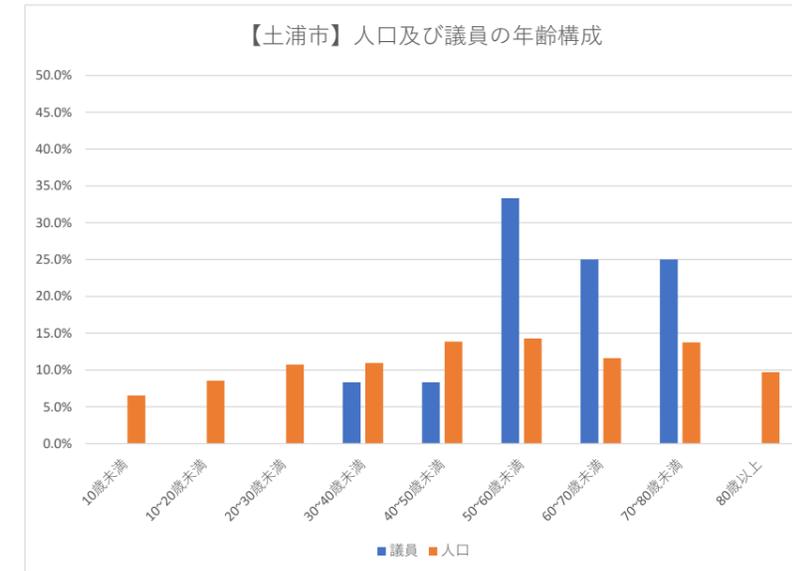
性別	人口	年齢構成								
		10歳未満	10~20歳未満	20~30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	84,528	4,917	7,265	8,617	8,483	10,926	13,650	10,585	11,396	8,689
(割合)	50.1%									
女	84,349	4,764	6,806	6,934	6,852	9,993	12,545	10,555	13,571	12,329
(割合)	49.9%									
合計	168,877	9,681	14,071	15,551	15,335	20,919	26,195	21,140	24,967	21,018
(割合)	100%	5.7%	8.3%	9.2%	9.1%	12.4%	15.5%	12.5%	14.8%	12.4%



4 土浦市（令和5年4月1日時点）

性別	議員数	年齢構成								
		平均年齢		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	19	60.1		0	1	2	7	5	4	0
(割合)	79.2%			0.0%	8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	25.0%	0.0%
女	5	60.0		0	1	0	1	1	2	0
(割合)	20.8%									
合計	24			0	2	2	8	6	6	0
(割合)	100%			0.0%	8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	25.0%	0.0%

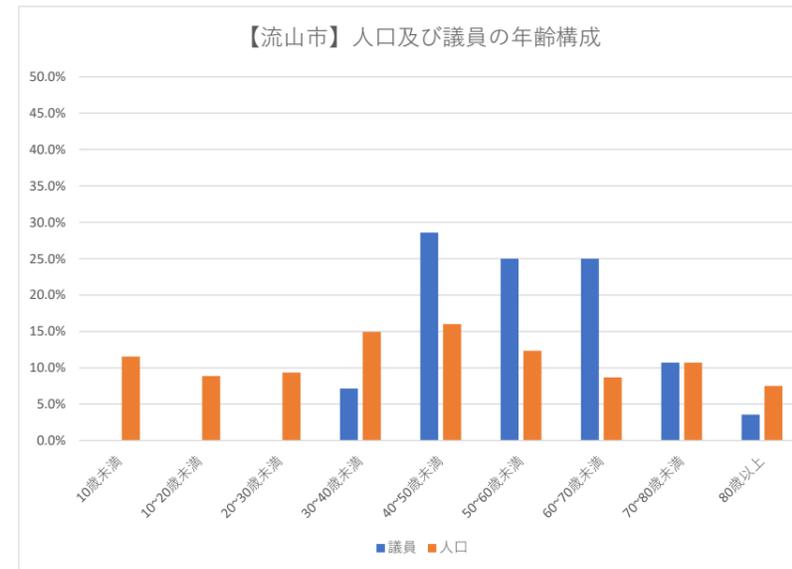
性別	人口	年齢構成								
		10歳未満	10~20歳未満	20~30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	70,796	4,827	6,263	8,191	8,352	10,414	10,451	8,108	8,939	5,251
(割合)	50.1%									
女	70,437	4,411	5,799	6,971	7,126	9,175	9,714	8,289	10,475	8,477
(割合)	49.9%									
合計	141,233	9,238	12,062	15,162	15,478	19,589	20,165	16,397	19,414	13,728
(割合)	100%	6.5%	8.5%	10.7%	11.0%	13.9%	14.3%	11.6%	13.7%	9.7%



5 流山市（令和5年4月1日時点）

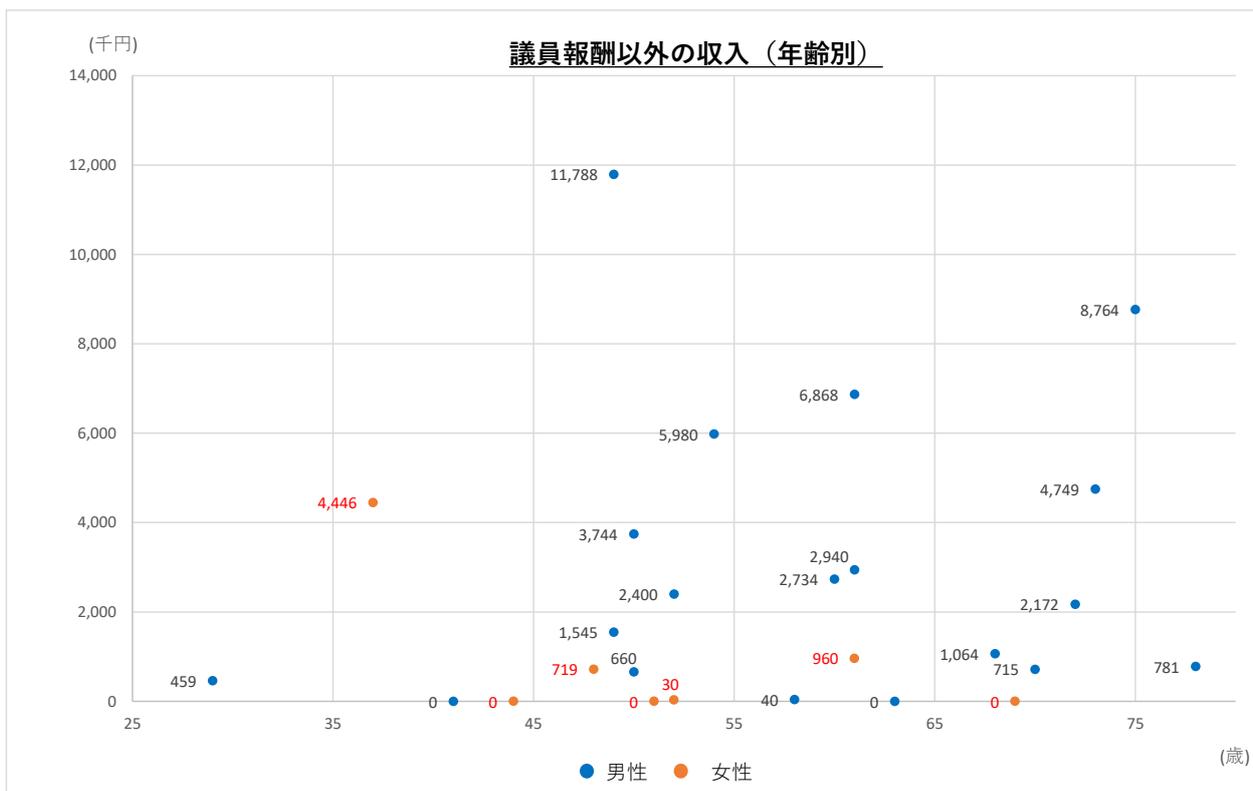
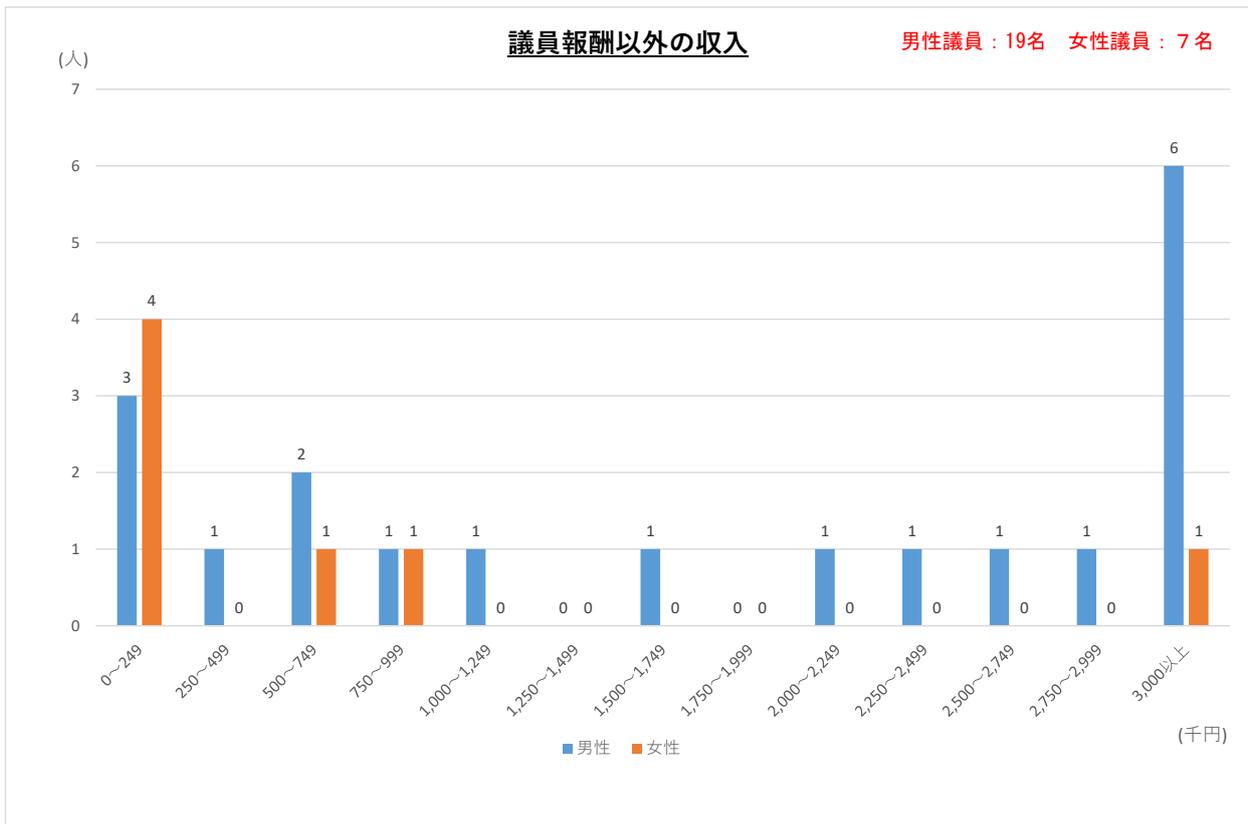
性別	議員数	年齢構成								
		平均年齢		30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	19	58.5		0	1	5	4	6	2	1
(割合)	67.9%			0.0%	7.1%	28.6%	25.0%	25.0%	10.7%	3.6%
女	9	52.7		0	1	3	3	1	1	0
(割合)	32.1%									
合計	28	54.6		0	2	8	7	7	3	1
(割合)	100%			0.0%	7.1%	28.6%	25.0%	25.0%	10.7%	3.6%

性別	人口	年齢構成								
		10歳未満	10~20歳未満	20~30歳未満	30~40歳未満	40~50歳未満	50~60歳未満	60~70歳未満	70~80歳未満	80歳以上
男	103,030	12,393	9,424	9,705	15,384	17,327	13,358	8,746	10,204	6,489
(割合)	49.2%									
女	106,207	11,776	9,128	9,875	15,898	16,186	12,488	9,401	12,224	9,231
(割合)	50.8%									
合計	209,237	24,169	18,552	19,580	31,282	33,513	25,846	18,147	22,428	15,720
(割合)	100%	11.6%	8.9%	9.4%	15.0%	16.0%	12.4%	8.7%	10.7%	7.5%



議員の兼業収入分布(令和5年資産公開より)

資料7



会 議 録

会議の名称		令和5年度第3回つくば市特別職報酬等審議会		
開催日時		令和5年(2023年)10月20日 開会14:00 閉会14:50		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室		
事務局(担当課)		総務部人事課		
出席者	委員	前田 聡委員(会長)、祐川 直己委員、段林 優衣委員、土屋 秀委員、寺内 晴香委員、柳田 貢委員、山本 さゆり委員、吉岡 隆久委員(会長職務代理者)		
	その他			
	事務局	総務部長 塚本 浩行、総務部次長 山田 正美、人事課長 松本 光由、人事課長補佐 鈴木 尚、人事課係長 高橋 啓、人事課主査 関根 朝美、人事課主任 椎名 太平、議会局議会総務課長 町井 浩美、議会総務課長補佐 大坪 哲也、議会総務課長補佐 浅野 公彦		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市議会議員の議員報酬等の見直しについて		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 (1) つくば市の議員報酬等の見直しについて 3 その他 4 閉会			

〈 1 開会〉

前田会長：本日もお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。秋も深まってという表現をするには若干早い感じもごさいます。年が暮れるのもちょっと近づいて参ったところでごさいます。また、こちらの審議会も、ある程度議論が集約されてきたところなのかなと理解しております。本日、答申の取りまとめに向けて、実質的には最後の議論になろうかと思いますが、皆様方の御意見、御議論のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

前回から引き続いて進行させていただきますが、まず本審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開で行うこととなります。事務局に対して傍聴の希望はありましたでしょうか。

事務局：ありませんでした。

前田会長：承知いたしました。では、傍聴者なしということで以降の会議を進めさせていただきたいと思えます。また、委員の皆様方全ての出席がありますので、つくば市特別職報酬等審議会条例の第5条第2項に基づき会議を開くこととさせていただきます。

〈 2 議事〉

前田会長：では、早速ですが議事に入りたいと思えます。前回事務局に対してこれまでの議論をベースに、答申案の作成をお願いしたところさです。委員の皆様方には事前に送付をお願いしていますので、お目通しいただいたかと存じますが、改めて事務局から答申案及び資料について、御説明をお願いいたします。

事務局：はい、事務局より説明させていただきます。まずは資料の確認をさせていただきます。

〈配布資料の確認および説明〉

前田会長：ありがとうございます。前回までの議論を踏まえ、事務局には取りまとめをお願いしたところでございます。今回は、この答申案の基本的な方向性でよいかどうかということや付け足すべき点、削るべき点、改めるべき点について議論をいただいて、それを最終的な答申の形にまとめていくこととなります。前回の議論であった水戸と日立を一つの目安として考えてみるといったところですか、あるいは現行の加算率の問題ですとか幅広く議論いただいた中で、現行の枠内、それから今回、当審議会にいただいた諮問事項との兼ね合い、そういったことも考慮した上で一つ我々の議論の方向性に沿った形で具体的な数字も含めて出されたものと私は承知をしております。いろいろな見方もあり得ますので、忌憚のない御意見と御議論をお願いしたいと思っております。いかがでしょう。率直な感想も含めて、ぜひ自由に御議論いただければと思っております。どなたからでも構いませんので、ぜひ御意見等ありましたらお願いします。そう言われてもなかなかパッと出てこないと思いますので、すみませんが私から適宜お名前をお呼びいたしますので、御発言いただければと思います。それでは、段林委員いかがでしょうか。

段林委員：とりまとめていただいた内容で今までの内容がすべて網羅されているかなと思いましたが、私はこれで大丈夫ではないかと思えました。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。山本委員、いかがでしょう。前回は欠席でしたが今回の答申案をご覧になられて率直な感

想も含めて、ぜひ伺いできればと思います。

山本委員：前回出席できなかったのですが、お送りいただきました議事録を拝見させていただきました。その中で加算率の問題を答申もしくは付帯意見の中に含めるといった内容が記載されていたのですが、答申案を拝見するとどちらにも入っていないように思います。

前田会長：加算率に関する議論ということですね。付帯意見に関してまとめていただいた内容について、事務局から何か補足的なコメント等ありますでしょうか。

事務局：事務局で加算率の議論をどのように入れるかという検討をする中で、期末手当の加算率は給与条例で定められており、「その部分で操作するのはいかがなものか」という表現を答申の中に記載すべきか判断できないところがありましたので、今回の答申案に入れられなかったところです。加算率については問題視と言いますか、様々な御意見をいただいたと認識しておりますので、付帯意見でその枠組みとか、制度設計も含めて改めて近隣自治体等の調査・研究を進めて見直しも含めて検討してほしいといった意見があれば、そのような形で入れるのが適切かと思いますが、いかがでしょうか。

前田会長：今の説明とそれから前回のことを踏まえて考えますと、審議会への諮問事項との兼ね合いで、加算率等も含めて諮問事項以外の事項にどれだけ言及できるかという点はあるかと思しますので、これはここでちゃんと議論をして、どういう意見の反映のさせ方をするのかは考えたいと思います。山本委員の今の御指摘を踏まえた上で皆さんの意見も伺いながら後程議論させていただければと思います。ありがとうございます。寺内委員いかがでしょうか。

寺内委員：前回参加していた時の話し合いの結果が現れていて、すごく良い

答申だなという印象を受けました。付帯意見にも定期開催の件と疾病の話も入っていたので特に私は問題ないと思っています。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。土屋委員いかがでしょう。

土屋委員：私も同じく、今回のこの答申案の内容で結構かなと思います。また、改定後の歳出総額に占める議会費の割合も0.43ということで他自治体と比べても高いわけではないので、市民感情的にも高過ぎない納得感を得る数字かなと思います。以上です。

土屋委員：ありがとうございます。柳田委員、いかがでしょう。

柳田委員：答申案の確認ですが、議員の期末手当の加算率はそのままとして、ここに書いてあるように水戸と日立の年間支給額の平均ということによろしいですか。

事務局：はい、そうです。つくば市の期末手当の支給については、加算率15%として水戸と日立の年間支給額の平均になるよう計算するとこの月額報酬になるということです。

柳田委員：そうであれば、何も問題はないと思います。あとは、いつ上げるかということになると思います。

前田会長：ありがとうございます。では、祐川委員お願いいたします。

祐川委員：前回までの議論の結果がほぼ余すところなく盛り込まれている内容にまとめていただいたかなと考えております。具体的な金額につきましてもこれまで議論があったように、水戸市に比肩する十分なレベルになっていて、議員の方々の責任だったり、その活動に十分に値する内容になっているかと思います。先ほどちょっとお話が出たように、付帯意見のところでやはり加算率の問題は、今の時点で具体的にどうこうということではなくて、今の値で良いのか今後も引き続き検討する必要があると思います。議員報酬の総額を決定する中では大きなファクターになってくると思いま

すので、付帯意見の中で軽く触れておくというのが方向性としては良いのかなと思いました。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。付帯意見については、少し議論の必要性があるかと思imasuので、これは後程議論をさせていただければと思っています。吉岡委員、いかがでしょうか。

吉岡委員：私も拝見しまして意見をしっかり取り入れていただいている、素晴らしい答申を作っていただいたなと思っています。加算率に関しては同じように、付帯意見等で今後も引き続き検討していく、どこで議論するのが適当なのかという問題もあるかと思いますが、そういったところも含めて今後の課題であるということは明示しておいた方が良いと思います。それと、金額はこれで良いと思いますが、現行額と比べて30%増というのは、結構大幅な増額だなという感じはしますので、ちょっとそこは大丈夫かなと心配なところはあります。金額は別におかしくはないとは思いますが、市民の方から見たときに変動の幅を見るとちょっと心配なところがあるかなと思います。

前田会長：ありがとうございます。実は私も、山本委員、祐川委員それから吉岡委員がおっしゃられた大きく上げると2点については、ちょっと気になったところです。率直に申し上げて、金額に関しては、そもそも低すぎるということがおそらくこの審議会の共通認識であり、そこが出発点になっていたところでもありますので、それを多少とも是正をします。ただし、この審議会の議論の中では、いくつかの前提条件になるお話があったかと思っています。例えば、期末手当の加算率にタッチすることは、基本ここではできないといった限界があって、その中で妥当な金額はどうかという議論の方向性が出されてきたところだったと思います。その結果として、

今回出していただいた答申案については、今、御確認いただいて委員の皆様方全てから、基本的にこれで問題はないという御了解をいただけたのかなと思います。ただ、やはり金額だけを切り取って見たときのインパクトというのは、決して小さくはないだろうということも確かに懸念事項としてはあるかと思えます。これも結局一つには、加算率も含めた他の諸要素を変更しない現状の枠組みを前提とした中で妥当な金額を出そうと思ったらこの原案ということになると思います。諮問事項に対して答申を出すというのが審議会の役割になりますので、この答申案の項目の1番「議員の報酬月額について」と、2番「改定時期について」は、市長にお渡しをする内容になるので、ここについてはこういう書き方にならざるを得ないかと思えます。そのため、付帯意見のところで少し書き方を工夫していかなければならないんだろと考えられます。そこでこの辺りの議論になりますが、例えば、(1)のところで、これは私から議論の土台となる提案になりますが、「本審議会を定期開催すること」とございます。前回、直近で2年前に開催していただけていますが、それ以前は大分長いこと開催していません。やはり、これだけの改定額を提案しなければならなくなった理由の一つは、あまりにも長期間見直しが行われてこなかったということです。これまで様々な事情があったと思いますが、長期間見直しが行われてこなかったことがこの改定額の一つの要因になっているのではないかということで、単にこの審議会を定期開催することではなくて、定期的な見直しが行われていなかったことが、今回の大幅改定に繋がっているという趣旨を踏まえた上で定期開催をしていただくように付帯意見をつけていただくことが一つ御提案でございます。つまり、単に定期開催をすること

ではなくてその理由というか、必要性をきちんと述べていただくということなのです。

それから、改定額との関係で、加算率の問題については当審議会でも非常に議論になったと理解しております。加算率を含めた報酬支給に関わる制度全体の在り方については、当審議会の諮問の範囲を超えるところではありますが、これをきちんと見直さないことには、より適切な報酬を見定めることは難しいと考えられるので、より幅広い見地から、市において、あるいは議会において検討されたいという趣旨の付帯意見が必要になるのかなと感じました。

それから3点目ですが、ここが多分、ある意味で非常に微妙な話になってくると思いますが、事務局の方で取りまとめてもらいました意見の中で「市民の平均給与が大きく上昇していない中で、報酬額を上げることは市民の反感を生む可能性がある」と。言ってしまうと、1円でも上がったなら納得しない人は出てくるだろうし、それは程度問題という話もあるのかもしれませんが、やはり改定額のところだけを見てしまうと、なかなかインパクトが強い数字だと思います。我々はいろいろな資料を見た上で、この金額で納得はできるけれども、この数字だけが独り歩きされてしまうと非常にややこしいことになるだろうということもありますので、こうした見直しについては、この言い方をあまり強調しすぎるのは心苦しいところもあるのですが、定期的に見直しがなされてこなかったという実情について、ある種の反省ではないですが、そのことは述べた上で、つくば市の市勢の現状だとか経済状況、議員の仕事内容も踏まえた上で見直されなかったものを可及的速やかに是正するための提案としてこれを出したということ。この

見直しが十分になされてこなかったことを踏まえた上で、この答申を受け取っていただきたいという趣旨の内容を書いていた方が良いのかなと思いました。

金額に関しては、おそらく今後の議論の中で 100%この金額が受け入れられるかどうかというのは、またちょっと議論があり得ると思います。当審議会の答申が確定的に拘束力を持って、市長ないし議会の判断を拘束するものではないと思いますので、金額については、おそらく議論のあり得るところと思いますが、なぜこの金額に至ったのかという理由については、私は必要なのかなと考えた次第です。私からお話してしまいましたが、委員の皆様方からの御意見、あるいはそれは余計なんじゃないかとか、これはやはりつけ足しておくべきではないかといったところについて、率直な御意見を伺いたいと思っております。山本委員から何か今のお話について、いかがでしょう。

山本委員：私も答申額に関しては賛成ですが、やはり改定額を見ると凄いなという印象を受けました。市民の方々からは反感であったりいろいろな意見が出てくるのかなと思いつつも、30年ぶりというところがあるので、またこの答申額も納得できる金額であるので、前田会長がおっしゃられたようなお話が望ましいのではないかと思います。

前田会長：ありがとうございます。これまでにいろいろ議論があったところでもございますので、できる限りこれまでの意見を正確に反映した方がよろしいかと思います。見ていただく方たちは、議会の議員だけではないわけですから、ここはやはり我々はいろいろ見た上でというところもありますので、ぜひそこは付帯意見のところでメッセージをきちんと伝えるべきなのかなと思います。付帯意

見だけではなくて、議論の概要のところでも足した方が良くても、もしかしてあるんじゃないかなという気もしてはいます。その辺りも含めて、付帯意見のところをどうするかという話、また、議論の中で私はこういうふうに言ったということは、ぜひ残しておきたいというようなことも含めてお伝えいただければと思います。いかがでしょう。祐川委員、何かお気づきの点ありますか。

祐川委員：確かに金額的なインパクト、増額の幅のインパクトというのはかなりあるんだろうなと思っていて、やはり数字だけを切り取ってみると、非常にわかりづらいというか、きちんとしたメッセージが届かないのかなという懸念はあります。ただ一方、これまでの議論を踏まえて、上位2市の平均額で加算率も現状のまま計算し、それを割り戻したんだというこれまでの議論を適正に反映した計算式で計算されている金額であると。そうすると逆に、例えば、議員で言うと58万4,000円ではなくて、56万なのか、55万なのかというところ、それはもうあまり客観的に説明できない金額になってきてしまうのかなと思います。そうするとやはり、議論の結果算定した結論がこれであるというところについてはそういう打ち出しをする必要があって、先ほど会長からお話があったように、どうしてそういう金額に至ったのか、なぜそういう少しインパクトを持って見られてしまうような金額になったのかというところについて、きちんと説明をすることによって、市民の方々の納得という御理解を得るといった方向性が良いのかなと考えました。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。ここでの議論が誤解をされるということはそれほど心配する必要はないのかもしれませんが、金額だけ独り歩きするというのは、やはり望ましいことでは

ないと思います。祐川委員がおっしゃられたとおり、じゃあ56万なら良いのかという話だと思います。いかがでしょう。段林委員、何か今のお話の中で気づかれた点とかいただければ。

段林委員：私も山本委員、祐川委員のお話に同意しているので、特に新しい話はないかなと思います。

前田会長：ありがとうございます。土屋委員の方からお気づきの点何かございましたらお願いします。

土屋委員：今ありましたとおり、数字的なインパクト、30%増というのは非常に大きい数字かなとは思いますが。

この答申の文章量を増やすのは、あまりよくないのでしょうか。それともこのように簡潔に表示すべきものになるのでしょうか。やはり、最初の資料にあったとおり、今まで私たちが交わした議論をもっと書いてもらった方がより納得感の得る文章になるんじゃないのかなと感じております。

前田会長：ありがとうございます。答申に関しては、これは特に書式ですとか分量が決まっているという性質のものではないですね。

事務局：はい。決まってないです。

前田会長：ありがとうございます。やはり答申の核となるこの柱の1、2の部分については、簡潔に示しておく必要はあるのだと思いますが、付帯意見の部分を厚く記述をしていくということは一つあると思います。それから、先ほどちょっと私が触れたこれまでの議論の概要のところ、いろんな要素を検討した上でこの意見にたどり着いたんだということをメッセージとして打ち出す必要があると思います。私も土屋委員がおっしゃられたこととの関係で、できる限りここにいろんなこれまでの議論が漏れなく反映できるような形で記載をしていただきたいと思いますなと思ったところで、先ほどお話

したようなところでございます。

どういうことを考慮したのかということがわからないと、この金額の妥当性の判断の際にいろいろと市長も困るでしょうし、議会も困ると思います。また、何より市民の皆さんが判断材料を見た時に数字だけで判断することはかなり難しいと思いますので、できる限り何を議論したのかということは、厚く記述した方がよろしいかと私も思います。寺内委員いかがですか。何かお気づきの点ございますか。

寺内委員：私も答申を拝見して、簡潔に書かなきゃいけないのかなと思っていたので、そうするとこの量しか載せられないのかなと思ったのですが、今、お話聞いて答申の量は問わないということだったので、そうすると年間支給額で決めたと書いてあるので年間支給額を載せた方が良いのかなと思いました。また、これだけ見ると月額掛ける12か月で考えてしまうので、加算率の話が付帯意見に載せるのであれば、水戸市と日立市と加算率は違うので、そこで年間支給額がこうなって、平均としてこうなりましたという過程は書いた方が良いのかなと思いました。

前田会長：ありがとうございます。今、土屋委員、寺内委員のお話を伺っていて思ったのですが、これは事務局に確認したいんですが、答申するものは、これぐらいのサイズプラスアルファになる可能性があるとして、例えば、資料を添付していくという方策はあるのでしょうか。あるいは、答申に付帯する資料として、寺内委員からお話があったように、水戸と日立との均衡ということを持ち出しているならば、水戸と日立に関する情報は載せて良いのかどうかという問題があると思います。それは可能でしょうか。これが公開情報であれば、問題ないかと思えます。

事務局：答申本体ではなく、別紙を肉厚にしていく方法はあると思います。

本日お示しした資料の答申案ですが、鏡があって別紙があって答申というのがワンセットというイメージになります。

前田会長：わかりました。そうすると、別紙の中で情報をまとめて、最終的に答申になるということですね。そこに記載することはあまり差し支えないということによろしいですか。

事務局：はい。ないと思います。また、その時には意見に記載した内容から、3枚目の答申の付帯意見のところをピックアップするかという議論は必要かと思います。

前田会長：今、寺内委員がおっしゃられていたことは、おそらく情報としては必要な印象があります。あとはそれを別紙で書くのか、答申の付帯意見で書くのかという判断はあるかと思います。これは後で少し検討させてください。柳田委員、いかがでしょう。

柳田委員：皆さんと同じように、やはり金額的にこれだけ見ると大きくなってしまうので、なぜこの金額になったかという算出方法とかを別紙の中に盛り込んでおけば良いのかなと思います。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。やはり答申の根拠となるような意見についてはできる限り、漏れなく収録をしていただくというのが一つですかね。あとは、別紙の中に、ここに出された他市町村の情報をすべて載せる必要があるかどうかというのがあると思います。例えば、水戸、日立、それから県内のデータはお出しいただいているので、そういったものは別紙の中でこういうものを参考にして議論をしたということは、乗せていただく必要があるのかなという気がいたします。そこは最後に少し整理をさせていただきたいと思います。先ほどお話伺いましたが、山本委員から改めてお気づきになった点等ございましたらお願いいた

します。

山本委員：ないです。大丈夫です。

前田会長：ありがとうございます。吉岡委員いかがでしょうか。

吉岡委員：理由を厚くした方が良いというのは、私も賛成です。ただ、どこで書くのかというところは問題になってくるのかなと思います。答申の中で、議員の報酬月額について結論だけを言うのであれば「次の額に改定することが適当である」として、表を入れて終わりになると思います。ただ、この答申案では「均衡を考慮し」とか「年間支給額の平均額になるよう算出した額」など、ここに理由が一部書いてあります。ここをもっと厚くできるのか、それとも別の場所にした方が良いのか、これは技術的なところなのかもしれませんが、いずれにしても、これだけだと本当に数字が独り歩きする恐れがあるので、もうちょっとどこかで分厚く書く必要はあるのかなと思います。

前田会長：そうですね。ありがとうございます。答申の1と2に関して言うと、やはり簡潔に書いた方が良いのかなと思います。他方で、金額の独り歩きの危険性がありますので、例えば、別紙の方の議員報酬について出された意見のところでは算出根拠について記載をしていただく必要があるかと思います。その上で、これはテクニカルな話になりますが、事務局で取りまとめていただいた「つくば市議会議員の報酬月額が最後に改定された平成6年以降」というところを、例えば、ここは割と端的に「つくば市議会の報酬月額が最後に改定されたのは平成6年でした」として、行を改めていただく。つまり、問題の所在としていくつかあるんだけど、実態を反映していなかったということをやはり強調しておく必要があるかと思います。その書き方がまず一つ。

そして、今お話いただいた、我々が一つ結論を出すに至った根拠としているデータについては、別紙で書いていただいた方がよろしいのかなと思います。水戸、日立との均衡を考慮して次の額に改定することが適当であると書いている以上は、少なくとも、水戸、日立のデータは、書いていただく必要があると思います。書き方としては、「加算率とかに違いがあって、そうしたいろいろな違いも考慮した上でこの額になった」というようになるかと思えます。それは、我々が判断をした理由として書いていただく必要があって、別紙なのかなという気がいたします。付帯意見のところは付帯ではあっても意見ではございますので、「こういうことを踏まえた上で、定期開催をしてください」ということと、「欠席した場合の支給方法に関して検討してください」ということと、それから先ほどからお話をしている「加算率も含めた報酬制度全体については、きちんと全体をより広い視野で見直す機会を持ってもらいたい」と、見直してもらいたいのか見直す機会を持ってもらいたいのか、付帯意見に関してはそういった3点になると思います。これは意見ですので、やはりやって欲しいということを書いた方が良いと思います。理由に関しては、答申のところではこれ以上書くかどうかというのはちょっとあるかと思いますが、我々の議論の経緯のところはもう少し手厚く書いていただくということと、それから他市との数値的な比較は別紙の中に盛り込んでいただくというのが一つ妥当なところなのかなという気がします。口頭でお話をしているので、なかなか整理しづらいところだと思いますが、いかがでしょうか。

今、申し上げた3点に関しては付帯意見のところでは記載をしていただいて、理由のところについては、その数値も含めて別紙で記

載する方向で修正していただくということでよろしいでしょうか。

(各委員うなずき)

前田会長：ありがとうございます。では、事務局にはその方向で少し修正をしていただいて、文案等についても検討していただくということでお願いできればと思います。その他、本当にどんな細かな点でも結構ですので、この辺は書いておいてほしいといったところがありましたら、自由に御発言いただければと思います。発言したはずなんだけど盛り込まれていないということも含めて、これはぜひ手厚く書いておいていただいた方が良いでしょうと思いますので、自由に御発言いただければと思います。段林委員お願いいたします。

段林委員：先ほどの付帯意見のところに記載をする加算率を含めた報酬制度全体の改正についてですが、これにも理由を書きおいた方が良いでしょうかなと思います。他の市よりも率が低いということも一言付け加えていただくと、なぜ改正した方が良いでしょうと思ったのかがわかるのかなと思いました。

前田会長：ありがとうございます。これは付帯意見のところで、例えば、「審議会での議論では、加算率が他自治体と比較して低いなどといった問題点が指摘され、報酬制度全体の見直しということも視野に入れて検討すべきではないかという意見もあったため、そういった報酬制度全体の見直しも視野に入れて、特別職の報酬についてはぜひ検討していただきたい」という趣旨の書き方になりますかね。

段林委員：はい、ありがとうございます。

前田会長：そうだとすると、こちらで議論されたことをうまく付帯意見の中で反映して、その付帯意見で、諮問事項ではない内容でもそこに踏み込む必要性ということも含めて表現はできるかなと思います。やはり、この枠組み自体がかなりの縛りがあるからこの金額になったんだということについては、丁寧に説明をする必要があるかと思います。それはいろいろな形で重層的に書いていった方がよろしいような気がいたします。

他に何かお気づきの点はございますか。もちろん付帯意見をこうした方が良いんじゃないかということもそうですし、これはぜひ書いておいて欲しいということも含めていかがでしょうか。逆にこれは書かない方が良いんじゃないかといったことは、特になさそうですかね。つまり、別紙の中の個別の意見等について、これは書かなくても良いんじゃないかといったことがあれば御発言いただきたいと思います。

よろしいですかね。私もこうは言ったものの、これは漏れなく書いた方がよろしいのではないかという気がいたします。では、このような形にさせていただければと思います。その他、何か委員の皆様方でお気づきの点等ございますか。よろしいですかね。

(各委員うなずき)

前田会長：ありがとうございます。では、先ほどの話の方向で事務局に修正案を作成いただきまして、それを委員の皆さんにチェックをしていただくという手順になろうかと思います。では、答申案についての検討はここまでとさせていただきたいと思います。

< 3 その他 >

前田会長：では、続きまして「その他」になりますが、事務局の方から何かございますか。

事務局：はい。今、会長からお話いただきましたとおり、本日の皆様の意見を事務局で一度まとめさせていただいて、改めて答申案を作成して皆様にメールで送らせていただきます。また、修正等ありましたらメールで返信等いただきまして、何往復かして最終的な答申とさせていただきたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

前田会長：皆様よろしいでしょうか。

(各委員うなずき)

事務局：ありがとうございます。そうしましたら、その過程を経まして最終的には本審議会を代表して会長から市長へ答申をする形になりますが、今のところ12月中を目途にできるよう進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

前田会長：これは審議会を代表して私1人ということになりますか。

事務局：はい。よろしくお願いいたします。

前田会長：わかりました。与えられた仕事として、代表してお渡しさせていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

では、その他事務局からも特にございませんか。

事務局：はい。大丈夫です。

前田会長：わかりました。ありがとうございます。

< 4 閉会 >

前田会長：では、少ない回数ではございましたが、皆様方の御協力と慎重な御審議により、何とか答申にこぎつけることができたかなと思います。話の蒸し返しのようになりますが、こういうのはやはりきちんと定期的にやるべきなんだろうなということは、一つ痛感をさせられたということ。あと、審議会というのは法的にはいろいろな説明の仕方もありますが、市ですとか行政体が何か政策を遂行するときには民主主義的な社会においてどういうふうな正当性を調達するのかという問題があって、それは詰まるところをちゃんと説明しているかや、市民の意見に耳を傾けているかなどが重要になってくるところで、その意味で皆様方の御協力をいただきながら議論できたというのは、非常にありがたいことなんだろうなと思っております。私も大変つたない進行ではございましたが、皆さんの御協力で何とかここまでこぎつけることができたかと思えます。感謝申し上げます。

では、前回に比べると大幅に早いところではございますが、本日は、ここまでとさせていただきたいと思えます。本日も慎重な御審議、誠にありがとうございました。

以上

令和5年度第3回つくば市特別職報酬等審議会 資料一覧

資料1 答申案

資料2 当初予算に占める議会費の割合（他自治体比較）



令和 年 月 日

つくば市長 五十嵐立青様

つくば市特別職報酬等審議会
会長 前田 聡

つくば市議会議員の報酬額について

令和5年6月2日に諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申
します。

【別紙】

本審議会は、つくば市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、つくば市議会議員の議員報酬等の見直しについて、市長から諮問を受けました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

【議員報酬について】

- ・ なり手不足が深刻化している自治体もある中で、より多く立候補してもらうために報酬額を上げる必要がある。
- ・ 人口が同規模の自治体や施行時特例市、県内の他自治体と比較して、報酬額は低い。
- ・ 2年前の審議会の際には、コロナの状況下ということもあり、上げるタイミングとしては難しいという意見もあったが、現在は新型コロナウイルスをめぐる状況も変わり、物価も上昇しているため、上げるタイミングとしては検討しても良い。
- ・ 兼業が可能とは言え、会社員として勤めながらは難しい。議員活動に専念でき、議員自身も生活できる額であるべきであり、現在の額では低すぎる。
- ・ 市民の平均給与が大きく上昇していない中で、報酬額を上げることは市民の反感を生む可能性がある。そのため、市民にとって納得感が得られる額にする必要がある。
- ・ コロナの状況下を脱し、本市の財政状況も中長期財政見通しの資料によると、税収が回復する見通しである。また、大企業の賃上げなど現在の社会経済・雇用情勢を総合的に勘案すると、30年ぶりに上げることも検討すべきである。
- ・ 財政力指数や税収では水戸市を上回っており、今後人口も上回る試算があるため、水戸市と同程度に報酬額を上げるべきである。
- ・ 県内の他自治体や施行時特例市と比較して、予算の歳出総額に対する議会費の割合が非常に低い。予算は議会の中でも重要な仕事の一つであり、予

算規模に対して議会費の割合が低いということは、仕事の重さに対して報酬が低いことを表しており不均衡である。

- ・他自治体との比較において、期末手当の加算率に違いがあることにより年間支給額に差が出ている。そのため、年額支給額において他自治体を下回らないように報酬月額を見直すべきである。
- ・今回、いきなり上げるのではなく、この審議会を2年後や定期開催とし、その時に再検討するのが良いと考える。
- ・期末手当の加算率を含めた見直しは定期的に行うべきであり、同程度の人口規模や財政規模の自治体と比較して下回らない報酬額となるよう年間支給額の見直しを行うべきである。
- ・議員報酬について、市民がきちんと納得できる報酬の体系とすべきである。
- ・議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の支給方法の妥当性について、議会で制度の設計も含めた検討をすべきである。

つくば市議会議員の報酬月額が最後に改定された平成6年以降、つくば市を取り巻く社会経済情勢は、つくばエクスプレスの開業やその沿線開発地区における市街地整備の進展、首都圏中央連絡自動車道の市内での供用開始等により大きく変化し、市民の行政に対する要望が多様化・複雑化するなか、議員活動の果たすべき役割と責任はますます重大なものになってきています。

また、令和4年度の予算規模は、平成14年の茎崎町との合併後（平成15年度）から約77%増加しており、同じく人口は約34%増加しています。この間、議会費は大きく変化しておらず、令和5年度の当初予算に占める議会費の割合は0.37%と県内他市や施行時特例市、財政規模が同規模の他市と比較しても低くなっています。

こうした状況下にあって公的な役職への適格者を引きつけるためには、他市と比較した場合の報酬水準を考慮する必要があります。

なお、つくば市議会の議長、副議長、議員には報酬及び期末手当が支給されていますが、市によって期末手当の支給月数等算定方法が異なることから、他市との比較は年収額ベースにより行いました。

本審議会では、以上の状況等を踏まえ、公平、不偏の立場で広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、現行の市議会議員の報酬（議長、副議長、議員）額は、『年間支給額において、県内の人口上位3自治体（水戸市、つくば市、日立市）の均衡を考慮した額へ増額をすることが適当』であり、改定の時期は、『できる限り速やかに実施することが適当』との結論に達しました。

また、付帯意見として、『(1) 本審議会を定期開催とすること。(2) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の支給方法の妥当性について、議会で制度の設計も含めた検討をすること。』を申し添えます。

答 申

1 議員の報酬月額について

年間支給額において、県内の人口上位3自治体（水戸市、つくば市、日立市）の均衡を考慮し、次の額に改定することが適当である。

区分	答申額	現行額	改定額
議長	698,000円	547,000円	151,000円増
副議長	626,000円	480,000円	146,000円増
議員	584,000円	447,000円	137,000円増

各区分において、年間支給額が水戸市と日立市の年間支給額の平均額になるよう算出した額（1,000円未満切り捨て）。

2 改定時期について

できる限り速やかに実施することが適当である。

3 付帯意見

- (1) 本審議会を定期開催すること。
- (2) 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の支給方法の妥当性について、議会で制度の設計も含めた検討をすること。

コメントの追加 [T1]: 水戸市と日立市の年間支給額の平均（議長 11,036,138 円、副議長 9,903,150 円、議員 9,231,750 円）を現行のつくば市の年間支給額の算出割合（15.795）で除した額（1,000 円未満切り捨て）。R5 予算で試算すると議会費は 464,289 千円（+60,953 千円）となり歳出総額の約 0.43%となる。（現行 0.37%）

コメントの追加 [T2]: 改定率は、議長 27.6%、副議長 30.4%、議員 30.6%

当初予算に占める議会費の割合（他自治体比較）

県内市（10万人以上）+ T X 沿線市

自治体名	R5当初予算 歳出総額	歳出のうち 議会費	当初予算に 占める議会 費の割合
つくば市	108,510,000	403,336	0.37
水戸市	117,470,000	541,507	0.46
日立市	72,420,000	401,567	0.55
ひたちなか市	58,880,000	356,322	0.61
土浦市	55,280,000	331,697	0.60
古河市	51,900,000	301,000	0.58
筑西市	44,800,000	294,573	0.66
取手市	40,910,000	269,334	0.66
守谷市	34,124,000	200,460	0.59
つくばみらい市	24,996,600	196,324	0.79
流山市	85,613,000	403,916	0.47

税収に近い自治体（歳入における市税総額：450～550億）

自治体名	R5当初予算 歳出総額	歳出のうち 議会費	当初予算に 占める議会 費の割合
福井市	129,775,000	685,454	0.53
府中市	119,400,000	525,952	0.44
春日井市	116,450,000	458,150	0.39
所沢市	114,830,000	600,330	0.52
茨木市	111,200,000	523,264	0.47
市原市	108,250,000	564,000	0.52
調布市	99,770,000	515,292	0.52
富士市	92,300,000	489,257	0.53

施行時特例市

自治体名	R5当初予算 歳出総額	歳出のうち 議会費	当初予算に 占める議会 費の割合
四日市市	129,900,000	639,015	0.49
長岡市	129,897,000	535,079	0.41
春日井市	116,450,000	458,150	0.39
所沢市	114,830,000	600,330	0.52
茨木市	111,200,000	523,264	0.47
佐賀市	104,600,000	588,000	0.56
上越市	94,793,141	426,890	0.45
加古川市	93,510,000	540,139	0.58
富士市	92,300,000	489,257	0.53
春日部市	89,700,000	415,463	0.46
太田市	89,400,000	450,840	0.50
草加市	88,426,000	412,290	0.47
宝塚市	88,400,000	534,891	0.61
平塚市	87,610,000	441,732	0.50
岸和田市	84,146,027	415,659	0.49
伊勢崎市	80,317,000	456,593	0.57
沼津市	80,090,000	475,299	0.59
茅ヶ崎市	79,580,000	416,666	0.52
熊谷市	69,900,000	450,771	0.64
大和市	回答なし	回答なし	-
厚木市	回答なし	回答なし	-
小田原市	回答なし	回答なし	-